

永正十六年四月十六日

一七〇

奉行 宗參 (花押)
 奉行 宗才 (花押)
 奉行 宗流 (花押)
 納所 紹越 (花押)
 侍眞 宗琨 (花押)
 眞珠卷 紹岱
 爵恩卷 宗有 (花押)

〔眞珠庵文書〕 〇山城

〔表書〕
取越帳也
三十三回忌出錢帳

卅三回忌之出錢帳

〇上略、全文ハ文明十三年十一月二十一日ノ條ニ收ム、

壹貫文 深岳寺

〇中略

拾貫文 紹越

宗純三十三回忌ニ寄ス香錢ヲ寄

〇中略

永正七年 三月廿一日

奉行 宗籍 (花押)
 奉行 宗恩 (花押)
 奉行 宗琨 (花押)
 院主 紹越 (花押)

〔二休宗純自筆書狀〕 〇大德寺眞珠庵所藏

なをく申まいらせ候、なによりもく再興、返々めてたくてこそ候ぬれ、
 わさと御文にて申まいらせ候、さてい本寺法堂再興、
 て候處に、可有興行の由聞及候、怡悅無他て候、然り早く被取立候者、なをく目出
 たく候へく候、委細ハ山主可被申候、

十一月廿九日
 四郎左衛門殿へ

〔二休宗純自筆書狀〕 〇大德寺眞珠庵所藏

なをく申まいらせ候、委細ハ越山主御申候へく候、

永正十六年四月十六日

一七一

宗純ノ使和商ノ德再縁其就ス
 泉尾ノ大徳寺ノ法堂再縁其就ス
 臨法ノ助成シ其就ス
 寺法ノ助成シ其就ス
 興ノ助成シ其就ス
 事ノ成シ其就ス
 ヲ事ノ成シ其就ス

永正十六年四月十六日

一七二

熊越山主下向候ぬ、本寺法堂之事、柚など今の時分大義候へり、可然様に、廣徳寺へ御談合候て、急に成就候へり、可爲本望候、いかさま重て申うけ給候へんするにて候へく候、

四郎左衛門殿へらる

〔眞珠庵文書〕

○山城

法堂虹梁奉加錢

一貫文

紹越
下略

〔眞珠庵文書〕

○山城

〔繪裏書〕
〔疎壁御筆眞珠庵世事〕

一 祖師忌之事、毎歲闕木ノ由候、已後ハ彌香錢可減候間、眞前方之料足ヲ以テ、常住ノ田地ヲ所望候テ、御年忌方ニ可被相定候、但彼料足不足候者、以連々常住へ可返脚候、若此田地ニテモ、尙以不足タラハ、御月忌方ヲ以、可被勸候、御年忌事、無退轉様ニ、各可有御談合候、

一 塩噲方事、是モ田地ヲ買得セラレ候テ可然候、當座無要脚候者、先舟岡ノ田ヲ塩噲方へ被付候テ、餘計出候者、其時以連々彼田地ノ代ヲ、當住へ可有返辨候、

同寺法堂
虹梁修造
ニ奉加ス

眞珠庵ノ
規式ヲ定ム

一 酌恩・眞珠塩噲錢之事、縦雖愚僧死居候トモ、京・薪ノ細所ヨリ御催促候ニ由、堅申置候、可御心安候、味噲ハ毎年正月・二月中ニ御沙汰可有候、三・四月ニ作候へり、味噲損候、又ワウケナキ由、皆々申候、正・二月中ニ當納御取持候テ、御作可有候也、

永正十一年
九月廿六日

紹越（花押）

眞珠庵

〔酬恩庵文書〕

○山城

法度

一 衆評事、毎歲十一月十日、早晨諷經以後、老若和合、可定之也、衆議如此、
一 諸役者事、爲其役者中可被決諸事、若於不決事、以衆評可被明之、
一 諸役者、其職中雖振舞□□□□可然也、衆議如此、

右三ヶ條 沒倫 歇叟在判

一 相撲・相罵并醉狂事、見書院壁□□

一 法眷之輩、酌恩・眞珠。諸役□□□□可被勤之、爲衆中無許免外、不可有懈怠事、

一 拜塔事、酌恩・眞珠之外、可停止之、但床菜庵仁有房主、可被出之、又或極無縁、或及

山城酬恩
庵前塔主
庵トシテ
主紹信等
ト共ニ同
庵ノ規式
ヲ定ム

永正十六年四月十六日

一七三

永正十六年四月十六日

死期時者、爲侍眞可被出之、

一閣評議席以後、誹謗評議之詞輩者、可擯出事、

一祠堂利平事、并法眷僧徒利錢、堅禁制事、

一掛錫事、有不儀之子細者、取次仁躰、可懸其罪事、

一每年評議段、可注置事、

永正二乙丑年十一月十日

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 宗天 (花押) | 宗珍 (花押) | 宗廣 (花押) |
| 紹珊 (花押) | 壽椿 (花押) | 宗栢 (花押) |
| 紹本 (花押) | 紹琢 (花押) | 妙仙 (花押) |
| 信藤 (花押) | 宗存 (花押) | 紹範 (花押) |
| 宗礎 (花押) | 宗成 (花押) | 紹光 (花押) |
| 紹昌 (花押) | 性穩 (花押) | 壽全 (花押) |
| 宗籍 (花押) | 宗恩 (花押) | 宗濟 (花押) |
| 壽才 (花押) | 宗知 (花押) | 宗勝 (花押) |
| 宗昌 (花押) | 紹菊 (花紹) | 宗參 (花押) |

一條冬良
ヨリ詩及
ビ和歌ヲ
贈ラ

〔一條冬良筆詩歌懷紙〕

○大德寺眞珠庵所藏

拜一休和尚塔、呈踈壁軒云、

會聞少室有單傳、何識同參踈壁禪、仰見林間孤塔影、風霜雖古蘚痕鮮、
わかやとのものにはあれと桃のはなみのりの名とはおもはさりしを

桃華老居士冬良

〔三條西實隆筆詩歌懷紙〕

○大德寺眞珠庵所藏

後妙華寺博陸殿下、拜一休大和尚塔、有寄踈壁老禪之和漢兩篇、俯仰陳迹、一唱三
嘆、揮淚和之、又呈老禪云、

昔年衣鉢爲公傳、慚我空參文字禪、桃李昏風一宵夢、只看遺墨有芳鮮、

永正十六年四月十六日

三條西實
隆ヨリ和
韻ノ詩及
贈ラ和歌ヲ

永正十六年四月十六日

一七六

いまそしるやとの物なりもゝの花いはてみちある法のたねとは

槐陰逃虚子拜



〔眞珠庵文書〕 一〇山城

(三條西實隆)
(印文實隆)

疎壁軒

眞珠庵
納所禪師

紹越

本越前
ヨリ光庵
ニ毎眞珠
庵五貫文
ノ鹽増料
足シ運上
セム

虎松殿老母より、毎年京着拾五貫文、運上可被申候、以此代眞珠庵僧衆の鹽増無懈怠様ニ、可有取沙汰候、委細從老母派藏主(清徳紹派)の方へ、以文被申候、在所當國三宅之中、本光庵領より可上候、此旨衆中へ可有御披露候、恐惶敬白、

明應六年
三月廿日
眞珠庵
納所禪師

紹越 (花押)

尙々御影之御事、御調可然かと存候、御ちそう候者、さためて右兵衛尉殿御祝着可有かと存候、しんしやく申候へ共、又納所寮留守可仕由にて、十二月廿八日より、納所寮へ渡申候、一し恐入存候、

當春之御慶、萬々目出度存候、仍可致參之由候、次ニ御北殿様御いはい所、天祥寺申候

紹越

祖心筆蹟
京都市 大徳寺塔頭眞珠庵所藏

原寸
横縦 〇〇・五一

眞珠庵塔頭眞珠庵所藏
祖心筆蹟 明應六年丁巳

越前三宅領宅
本光庵三
ヨリ眞珠
庵毎文
十ニ貫年
ノ鹽五貫
足シ運上
セシ料

〔眞珠庵文書〕

〇山城

永正乙亥臘八後一日

槐陰逃虚子拜

眞珠庵

納所禪師

疎壁軒

紹越

虎松殿老母より、毎年京着拾五貫文、運上可被申候、以此代眞珠庵僧衆の鹽贈無懈怠様
ニ、可有取沙汰候、委細從老母派藏主の方へ、以文被申候、在所當國三宅之中、本光庵
領より可上候、此旨衆中へ可有御披露候、恐惶敬白、

明應六年
三月廿日

紹越（花押）

眞珠庵
納所禪師

尙々御影之御事、御調可然かと存候、御ちそう候者、さためて右兵衛尉殿御祝着可
有かと存候、しんしゃく申候へ共、又納所寮留守可仕由にて、十二月廿八日より、
納所寮へ渡申候、一し恐入存候、
當春之御慶、萬々目出度存候、仍可致參之由候、次ニ御北殿様御いはい所、天祥寺申候

紹越祖筆蹟

京都市 大徳寺塔頭眞珠庵所藏

原寸 横縦 〇〇・五二

眞珠庵監官少事 祖心沙書明應六丁巳

虎松殿老母より毎年
京着拾五貫文運上
可有取沙汰候
委細從老母派藏主の方へ
以文被申候
在所當國三宅之中
本光庵領より可上候
此旨衆中へ可有御披露候
恐惶敬白
明應六年
三月廿日
眞珠庵
納所禪師

深岳寺ニ
畫像アリ

同寺ノ所
在地

を、たちま□□英岳寺長老へ被爲參候は、借錢多候而寺をあけ被申候間、當寺之末寺
させられ候、御影御かけ有度之由、御申候間、御同心候者、御祝着可給之由候、然者御
し(一休宗純)さん御影、當寺ニ無御座候間、御下向候者、急度御影可給之由候、深岳寺ニ者、祖心
様御影御懸候間、天祥寺ニ濟岳様御影御懸有度之由候間、滴凍軒御座候者、御下向候様
可申にて候、若無御座候者、加野ニ御うつし候て成共、御下候者、急度御影可給候間、
御造さ成共、御調候て可然存候、御使僧ニ者、益首座(細益)か常藏主(宗尊)か、御使僧御下候て可給
之由候、委者宗本御物語可有候、我等も煩しかくとなくて、めいわく存候、院主様も
去年十一月ヨリ御煩之儀候、いまにけんなく候て、しようし存候、御煩宗本御物語可有
候、恐惶頓首、

正月十五日

(別筆) 廿一日至

(化庵宗尊) 普公尊老禪師侍着御中

宗才(花押)

〔眞珠庵文書〕

○三 山城

乍恐令言上候、仍宇坂三萬谷福松と申在所ニ、深岳寺と申候て、一休和尚草創之地御座
候、寺納雖方々御座候、彼庄ニハ百石餘御座候、其内を以、勝家御時、廿石御寄進候、
其後此在所勝政へ渡申候時、從勝政も拾五石餘御寄進候、左様之儀、長秀御代ニ御勘落

永正十六年四月十六日

同寺退轉

永正十六年四月十九日

一七八

候時候て、本尊・開山可掛置佛壇さへ無御座候間、奉仰御捧加度候、殊彼御影も、自畫自讚之儀候を、霜露こ沈候事、餘難堪こ候間、御下向を幸と存、加様こ御歎申上候、御慈悲を以て、可被仰付儀、有難可奉存候、

八月 日

〔龍寶山志〕

大德寺諸末寺志

越前州

深岳寺

祖心越座元創之、奉一休爲開祖、朝倉下野守高景之子

〔参考〕

〔花押彙纂〕

釋家

紹越

自署及ビ花押

紹越

○眞珠庵文書（山徳）
明應六年三月廿日書狀

十九日、壬午近江守護六角高頼、杉山三郎兵衛ニ所領ヲ充行フ、

〔古證文〕

伊庭長門守被官跡

伊庭長門守被官久松彦九郎跡事、爲御給恩被仰付上者、可被全知行由、從龍岩院殿様被仰出候也、恐々謹言、

永正十六

後藤豊前守

四月十九日

高俊（花押）

種村中務丞

貞和（花押）

杉山三郎兵衛殿

二十日、癸未伊豫守護刑部大輔河野通宣卒ス、子通直嗣グ、

〔高野山過去帳〕

○諸寺過去帳所收

天德寺殿天臨宗感河野刑部大輔通宣、永正十六年四月二十日、於來島城病死、

〔豫陽河野家譜〕

（永正）

同十六年七月廿日、前刑部侍郎通宣主逝去給、謚天德寺殿天臨宗感大禪定門、一男太郎通直主相續家業給、

〔來嶋系譜〕

○伊豫

久留嶋歷代之法號

天德寺殿前霜臺天臨宗感大禪定門河野通宣公、豫州和氣郡山越村天德寺開基、

〔善應寺緣起〕

○伊豫

一御當家代々御位牌有之、

天德寺殿前豫劔太守刑部侍郎天臨感公大禪定門神儀天德寺ニアリ、永正十六年己卯七月二十日、河野刑部大夫通宣

永正十六年四月二十日

一七九

法名

七月二十日卒トノ説

天德寺開基

位牌

永正十六年四月二十日

〔諸家系圖纂〕

廿四上 越智稻葉系圖

通直

五六 刑部大輔、天德寺

通直

〔河野氏系圖〕

通直

刑部大輔、天德寺殿天臨宗感

通直

〔寛永諸家系圖傳〕

百四十五 越智姓 一柳

通直

刑部大輔、後富春齋と號す

通直

〔寛政重修諸家譜〕

六百二 越智氏 河野

通直

六郎、刑部大輔、法名天德寺

通直

〔河野通宣〕

天德寺 畫像

天臨居士肖像

孝靈□子、□德□賢、□專

永正龍集卯小春如意

前永平□門老納□書

○通宣、卒去ノ日ヲ七月二十日トナス説アレド、姑ク高野山過去帳ニヨリ、コノ日ニ掲グ、通宣、家督ヲ嗣グコト、明應九年正月二十日ノ條ニ、伊豫善應寺ヲシテ、寺領ヲ直務セシムルコト、同年四月十七日ノ條ニ、同國天德寺塔頭ヲシテ、善應寺領等ヲ安堵セシムルコト、同年七月二十五日ノ條ニ、善應寺ニ禁制ヲ掲グルコト、文龜二年九月二十一日ノ條ニ、同國仙遊寺ニ禁制ヲ掲グルコト、永正元年正月是月ノ條ニ、天德寺ヲシテ、同國吉原郷大谷作職内ノ地ヲ進止セシムルコト、同六年四月十九日ノ條ニ、僧賢目ヲシテ、同國國分寺住持職及ビ寺領等ヲ安堵セシムルコト、同八年四月二十八日ノ條ニ、國分寺ニ禁制ヲ掲グルコト、同十一年四月八日ノ條ニ、仙遊寺ヲシテ寺領ヲ安堵セシメ、諸役ヲ停止シ、又同寺ノ壁書ヲ定ムルコト、同年五月十一日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

永正十六年四月二十日

永正十六年四月二十日

〔花押彙纂〕部 河野通宣

花押

花押

○天德寺文書(伊豫)
明應九年七月二十五日安堵狀

○伊豫國分寺文書坤
永正十一年卯月八日禁制

墓 天德寺ヲ建ツ

居城湯月城

上卿等ノ參向無シ

近江訴訟ノ爲メ神輿動座

〔二柳家史紀要〕 越智以降一柳初代間略系譜

一五四 通宣 代益丸、六郎、刑部大輔、永正十六年七月二十日卒、諡號天德寺殿天臨宗感大禪定門、墓松山市外山越村天德寺、

〔三名集〕 坤 和氣郡 天德寺 禪宗 河野刑部大輔通宣公建立、永正十六年逝去、通宣公畫像有之、

〔諸國廢城考〕 四十一 伊豫 湯月城 後文明中ニ至テ、河野刑部大輔通直此城ニ移居ル、

通直卒シテ、ソノ子通宣相續テコレニ居ル、然ルニ、(河野)通春ノ嫡男通篤久ク牢人アリシカ、一年平岡下總守、通篤ト一味シテ計略シケル間、文龜三年八月、通宣遂ニ此城ヲ没落ス、通篤因テ此城ニ移居ル、永正中又通宣カ爲ニ逼ラレ、梅子城ニソ楯籠ル、通宣遂ニ此城ニ歸居ル、通宣卒メ、子通直禪正、相續テコレニ居ル、○上略

二十一日、申、日吉祭延引、尋デ、之ヲ追行ス、

〔宣胤卿記〕 六月廿二日、晴、○中今日日吉祭云々、式月延引也、上卿以下參向無之、

〔天台座主記〕 五 華頂要略百廿四所收 第六十二 二イ 無品覺胤親王妙法 治山廿三年、伏見式部卿貞常親王五男、母贈一品重有卿女、後土御門院御猶子、

(永正十六年) 四月、日吉神輿動座、爲江州訴訟云々、依之日吉祭延引、
(六月) 同月廿二日、遂行日吉祭、上卿以下無參向、

永正十六年四月二十一日

永正十六年四月二十二日

一八四

〔續史愚抄〕

四十五 後柏原院下

四月廿一日、甲申、日吉祭延引、依近江訴神輿動座故云、宣胤卿記

六月廿二日、甲申、此日有日吉祭、上卿・辨等不參向、宣胤卿記

播磨守護赤松義村、同國光明寺ノ法度ヲ定ム、

〔播州古城蹟集錄〕

下 播磨 加東郡

播州加東郡五峯山光明寺法度條々

- 一山林竹木伐採事、附諸殺生之事、
 - 一棟別・有福、檢斷事、
 - 一寺領・坊料并買地分等、諸侍違亂事、
 - 一寺中輩、爲諸侍之被官之事、
 - 一破寺法、狠相勤輩之事、働敷
- 右條々、堅令制止候訖、若有違犯族者、可處罪科矣、彌可被抽當家武運長久之懇祈者也、仍法度下知如件、

永正十六年四月廿一日

(義村) 赤松兵部少輔在居判

二十二日、乙賀茂祭、

〔三水記〕

四月廿二日、參當番、賀茂祭御盃如恒、常御所五六獻參了、甘露寺大納言、

有福

寺中輩ノ諸侍被官ト爲ルヲ禁ズ

常御所ニ於テ御宴

(三條西公修) (菅尾隆康) (菅業主) 帥卿・予・伯三位・山科三位・(官稱) 橘以緒等令祇候、各令沈醉了、予殊更沈醉、忘前後、不可說了、

二十三日、丙幕府、本能寺ヲシテ、寺領ノ屋地ヲ安堵セシム、

〔本能寺文書〕

一 山城

本能寺領四條坊門以南町面東頰口、南北貳丈八尺五寸、東西拾三丈五尺、屋地事、對寺僧忍勝坊、父匠範讓與狀炳焉也、歿彼忍勝爲菩提寄附當寺以來、當知行之旨、請文顯然之上者、彌領知不可有相違由、所被仰下也、仍執達如件、

永正拾六年卯月廿三日

(飯尾之秀) 下野守 (花押)
(菅藤時基) 上野介 (花押)

當寺雜掌

二十四日、丁筑前守護大内義興、同國宮崎八幡宮神人奧堂左衛門大夫、二油役・諸公事ヲ免除ス、

〔宮崎宮文書〕

(大内義興) (花押)

依爲宮崎神人、御油役・諸公事以下、任先例、被免許畢、仍狀如件、

永正十六年四月二十三日 二十四日

一八五

寺僧忍勝亡父菩提ノ爲メノ寄進地

永正十六年四月二十五日

永正十六

四月廿四日

興秀奉

飯田興秀奉

二十五日、子權中納言勸修寺尚顯ノ女尚子ヲ從五位下ニ敍シ、典侍ト爲ス、

〔掌侍典侍宣旨〕○宮内廳書 陵部所藏

永正十六年四月廿五日 宣旨

從五位下藤原尚子

宜爲典侍、

藏人頭左中辨(萬里小略)藤原秀房奉

宣旨一枚

從五位下藤原尚子、宜

爲典侍事、

右奉入如件、

四月廿五日

(三條四公修)大宰權帥(花押)

名字ノコ
トヲ中御
門宣胤ニ
謔ル

東坊城和
長名字ヲ
撰フ

大外記局

(端裏書)從五位下藤原尚子爲典侍事 永正十六年四月廿五日

從五位下藤原朝臣尚子

從二位行權中納言兼(大)大宰權帥藤原朝臣公條宣、奉勅、件人宜爲典侍者、

永正十六年四月廿五日

掃部頭兼大外記造酒正博士河內守中原朝臣師象奉

〔大外記局 大宰權帥(花押)〕○コノ裏書ハ、口宣案ニ添ヘタル下知狀ノ禮紙ノ上書ナラン、

〔宣胤卿記〕四月廿一日、晴、勸黃門狀來、息女今月中可進之由、自內被仰下、名字

等事也、

廿三日、晴陰、勸中狀來、息女名字事、申遣爲學卿之處、(五條)大藏卿可然之由返答云々、愚

存同前之由返答了、

廿四日、晴、勸中狀來、息女名字事、申遣大藏卿之處、尚子、切志、興子、切志、貞子、切微、

此三注折帛、此內何可然哉云々、內々備叡覽、任時宜之條可然之由返答了、又奉書禮節

遣藏人頭、問之、謹言不可然歟、自中納言ハ恐々可然歟、又藏人頭左中辨殿、藏人ノ二字不可然之

由返答了、

永正十六年四月二十五日

尙子ハ永陽門院久子ト同訓

同訓苦カラズ

足利義尙ト同一字ナルモ苦カラズ

永正十六年四月二十五日

一八八

廿五日、雨降、秀房朝臣狀來、尙子敍爵并典侍事、宣下書樣問之、藤原尙子、從五位下藤原尙子、宜從五位下、原尙子、此分書遣了、舊章、勸中狀來、尙子、永陽門院久子、同訓、如何之由上卿帥中納言申之、可爲與二内歟云々、同訓事、高陽院、泰子、北山院、康子、承明門院、在子、安喜門院、有子、鷹司院、長子、章善門院、永子、延明門院、延子、嘉樂門院、信子、又玉葉云、女房名同訓不憚、中宮安子名人也、又國母也、然而高陽院泰子也、況於已下哉、只今有此所見、可尋遣大藏卿之條可然之由、返答了、

廿六日、晴、○中勸中狀來、尙子事、同訓不可苦之由、(三條西實勝)入道前内府入魂、且又大藏卿不可憚之由覺悟之由申之、可爲尙子云々、

廿七日、晴、勸中狀來、尙子位記到來、讀樣可點與云々、今日新參云々

〔宣胤卿記〕 永正十六年春夏 四月、

又官位同日之時、一通書樣被注下候、畏入候、貫首へ禮節彌案、昨日引見候、執達陳イとイかり候、恐々謹言たるへく候、昨日暮候間、ふたくと申入候つる、

御札委細拜見恐悅候、名字事、内々可伺申候、いつれにてもと仰にて候い、尙可然哉之由存候、(足利義尙)常徳院殿御字、誠不可苦存候、今日可然候間、可申入心中候、昨日委細被勸下候、亦條々示給候畏入候、旁可參申入候、誠恐謹言、

即刻

尙顯

例式一番芳免候、

先日條々示預候、返々畏悅候、仍此薦、雖輕微至候進入候、御藥候之間、御賞翫候者尤可爲本望候、旁可參申入候、誠恐謹言、

四月晦日

尙顯

尙子ノ出仕 日々典侍ト號ス 新造ノ局ニ移住

〔二水記〕 四月廿七日、○中傳聞、今日有御今參出仕云々、勸修寺中納言息女也、從去年被祇候了、號目目典侍云々、

廿八日、○中晚陰、參當番、於目々典侍殿局有酒宴、局二對也、近日新構了、今日初而被移住也、

〔參考〕

〔勸修寺家譜〕

尙顯權大納言、正二位

尹豐

女子

永正十六年四月二十五日

一八九

永正十六年四月二十五日

大納言典侍

女子

尚子 大納言典侍

○十一月四日、清子河端實治卿ヲ掌侍トナスコト、便宜左ニ合致ス、

〔掌侍典侍宣旨〕

○宮内廳書陵部所藏

永正十六年十一月四日 宣旨

藤原清子

宜爲掌侍、

藏入右中辨藤原資定奉

〔編纂書〕
藤原清子爲掌侍 永正十六年十一月四日

藤原朝臣清子

從二位行權中納言兼〔天〕太宰權帥藤原朝臣公條宣、奉勅、件人宜爲掌侍者、

永正十六年十一月四日

掃部頭兼大外記造酒正博士河內守中原朝臣師象奉

〔裏書〕
大外記局 大宰權帥〔花押〕

○コノ裏書ハ、口宣案ニ添ヘタル下知狀ノ禮紙ノ上書ナラン、

〔二水記〕

十一月四日、○中入夜參新典侍殿局、今日御五伊御今參也、從御前退出之後、

河端實治
女出仕

浦上村宗
ノ斡旋

有孟酌數反、各令沈醉了、號新内侍、河端實治卿之息女也、清子云々、

○清子ヲ内侍ト爲スコト、十三年六月九日ノ條ニ見ユ、

二十七日、庚寅、播磨守護赤松義村、大德寺ヲシテ、同寺領播磨小宅莊内三職分竝ニ同寺塔頭德禪寺領同國平位莊内ノ地ヲ直務セシム、又兩莊ノ名主・百姓ヲシテ、其年貢等ヲ寺家ニ進濟セシム、

〔大德寺文書〕 二

〔折封ウハ書〕

浦上掃部助

〔橋本宗仙〕
長勝軒 御報

村宗

〔編纂切封〕
「ハ、ハ、」

御狀之趣、委細令拜見候、仍三職分事承候、爰元之儀、涯分相調、自是可申上之通、御報申上候、於我等更不存疎略候、此等之趣可預御心得候、次當國事、如仰無別儀候、可御心安候、恐惶謹言、

三月十二日

村宗〔花押〕

長勝軒 御報 ○以下五通ノ文書ハ、ソノ年ヲ詳カニセザレドモ、文意ヨリ略々本年ノモノト推定セラル、仍テシバラク茲ニ掲ゲ、

永正十六年四月二十七日

永正十六年四月二十七日

小寺方案

小宅庄大德寺領事、以前其方在庄之時如申候、御還補候て幾程も候りて、於内輪押領之儀、京都に聞不可然候間、野州(赤松村秀)に急度被仰候者、定而不可有別儀候と存候、舊冬嚴西堂(殿叔周殿)下向之時も、○十五年十二月二日ノ條參看、都鄙嚴重御成敗、上意御感之思食通被申候キ、加様之儀被仰付候りて、何事も不可有曲存候、御披露肝要候、委細尙慶藏主可被申候、恐々謹言、

三月十八日

則職(小寺)在判

櫛橋殿御宿所

小宅へ之案文河原方へ

大德寺領小宅庄事、去年致強入部之由、寺家被歎申候、子細如何様之儀候哉、言語道斷之次第候、庄主急度可有入部之通被仰出候、於去年之所務候者、早々可被渡寺家代へ候由候、恐々謹言、

三月十九日

請實(志水)

朝親(衣笠)

櫛橋(志水)

則高

赤松義村
周嚴ヲシ
成敗セ重シム

河原次郎左衛門尉殿

下野方へ奉行案(赤松村秀)

大德寺領・德禪寺領事、先度被仰出候處、于今不被去渡候、以外御氣色候、御由斷不可叶候由候、恐々謹言、

四月廿四日

請實

朝親

則高

下野守殿

下野方之案文

就小宅庄内大德寺領并德禪寺領儀、被仰出候間(曾也)示給候、今明日中(曾也)之、以使者委細可申上候條、可然様御取合、可爲本望候、恐々謹言、

四月廿五日

村秀判

櫛橋豊後守殿

永正十六年四月二十七日

永正十六年四月二十七日

衣笠左京亮殿

志水孫左衛門尉殿

一九四

舊冬競望ノ族アリ

大德寺領播州小宅庄之内三職分并平位庄内德禪寺領事、舊冬雖有競望之族、爲寺家直務、不可有領掌相違之由候也、仍執達如件、

永正十六年四月廿七日

請實(花押)

朝親(花押)

則高(花押)

當寺雜掌

義村寺家
上使ノ入
部ニ家臣
ヲ副フ

大德寺領・德禪寺領事、爲直務庄主入部之條、上使被相副大西新右衛門尉・安東對馬守候訖、年貢諸公事物等、如先々可致寺家代于其沙汰者也、仍執達如件、

永正十六年

四月廿七日

請實(花押)

朝親(花押)

則高(花押)

小宅庄平位庄

名主百姓中

下野守方返事案文

就大德寺領・德禪寺領庄主入部儀、上使兩人被相副旨示給候、尤存候、恐々謹言、

(永正十六年)五月八日

下野守村秀在判

櫛橋豐後守殿

衣笠左京亮殿

志水孫左衛門尉殿

御返報

下野方之案文

小宅庄内三職分、去年年貢米之事、一向此方へ不納通、先度參置候使者申由候、近比無案内之申事候、少者納置儀候條、其外彼庄主ニ可渡進旨、可申付候、可然様御披露所仰

永正十六年四月二十七日

一九五

永正十六年四月二十七日

一九六

候、恐々謹言、

五月廿四日

村秀判

櫛橋豊後守殿

衣笠左京亮殿

志水孫左衛門尉殿御宿所

大德寺領・德禪寺領去年分事、先納請取無紛候、急度被仰付被渡遣可然候、不可有御由斷候、恐々謹言、

六月七日

三判

下野守殿

御宿所

小宅庄之内三職分并平位庄之内右方分去年公平事、先納請取無紛候處、不被及是非候事、近比不可然候、雖可致披露候、一端河原次郎左衛門尉方へ被相届候、可承候、依返事可申上候、恐々謹言、

六月七日

三判

大西新左衛門尉殿御宿所

下野方案文

小宅庄之内大德寺領并德禪寺領、去年此方へ請取分、彼代官可渡之由、被仰出候間、意得申候、其通可申付候、可然存候、御取合肝要候、恐々謹言、

六月八日

村秀在判

三奉行

○幕府、大德寺ヲシテ、三職方竝ニ德禪寺領ノ先莊主ヲ改易シ、年貢ノ寺納ヲ全ウセシムルコト、十四年十一月九日ノ條ニ見ユ、

備前浦上宗久、同國清平寺ヲシテ、同寺領同國西大寺市場・家屋敷ヲ安堵セシム、

〔西大寺文書〕

當所市庭・家屋敷、如先々不可有相違、萬一於違亂之輩者、可加成敗、此旨可有存知候也、仍狀如件、

永正十六

四月廿七日

宗久(花押)

永正十六年四月二十七日

一九七

永正十六年四月二十八日

清平寺

納所

一九八

○浦上國秀、同寺領西大寺市場・家屋敷等ニ、諸公事ヲ免除スルコト、天文二年七月十二日ノ條ニ見ユ、

二十八日、卯、是ヨリ先、出雲守護尼子經久、同國杵築社ヲ造營ス、是日、遷宮ヲ行フ、

〔千家文書〕十二 ○出雲

〔永正年中大社御造營之次第〕

永正年中大社御遷宮覺次第

○中略、正殿立柱ノコトニカ、ル、七年六月二十四日ノ條ニ見ユ、

棟上 奉行龜井 奉行龜井 秀綱多胡 悉久 遷宮

一御棟上之事、永正十六年卯、三月十四日戊申、午之刻、兩國造出仕、奉行龜井能登守・多胡入道兩人、國方より大工へ引馬あり、兩國造より馬不出候、

一御遷宮之事

永正十六年四月廿八日、かのとの亥の時、社徳分の當日當夜等分之分申候、千孝當方之上官、別火上官ト以上八人也、左之御役也、

輿昇

千家豊俊 北島雅孝 供奉ス 古殿ノ御供

別火上官

尼子經久 ヨリ上官 中ヘノ下

神子

一御こしかきの事、さきをい、北嶋方ノ役者江田重服たる間、名代之今岡源兵衛・上田源三郎兩人也、御こしの跡をい、菅井長門守・同名彌左衛門兩人ノかき申候也、北嶋雅孝ノ御輿の先、當方ノ御こしの跡を行、千孝豊俊行年三十三歳也、
一當夜古殿にての御供、當方執行也、遷宮ノ明ル日の御供、先當方執行いたし候、其後北嶋方取次也、
一別火上官之事、北嶋方より惣合たるへきよし申事共候、雖然、當方孝宗ヨリ別火國吉之御出し候而、當方之上官八人之内まかはさると、奉行龜井殿宿之而、此方より中
高證跡持せ候而罷出候、北嶋方より稻岡清孝被出候而、龜井殿宿ノ越峠ノ民部兵衛方也、兩方たいけつ候て、當方之上官之落着候、別火源六弟千若上官之罷出候而、當方之役左ヲ仕候、其上文明十八年九月廿八日之、閑院ノ御遷宮なし被申時も、別火勘解由左衛門尉當方之上官之罷出候、爲已後懇之印置者也、北嶋方之ハ上官四人之而候、上官十二人之中へ、六貫文尼子殿無久ヨリ御出候、壹人別五百文宛之而候、當方へハ別火上官共之四貫文請取候、
一神子三人内、壹人ハ中座神子也、きぬ三疋被出候、二疋當方へ請取申候、神人へハ多ほし一かしらあて、すひかんの布貳たんあて被出候、四人之役人立多ほし四かし

永正十六年四月二十八日

一九九

永正十六年四月二十八日

三〇〇

ら、上官中へも立ゑほし十二かしら、ひあふき十二本被出候、
 一 武家役、朝山殿名代こ、佐陀ノ別火罷出候、御くつの役也、多禰殿役をい実道六郎殿
 ヨリ御やとひ候て、中高御御けん役申候也、是は多禰役也、中上官ノ、中右馬丞
 宗清御弓ヲ持申候、北嶋上官無人候とて、ゆやの別火子秋上兩人出仕させられ候、
 新儀こ而、以後叶ましく候、

一 六てやうちの事、しそくの役也、成長と申者嶋禰ヨリ罷出候、かふりくろそくたひこ
 て候、同しそく之役森脇也、佐陀ノ江多久しやうけんと申者、森脇分ヲ知行仕候、名
 代ヲやとひ候間、當方被官こ而候佐慶宗六彼名代こ出申候、是もかふりくろそくたひ
 こ而候、

一 安所・才所兩人、是も名代にて候、御てうしを持申候、かふりくろそくたひこ而候、
 安所名代この柳原民部兵衛子小大郎仕候、當方より罷出候、才所名代こ北嶋被官大熊
 又次郎仕候、惣ノ多禰・朝山・成長・森脇・安所・才所之役こ候、何も公方より御給
 分過分こか、へ申候而、下知之役こ罷出候、然間しやうそく出立をも、わたくしこ仕
 候而罷出候、名代方への過分こふせを出し候、

一 御遷宮精進之事、國造ハ三七日、二七日この、別ノ座敷をこしらへ、しめを引候而、

きんそくこ而候、三七日目ヨリ社頭こ參籠也、女こ物をも取不渡候、上官ハ二七日、
 後之一七日國造同前こ社籠也、

永正十六年四月晦日

出雲豊俊 (花押)

〔千家文書〕

四 出雲

兩家上官社頭相定條々

- 一 社頭出合、如先規、
- 一 御供之三升も□り分ぬ如前々、
- 一 千家上官七人内、あく上官未定、
- 一 北嶋上官四人内、むかひぬ同未定、
- 一 三月會、去年當年懈怠、其沙汰可有言上事、四月十七日後こ仕、森□(花押)
- 一 大宮・小宮遷宮之事、一同之例可任候、
- 一 正月之出仕、國造代々之御書居敷之間、千家とのへ毎年可致出仕事、
- 一 大庭之宮之御定、如先々、大庭之別火神主正月七日出仕之事、
- 右條々相定候上ハ、上官・神人等、以神慮於相定狀如件、

永正十六年卯月十五日

清孝 (花押)

永正十六年四月二十八日

三〇一

永正十六年四月二十八日

佐草 孝□(花押)

二〇二

〔千家文書〕^八 出雲

(折紙ウハ書)

龜井能登守

千家殿 入々御中

秀綱

就別火上官之儀、今度御遷宮之時被仰昭候、兩方證跡致拜見、如先規御きて之役仕候上者、御方上官迄にて候間、以後も可爲如其候、巨細之段中殿申入候、恐惶謹言、

永正十六年 七月十三日

秀綱(花押)

千家殿 人々御中

〔北島文書〕^十

(編裏書) 當社遷宮式事實北嶋家舊記 公儀に差出扣

大社御造營并國造遷宮式事實北嶋家舊記

略○中

一後柏原院 將軍義積公以御内書、大守尼子經久奉行、

永正十六年^{戊寅}四月廿八日、假殿式、國造北嶋雅孝遷宮執行、

從文明十八年至于今年曆三十三年、

略○中

右、齋明天皇以後、御造營之年曆并遷宮執行之儀、北嶋方舊記之旨、如此御座候、尤自兩家相分以來、每遷宮兩家立合相勸申候得共、遷宮頭領之國造計書付指上申候、以上、

寛保元年酉五月

〔北島文書〕^五

(編裏書) 大社御遷宮入用之寫し

兩國造之相分り造營方北嶋執行之覺

略○中

一永正十五年^{戊寅}のえ刁四月廿八日、かのとう、御遷宮、

以上

右へ壹所之集書寫之、

〔杵築大社遷宮次第〕 一尼子伊豫守經久御立願御社頭へ御柱立、永正七年^{庚午}六月

廿四日也、新初有テヨリ九年メ、永正十五年^{戊寅}成就也、勤行衆廿人下向也、

○杵築社正殿立柱ノコト、七年六月二十四日ノ條ニ見ユ、

伊勢宗瑞、相模箱根社領別當勘忍分ノ地等ヲ、其子同社金剛王院菊壽

丸^長、ニ與フ、

永正十六年四月二十八日

二〇三

永正十六年四月二十八日

〔相州文書〕

三 足柄下郡 箱根山金剛王院藏

別當勘忍
分在所

はこねりやう別たうかんにん分さい所

一五十三くわん四百文

いつさの

一百二十くわん文

とくら

一十七くわん文

さわち

一廿八くわん文

くわ原

一廿くわん文

かつさのくに二みやのねんくのうちにてしよしやう、

已上二百四十八くわん四百文

はこねりやう所之菊壽丸知行分

一四百くわん文

おたいら

六くわん文

同宿のちしせん

廿くわん文

同おのくより出やしきせん

一百くわん文

かたうら五かむら

一二百くわん文

はや川

一十三くわん四百文

下ほり

上總二宮
ノ年貢

菊壽丸知
行分

小田原宿
ノ地子錢
屋敷錢

久野道場
分

一十五くわん文

くのしたうちやうふん

一五十五くわん

上きつさわ

一五くわん文但いのと
しの納分

しらねこやす

一十一くわん五百文

ほしのや寺ふん

一百四十くわん文うのと
しの納

ゑちのかう

一百卅五くわん文此内卅くわん文
すきき被下

みしまとたふん

一五十一くわん文

たかはき

一八くわん文

中こほり

ふなこ

一廿三貫文

同

なかもち

一八十くわん文但これ小田原やし
きのおへにちきやう

ひさとみ

已上千二百五十二貫九百文

一六十二貫七百十四文

松田そし分、おかたこ被下、

已上

一七十くわん文

かぬ田 しんみやうゐんこ被下、

一廿くわん文

あなへの内せしも分 同人

永正十六年四月二十八日

永正十六年四月二十八日

二〇六

一 二百くわん文ほんねんく 同入
 一 百卅くわん文 小ふくろや 同入
 一 八十くわん文 いさい田 同入
 一 已上五百くわん文
 一 二百くわん文 い山 しんてんこ被下、
 一 百十くわん文 ひしぬま
 一 已上三百廿くわん文
 一 七十三くわん文 とみおか 大草
 已上
 一 七十三くわん文 とうふく寺分 すゝきこ被下、
 一 卅くわん文 よたふん 同源四郎こ被下、
 已上百三くわん文
 合千八十八くわん七十四文
 一千くわん文 かつさの國二のみやねんくたいくわんしや別こあり、
 都合三千五百くわん十四文

宗瑞讓與ノ在所

此ほかそう瑞ゆつりのさい所

一 二百七十一くわん文米共ニ、 たか田のねんく
 一 二百八十くわん文 おにやなきしんてんたいくわん
 一 二百くわん文ほんねんく、但當納 ちかさき 大草たいくわん
 一 卅四くわん六百文 宮かた、同はらかた
 一 百五十くわん文 大たいら 但御しんさうさまとこわけふんたるへし、
 以上九百卅五くわん六百文
 惣都合四千四百六十五貫六百十四文

永正十六年卯四月廿八日

宗瑞(花押)

菊壽丸殿

是月、冷泉爲廣、加賀二下向ス、

〔三水記〕 四月七日、午後參菊亭、庭田・花園・予、各携一壺了、近日民部卿衆一向賀
 州下向云々、仍送鞍之心也、終日飲醉、飛鳥井少將來、入夜歸家了、

送別ノ宴爲廣ハ一向宗

永正十六年四月是月

二〇七

永正十六年五月七日

五月小盡
甲午朔

七日、庚子高倉永家、山城妙顯寺ヲシテ、其祖父永繼ノ同寺ニ沽却セル敷地ヲ安堵セシム、

〔妙顯寺文書〕一〇山城

(高倉永家)
(花押)

妙顯寺敷地八町々之事、祖父永繼卿任沽却之旨、知行不可有相違候也、仍狀如件、

永正十六年五月七日

賴清奉

妙顯寺

就當寺敷地之儀、永繼卿沽却之段、明白候間、以其旨、藤兵衛督手付判形事承候、則調進之候、然上者、無相違御知行目出度存候、恐々謹言、

(附書)
永正十六年
五月七日

妙顯寺
月行事

(附書)
「粟津新右衛門尉」
貞清 (花押)
(附書)
「粟津彦四郎」
賴清 (花押)

敷地ノ四
至

當寺敷地八町々、東西洞院、西油小路、南三條坊門、北限二條大路、事、藤中納言永繼卿雖爲舊領、沽却之儀分明候、然

義種ノ下
問

今度依御尋、申披子細被聞食分候、既永繼卿沽券之旨、攝津守存知之上者、當知行不可有相違候也、恐々謹言、

八月廿日

(攝津守)
元親 (花押)

妙本寺御房中

〔參考〕

〔本化別頭佛祖統紀〕

十六列傳
敕賜妙顯寺歷代列傳

第四代日霽上人傳

明徳四年癸酉、將軍義滿、割寸金之地附寺、師宏寺院之基、盡力乎修營、乃改寺號爲妙本、事見別記、〇上
下略

九日、壬寅今宮祭、

〔後法成寺尚通公記〕

十
五月九日、壬寅

晴、今日今宮祭、小童令見物、其歸路ニ徳

(公記)
大寺小童被來、

〔宣胤卿記〕 五月七日、晴、今宮祭如例云々、

〇永正十三年八月日次記所見ノ今宮祭ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔永正十三年八月日次記〕

永正十六年八月十六日、今宮祭禮、

永正十六年五月九日

妙顯寺一
時妙本寺
ト稱ス

尚春ノ子
彦四郎
父一長
知恩寺
自盡セシ

十一日、辰淡路守護細川尚春、細川澄元ノ部將三好之長ニ殺サル、

〔細川兩家記〕

（永正十七年五月）

（三好）

同日、之長同名新四郎も御免として此寺を出給ふ、然所に、淡路彦

春ノ子

四郎殿、げんざいおやのかたきとて申請させ給ひ、上京百萬遍して腹切給ふ、

（知恩寺）

○三好之長、五月十一日ノ條ニ見ユ、同名新四郎介錯し、我も則腹切ぬ、淡路守殿むかへり月に、かやうに

有ければ、只人間の因果のめくるにはやさもの哉と、人々申也、

○上

下略

〔永源師檀紀年録〕

乾

（永正十七年五月）

同日、三好筑前守之長、同名新四郎共ニ、百萬遍ニ於テ

自殺ス、此ハ一命宥免ノ處、淡路ノ彦四郎殿、去年今日、其親ヲ彼レカ爲ニ失フ故ニ、親ノ怨ナレハ迎テ乞カ故、如此也、息次郎・孫四郎降セラレケレトモ、彦四郎乞テ、翌

十三日自殺セシム、

〔重編應仁記〕

十

三好希雲居士降參自害事

（十六卷）

（十六卷）

然ルニ三好希雲居士ハ、去年阿波國高津ト云所ニテ、一方ノ主君ト仰ギ來ル細川淡路守

〔向、下河〕

成春ヲ弑シ討タリケレバ、是ハ敵ナガラモ主筋ノ人ナルニ、希雲放逸ノ舉動ナレバ、行

末頼シカラジトテ、危ブム人多カリケルガ、案ノ如ク、此度京都ノ高國方ヲ難無ク追落

シタリケレ共、味方ニ參ル者モ無ク、剩ヘ今迄味方シケル者モ、希雲ガ驕ヲ惡ンデ、アハ

レ何事モ有レヨカシ、敵ト成テ思知ラセント巧ム族モ多カリケル、

○中略、之長、細川高國ト洛中ニ戰ヒテ敗ル、コトニ

之長尚春
ヲ阿波國
津ニ殺ス

カ、ル、十七年五月五日ノ條ニ收ム、扱又三好希雲居士ハ、曇華院ニ忍居テ、其夜落ナバ落ベカリシニ、運命

ヤ盡タリケン、其子三好孫四郎長則・芥川孫次郎長光モ此所エ尋來テ、暫止リ居タリケ

ルヲ、頓而此事顯レテ、高國方ノ軍兵多勢程無ク押寄テ、曇華院ヲ取卷タリ、希雲遁ル

、方無シテ、比丘尼御所ヲ頼ミ、高國方エ降參シテ、一命ヲ乞ケレバ、高國モ聽受ケ、

サラバ先ツ二人ノ子共ヲ此寺ヨリ呼出セヨトテ、長光・長則兩人ヲ曇華院ヨリ呼出シ、

同日、高國彼等ニ對面シテ、赦免ノ趣云渡サレ、其マ、上京ノ安達ガ宿所エ入置カル、

翌十一日、希雲居士并故越後守ガ子三好新四郎ヲ、曇華院ヨリ取出シテ、百萬遍寺エ入

置カレ、既ニ彼等ガ一命ヲ助ケラレル處ニ、細川故淡路守成春ノ子彦四郎尚春、頻ニ高

國エ歎訴シテ、希雲ハ全某ガ父ノ讎ニテ候條、是ヲ賜リ誅シ度由、様々望ミ申サレケレ

バ、終ニハ請受テ、彦四郎ノ軍兵共百萬遍寺ヲ取卷テ、自害遲シト攻ニケル、希雲居士

今ハ早遁レ行ベキ様ナケレバ、今日此寺ニテ、希雲モ新四郎モ腹切テ死ケルガ、誠ニ弑

逆天罰ノ報ニヤ、今日ハ亡君淡路守成春ノ一周忌ニ相當レリトテ、其比皆人取沙汰ス、

○畠山記
異事ナシ、

〔細川系圖〕

成春 彦四郎、淡路守、

永正十六年五月十一日

永正十六年五月十一日

二二二

尙春 童名彦四郎、淡路守

〔系圖纂要〕

六十五 清和源氏十四 細川

成春 彦四郎、淡路守、隠岐守、淡路守護、

尙春 本之信、淡路守、永正四年五ノ廿三卒、桂堂院以久大公、

〔妙勝寺文書〕

○淡路

〔編纂切封〕

此城妙勝寺御祈禱、彌可被致精誠候、恐々謹言、

十二月十日

尙春（花押）

妙勝寺住持

〔蔭涼軒日録〕

延徳三年十一月廿七日、不參、天快晴、早且就鹿苑寺事、遣一行於常喜軒月江和尚、傳一語云、來晚來話、可奉蒞云々、齋罷、慈照翁來降云、御佛事要脚事、被仰付于安富筑後守之由奉之、珍重候、然者東藏坊以僧可督之、可賜一行、乃命昌子（兼世）書一行渡之、淡路守殿屋形買得之、爲本房、百五十貫文買之云々、常喜軒來、見伸謝、勸盃打話、

邸宅ヲ相
國寺ヲ喜
軒ニ沽却ス

初名之信
永正四年
卒ストノ
説

自筆書狀

○尙春、父成春ノ後ヲ嗣グコト、文明十七年五月十五日ノ條ニ、臨川寺三會院領ヲ押領スルニヨリ、ソノ押妨ヲ停メラル、コト、文明十七年九月十一日ノ條ニ、阿波守護細川成之ノ分國亂ル、ニ依リ、之ヲ援クルコト、同年十月十二日ノ條ニ、義政ノ命ニヨリ、相國寺ヲ警固スルコト、同年十二月九日ノ條ニ、方違トシテ義尙ヲ、其第ニ迎フルコト、長享元年正月四日ノ條ニ、細川政元ヲ慰解スルコト、永正二年正月十五日ノ條ニ、上野政益等ト、讃岐ニ細川成之ヲ撃チテ、克タザルコト、同年五月是月ノ條ニ、三好之長ヨリ攻メラレントスルコト、三年七月三日ノ條ニ、香西元長兄弟、細川澄元第ヲ襲フニ依リ、細川高國ト共ニ、幕府ヲ警固スルコト、四年六月二十四日ノ條ニ、高國等ト、澄之ヲ山城崇禪寺遊初軒ニ攻メテ殺スコト、同年八月一日ノ條ニ、和泉ニ在リテ、畠山尙順ニ應ズルコト、同年十二月四日ノ條ニ、其兵、高國ノ兵ヲ和泉ニ破ルコト、八年七月十三日ノ條ニ、之長等、淡路ヲ侵スニ依リ、和泉堺ニ奔ルコト、十四年閏十月二十三日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押彙纂〕

ホ之部 細川尙春

永正十六年五月十一日

二二三

永正十六年五月十一日

二二四

花押

南春

○妙勝寺文書（淡路）
十二月十日書狀

〔淡路草〕

六上 養宜郷馬廻村
○淡路

天野祠 社僧成相寺神主寺内村某

一鎮守三社棟札

總長二尺二寸八分、幅二尺七寸、銘文左に寫す、

明應二年ヨリ嘉永二年迄三百五十七年也、

當社御上葺開山以後相當第四度、當國太守淡路守源尙春爲御願□□□□
三社御寶殿令修造者、御若宮殿者直之爲御願、御上葺御沙汰候也、

大工天王寺雲芴翁藤原光則

以前兩度ハ楨葺、今度者檜皮葺、□□□□□□□□明應二年

〔重修淡路常磐草〕

卷之三
釜口村 妙勝寺

淡路成相
寺鎮守三
社棟札

同し村（釜口村）にあり、法華宗、本能・本與兩又願書一通あり、曰、○文書、妙勝寺文書、ト同ジキヲ以テ略ス、
按するに、釜口村民の説に、釜口城主より藏らるゝ願書也と云、（仲野安雄）愚按るに、尙春は細川淡路守源尙春なるへし、淡路守護養宜大土居の主第六世を成春と云、（細川）文明十七年卒去す、尙春ハ成春の子なるへし、明應中、成相社の棟札に、淡路守尙春とあり、其頃より三好一族、五畿・南海近國に威を振ふて、淡路の地土も、皆三好に従屬す、故に尙春、その寇を避て出奔し、釜口に籠城せしなるへし、○下

〔重修淡路常磐草〕

卷之六
中八木村 養宜故邸

中八木にあり、大土居と稱す、邸地東西六十歩、南北百二十歩許、四方に築地・壕を回らせり、上八木の一の瀬といふ處より、壕の水を引たる溝形今にあり、壘塹の内、今麥圃となりて、藥師小堂あり、近世中八木の戒壇の森より移し來るといふ、堂傍に奇石堆壘す、蓋假山などの遺れる跡なるへし、壕外の西にも、築牆を環らせる一第地あり、小山田氏の宅地と云傳ふ、或は東西に兩臣の第ありて、邸主を補佐す、里民の農歌に、月は東に、昴スメルは西に、邸主は正中マシナカに、と諷ふは、この事なりとそ、兩臣を月・昴に比したるなるへし、按するに、源右大將、鎌倉に幕府を開きてより、諸國に守護職を置き、養宜の邸も、一國の守護所なり、○中淡路國守護養宜館第一世細川淡路守師氏なり、○中第七世

養宜故邸

永正十六年五月十一日

二二五

淡路守尙春なるへし、初は元信(もと)といひ、後に尙春と改たる歟、成春の子なるへし、應仁元年、細川勝元、兵を集む、細川淡路守之信、及淡路の兵士細川下野守に従ひ、山名宗全と京都に戦ふ、按ずるに、應仁亂の時、成春は隱岐守といひ、之信は淡路守と稱せしと見へたり、是尙春なるへし、明應年中、成相社棟札に、淡路守尙春の御願によりて、上葺修營せらるゝ由見えたり、又釜口妙勝寺に、尙春とある願書一通あり、是も此人なるへし、弑逆に遇しならん、覺住寺鬼簿に、前淡州桂堂以久文公、永正四年丁卯五月廿三日卒と有は、尙春なるへし、文明十八年より是まで二十二年なり、猶考證下に記す、右七主の院號・法名・卒日は、社家村覺住寺處藏の鬼簿に載たれとも、姓名を記せず、或の傍書したるを見るに、別人の姓名にて違へり、予尊卑分脈の圖に、院號を記せるに合考すれば、符を合せたるか如し、

應仁記曰、永正十七年、細川澄元の執事三好筑前守長輝初名入道希雲、阿波國より、細川高國を討んとて、京都に攻上る、然るに希雲は、去年阿波國高津といふ處にて、一方の主君と仰き來る細川淡路守成春を弑したり、放逸の舉動、末頼もしからすと、諸人危みけり、高國近江より多勢を卒して京に攻上り、希雲と合戦す、希雲討負て、曇華院へ逃入降參す、高國これを赦さんとす、故細川成春か子彦四郎尙春日、希雲は某か父の仇

也、誅し度と望ければ、高國許諾し、希雲此寺にて自害す、今日は亡君成春の一周忌に當れりと、皆人取沙汰す、五月十一日の事なり、按ずるに、成春の卒去り、文明十七年乙巳と右に記せり、乙巳より長享・延徳・文龜を経て、永正十七年庚辰迄は、三十六年後也、然れば成春にてはなし、若し尙春を弑したるか、尙春も明應年中までは存生也、成相の棟札に見へたる通也、覺住寺の簿によらは、永正四年五月廿三日尙春の卒日なるへし、希雲生害永正十七年ならば、それより十四年以前に、尙春を弑逆せしにやあらん、故老傳説に、養宜の屋形七八代にして、三好氏の爲に亡ひたりと、又は播磨より攻取たるとも云、屋形主寇を避て、廣田郷鮎屋村の山奥五の瀬と云谷の中に隠れ居たるを、廣田納村に細川の家人有しか、實をもて寇に告たり、これによりて、寇の爲に害せられぬといふ、其墓今も五の瀬にあり、按ずるに、是尙春なるへし、將軍家譜義澄の譜に、永正五年、三好氏於百萬遍寺自害と書たるは誤なるへし、高國記に、永正十七年、三好筑前守行長之、下同シ京へ責上る、五月三日、高國京東山白川表へ攻掛る、行長四國勢馳向て攻戦けれども、香川・安富等降人に成、行長終に叶はず、五日、行長百萬遍の寺にて、自害しける、法名希雲と號すと有、是は尙春の卒去よりは、遙後の事なるへし、

曆應三年より永正四年まで、七主都て百六十八年に及へり、これより養宜細川の家は絶て、國人皆三好に従屬せしなるへし、按するに、細川頼之、四國の管轄・執事の重職となりて、義滿將軍を補佐せしより、嫡流は相續て管領となりて京都に居る、是を上の屋形といふ、頼之の弟詮春は、阿波國勝瑞に居る、是を下の屋形といふ、世々相嗣り、凡五畿・四國等十餘國、細川の屬國となりて、威柄天下に振ふ、故にその支流、みな權要に居れり、淡路屋形も、その別派右族なれば、門戸最高かりしと聞ゆ、阿波屋形は、この後四十年を経て、天文の末に、三好か爲に廢絶せしなるへし、又按するに、永正五年、大内義興、義植を奉して京に入、○永正五年六月八日ノ條參看、阿波屋形細川義春及三好等兵を集む、是義植を廢して、義澄を立んとなり、淡路兵士細川に従ふ、

永正六年冬、細川高國か屬將瓦林政頼、越水城播津武庫郡に據る、細川澄元、四國の兵を率て、兵庫及神呪寺に城を營し、三好元長をして、紺部・西宮に陣せしむ、高國、丹州・山州の兵を屯す、七年正月、越水城の東に合戦す、高國利を失ひて丹州に退く、三好修理太夫、城を抜て守れり、

永正七年、三好行長、伊丹城河邊郡に據る、細川澄元、是を抜く、行長敗軍して、澄元は播州に奔る、永正八年、細川高國、瓦林政頼をして、鷹尾城菟原郡を守らしむ、細川淡路守、

これを圍て攻たり、淡路守敗走して、澄元播州に退く、八月、澄元再ひ圍て城陷る、按るに永正四年、尙春卒と前に記したり、然るに今淡路守とあれば、尙春の子なとありて、淡路守と稱したる歟、野史の傳説たしかならねは、微とする事少なし、猶考ふへし、

〔淡路草〕 三下 來馬郷 釜口村 妙勝寺

一尙春願書の事 ○文書、妙勝寺文書ト同ジキヲ以テ略ス、
按に、尙春素姓詳ならず、(仲野)安雄の説に、八木屋形の淡路守尙春ならんと言へるも、億説なれい信しかたし、猶尋ぬへし、

一尙春の事

安雄の説に、明應中、成相の社修營の棟札に、淡路守尙春とあると同人にて、八木屋形第六世細川成春の子、三好の亂妨を避て、此城に來住せしならんと云、安澄の説、郡家中村の城主田村修理進村春の弟長助尙春、當城に在しと云、此説出所詳ならず、いつれか是ならん、

〔淡州須本城并古城傳〕 ○淡路 中八木城

其子淡路守第七世尙春、治國二十二年、永正四丁卯年(五ノ)月廿三日卒ス、法號桂堂以久文公ト云、○上 下略

尙春ノ素姓不詳

法號

永正十六年五月十五日 十六日

二二〇

〔安宅考〕○淡路 中興淡州守護年次

尙春ノ死
淡路安宅氏
後安宅氏支
淡路ヲ支ス

曆應年中細川頼春阿淡兼領、舍弟淡路守師氏命ヲ請テ當國平治ス、八木大土居ニ住ス、屋形ト稱ス、曆應三年ヨリ永正四年迄細川氏也、第七世淡路守尙春、永正四卯五月廿三日卒ス、細川氏コ、ニ終ル、阿波勝瑞、細川ノ本家、其臣三好筑前守長輝入道希雲、細川家毒殺シテ、其領地奪ヒ、淡路守尙春モ細川一族タルユエ共ニ亡ブ、其已來安宅氏者三好從テ、自然ニ淡州ノ守護タリ、尤其砌當國所々城諸氏多シトイエトモ、安宅氏權ヲ執ト見タリ、安宅ハ細川ノ臣、或ハ旗下ナルヘシ、

十五日、申義植、從龜ヲ建長寺住持ト爲ス、

〔薩藩舊記雜錄〕四十二 感應寺文書

相州鎌倉建長寺住持職事、任先例可被執務之狀如件、

永正十六年五月十五日

源朝臣義植判

從龜首座

十六日、巳幕府、山城大山崎惣莊ヲシテ、石清水八幡宮造營料ノ進濟ヲ懈怠ナカラシム、

〔石清水文書〕三 田中家文書

日頭役

今月中ニ
皆濟セザ
レバ譴責
使ヲ入ル
ベシ

善法寺雜掌申、大山崎日頭役兩頭用途事、以其足被付八幡宮造營料之處、於此頭者、先(タカ)に更無退轉條、以地足五百貫文可奉加之、於貳百貫文、去年中致社納之、相殘分者、至當春致沙汰、其以後一向無社納云々、以外之次第也、所詮今月中無皆濟者、可被入譴責之由、所被仰出之狀如件、

永正十六年
五月十六日

(管應)時基判
(松田)秀俊判

大山崎惣莊中

十八日、辛幕府、山城來迎院ニ、禁制ヲ掲グ、

〔來迎院文書〕○山城

禁制

大原來迎院

一 伐採本堂山・毗沙門堂山并惣領山竹木等事、付各山林事、
一 於寺內放飼牛馬事、
一 折花・紅葉枝事、
右條々、堅被停止訖、若有違犯之輩者、速可被處嚴科之由、所被仰下也、仍下知如件、

惣領山ノ
竹木伐採
寺內ニ牛
馬ノ放飼
花紅葉ノ
折取

永正十六年五月十八日

二二二

永正十六年五月二十一日

永正十六年五月十八日

丹後守平朝臣判

近江前司三善朝臣判

二十一日、寅、甲是ヨリ先、建仁寺常光院東松軒主宗菴、主殿頭壬生于恆ト同軒領田地ニ就キテ爭論シ、之ヲ幕府ニ訴フ、是日、幕府、爭論裁決ノ爲メ、于恆ニ召文ヲ下ス、

〔壬生于恆記〕宮内廳書 五月十日、卯、晴、布施民部大夫有書狀、就寮田九條等之事也、同庭石取寄之、則二遣之、

十二日、巳、晴、又未終風吹雨降、則止、過布施民部大夫宿所雜談、北畠、又九條之寮田事等也、

廿二日、略、過布施許相逢、但有對決事候、晚景可待云々、仍及晚又過之、則相逢、馬場田召文相見之、可加判云々、不及力代目也、

廿三日、就馬場田地之事、召文到來、廿一日之日付也、

廿四日、怒首座來臨、彼田之事談合、

廿六日、晴、過局務、留守也、齋藤美濃守許連歌在之云々、次過局臈、五辻、有禁中云々、

今日、御樂之條、晝時分可退出云々、次過傳奏、則對面、此間虫氣所勞以外也、雖然相逢

九條ノ寮

于恆布施元久ヲ訪フ

廣橋守光ヲ訪フ

一一二

糺明中止ノ女房奉書ヲ幕府ニ下サレシコトヲ諮ル

北畠ノ指圖

于恆宗菴ニ訴訟ノ取テ下ゲテ要請ス

云々、予云、東田之事、今度又敵申請糺明云々、越訴御法者三ヶ年歟、然處當年御糺明者不便次第也、此趣爲勸慮武家ニ被仰出者、可畏存之由申、傳奏答云、女房奉書等可申出事、安間事也、但此方於理運事者、可好御沙汰之處、可被停御糺明之由申者、似無其理、被加思案、唯於可申事者、不可有如在云々、予領納條、世間儀閑談、彼座四條中將有之、種々雜談、午時歸宅、怒首座來臨、過舉勝院、東田事談合之、

〔壬生于恆記〕

○自永正十六年五月二十

六日至二十九日裏文書

主殿頭

〔宗菴〕

于恆

〔宗菴〕

于恆

侍者御中

雖不寄存知申事候、對東松軒相論官庫境內田地之事、以理運之筋目、去年被成奉書之處、依御當方御披官人澤村令申、爲御屋形、今又御糺明之儀、御申沙汰云々、被閣越訴之御法、執御申者、不審相存候、定而無御存知事候哉、萬一事實事候者、代々舊儀、異于他子細被思食分、被止執御申候者、一段可爲御芳恩候、自然之儀、於御用者、聊不可存疎意候、併可然様、御申奉頼候外無他候、巨細之段、此使者可令申候條、令省略候、恐々謹言、

永正十六年五月二十一日

一一三

永正十六年五月二十一日

五月廿六日

于恒

二二四

于恒答狀

〔壬生文書〕

○京都帝國大學所藏文書

○上 關々、各別之領主之證文等者、不可有其隱者也云々、右如言上、官^{〔庫力〕}敷地之儀、非訴論

之肝要之間、事^{〔仍〕}

一以境

^{〔東松軒〕}彼軒之段、于恒父子共^{〔令〕}存知之由申處、當所百^{〔年力〕}以來、連年知行之段、

不可有其隱云々、非父子之判形者、無存知事者^{〔應〕}曆然也、爲被官人所行、契約他人類、

可有證例歟、非于恒一人訴、於御成敗者、可爲後代龜鏡^{〔申狀、不可能御許}

容者歟、

一非沽券上者、不及舉錢并永領之沙汰云々、乍帶文言明鏡之御下知、非質券之地之趣申

歟、令蔑如上意之段、頗爲現形歟、以外次第也、先年於政所糺明砌、句々言々雖申明

其理、德政刻、依不帶棄破之御下知、不能許容事者、不時剋到來故歟、但不帶御下知

事者、自敵同前之由、去年令言上了、又一段^{〔地、速可〕}渡之旨爲預人成敗之趣言上

處、一段外^{〔猥乍開取類地、如此訴狀者、一段猛惡之造意也、此段不限一事、}

既被訪意見、於去年刈取分之年貢者、可沙汰于恒代之由、雖被成御下知、遂不能一往

之一返答、乍有御膝下、背御^{〔上者、猥〕}被寬宥其答乎、

去年分年
貢返還
下知

于恒懸命
ノ地

右^{〔君企希代之濫吹條、言語道斷之次第也、被奪諸國之領知於守護方、敷地之境内、}
暫時成開發田畠如形懸命地、猶以內押領者、一流於立所斷絕基也、具被聞食披、重被
成御下知^{〔可畏者也、仍言上如件、}

永正十六年七月 日

宗苕訴狀

〔西京兆去年九月御下知、同^{〔細川高國〕}

延引不審之段、先度言上之處、如[〔]

出陣之間、相付事延引、不可爲[〔]

專一歟云々、[〔]以二問狀具

申同畢、于恒乍申^{〔下知致無[〔]付之、結句不可爲公事、專一[〔]}

言上歟、

爲官庫境内知行之段、無紛次第也、[〔]之初答・二答狀仁者、境内與書載之、申請

于恒[〔]文書仁者、官庫敷地與被書載、[〔]相違、併于恒[〔]者、以外[〔]申之、非

官庫敷地、被立檢使者、不可有其隱者也、[〔]之年永正十三年前住宗邦藏主所給之御下

知、又[〔]敷地四町々内、田地壹段并質券[〔]明白[〔]也云云、於此段者、爲政所[〔]

有御[〔]明爲[〔]炳焉之條、被成御下知於前住宗邦藏[〔]畢、猶以於于恒掠申者、可被

尋下政所者歟、此如下知御文三箇内仁東出[〔]德政御法、又沽券狀文炳焉與在[〔]

爭論地ハ
官庫敷地
ニ非ズ

永正十六年五月二十一日

二二五

東松軒買
得以來知
行ノ地

書載□□狀者、于恒私曲也、
 □□下地被置輩少々□□之云々、此地内□□各別之領主□□者勿論也、次文庫如先規再興、
 官庫警固等事、雖種々申之、於此條者、一向不令存知□□云、被召□□入組各別之領主之證
 文等者、不可有□□者歟、□□内契約于彼軒之段、亡父雅□□□□以不令□□知云云、當
 軒買得以來、連年知行之段、不可有□□之處、如此言上、以外謀略也、次爲被官人之所
 行、□□于質物上者、他人之永領者無謂由、□□處、忝被聞食披、官庫境内□□可混
 □□領□□之者也云云、于恒於掠申者、御成敗謹致堪忍、理運之旨歎申□□者也、次重可
 被糾決之旨、依被右京兆執申、不立入訴訟約年云云、于恒掠申之條、不□□年者歟、次
 云質券地無永領□□云宗邦□□年所納□□之年貢、過舉錢一位云云、非質券地之上者、
 不及今錢并永領之沙汰、次於政所糺明内々壹段餘地者、可返渡之由成敗之處、至去年
 □□云云、此餘地□□細何事哉、壹段外無之、於政所糺□□申之上□□可被尋下政
 所歟、

永正十六年七月 日

右條々被^{聞カ}食分、被退于恒對□□軒御□□知以下證文、被成下御下知於□□^者忝畏
 存□□奉抽御祈禱之精誠者也、仍謹重言上如件、

于恒答狀

主殿

東松軒宗菘藏主條々掠申間事

一宗菘如言上者、去年九月之御下知十一月相付之事、非無不審云々、右京兆出陣之間、相
 付事延引、更以無別儀、此等儀不可爲公事之一歟之條、先以閣筆矣、
 一非官庫敷地之由、猶以言上歟、去年還補之御下知之文言者、官庫境内之由、被相載之
 者也、境内之二字非石居之下歟、尤可有遠慮乎、
 一四町々之内、入組各別之領主注文備右云々、寂前如申上、于恒雖無力、沾却之儀、一點
 無之、先祖令施入于佛隨、又者知音之族預置之事、可相替于宗菘愁訴之下地哉、殊去
 比前任宗邦藏主支狀云、壬生馬場新開田地壹段當知行之由相載之、又彼等申請御下知
 云、壬生敷地四町々之内田地壹段之旨、同載給之、然則境内之儀、今何可及異論哉、
 彼等恣言上者、彌令露顯歟、

一於當軒者、沾券狀無紛之由申歟、對宗邦藏主及訴論時、彼方種々雖陳申、彼沾券狀
 者、廿四ヶ月之内之質物也、既約月之中被行御法德政之上者、彼一通者、可爲反古之
 由申披了、雖然德政之砌、以不帶棄破御下知之糺繆、一旦雖被成御□□^下、不帶棄破御

永正十六年五月二十一日

二二七

敷地ヲ賣
却セラル
トナシ

棄破ノ下
知

永正十六年五月二十一日

二二八

下知之事者、自敵同前之由、去年于恒歎申處、忝被聞召、殊官庫境內者、不可混自餘之旨、蒙御裁許了、云質物無永領沙汰、云過古錢一陪御沽券、以彼等不可有^(倍)理者哉、一只今相論之詮要者、右一段契約于東松軒儀、亡父雅久宿禰遺跡、于恒共以不存知之、而雅久病^(主)之刻、爲被官人之所行上者、縱雖非官庫境內、宗若何可遂永領之望哉、如此對訴前代未聞所行也、

右條宜被垂上察、殊被奪諸國之所領於守護方、以境內無謂他人所領之企者、誠以一流斷絕基、不便至極也、具被聞食披、任理運預御成敗者、專勤例等、同於當察役、可致忠節之故、重謹言上如件、

永^{十六年} 七

○于恆、主殿寮領田ニ就キテ幕府ニ訴フルコト、便宜合致ス、ナホ、幕府、于恆ト前建仁寺常光院東松軒主宗邦トノ田地ノ爭論ヲ裁シ、于恆ヲシテ、之ヲ安堵セシムルコト、十五年九月二十三日ノ條ニ見ユ、

幕府、山城高山寺石水院等ノ鑑ヲ、東坊ニ渡付ス、

〔守光公記〕

○東洋文
庫所藏

五月廿一日、

榎尾高山寺石水院以下所々鑑事、可被渡當坊之旨、被仰付訖、關伽井坊院主入室之日、

可被返渡之由、被仰出候也、仍執達如件、

永正十六

五月廿一日

貞運在判

長俊在判

東坊雜掌

二十三日、^丙義植、重ネテ、播磨守護赤松義村ヲシテ、其被官人ノ、

細川澄元ニ黨スルヲ停止セシム、

〔御内書案〕

乾

就舊冬澄元^(細川)與輩成敗事、遣内書處、嚴重之請文到來神妙、尙以相尋與輩、急度加成敗者可然候、委細殿西堂可申候也、

永正十六

五月廿三日

同御調進、

赤松兵部少輔とのへ

○義植、義村ヲシテ、其被官人ノ、澄元ニ黨スルヲ停メシムルコト、十五年十二月二日ノ條ニ見ユ、

二十七日、^庚檢非違使志勢多章保ノ、勢多名跡ヲ相續スルコトヲ追許アラセラル、之ヲ幕府ニ傳ヘシメラル、

永正十六年五月二十三日 二十七日

二二九

永正十六年五月二十七日

三三〇

〔守光公記〕

○東洋文 五月廿七日、庚申、
庫所藏

當志章保、勢多一跡をつき申され事〔候脱カ〕、故掃部、御本所より、禁裏様御伺申、けいはうのかたありといへとも、たうそくの儀ちうせつをいたし候、實父小坂殿委細存知事候處、りふしんこしやうかいさせられ候、ふひんのたいもく不可盡之候、はたして面目を御うしなひ候、此上の如前々、しつかいさくわんの事は相調可申候、其いはれり、故大判事入道へつしてかもんこ目をかけ候あひた、彼家事ハ、およそ存知つかまつり候やうに候、しるし候物など、かたのとく所持候、今の御さうひ候ハ、忽斷絶あるへく候、特異于他役者事候あひた、しせんの時可御事關候哉、此等趣、内々可然様御披露忝可奉存候、恐惶謹言、

五月廿一日

山本
龜千代丸

追許ノ女
房奉書

せたのさくわんのりやすひくわんかれか申事、うちくきこしめされ候、しよしやうこのふんにて候、しかるへきやうにおほせつけられ候ハ、めてたくおほしめし候ハんするよし、御心え候て、むろまちとのへ申され候へく候よし、申とて候、ハ、
ひろハし大納言とのへ

就勢多志章保事、追許女房奉書如此候、可然様可令申沙汰給之由、内々被仰下候也、

五月廿七日

守光

畠山式部少輔殿

日向伊東尹祐、犬追物ヲ興行ス、尋デ、又之ヲ興行ス、

〔日向記〕

三 犬追物數ケ度興行事

犬追物手組之日記 永正十六年
五月廿七日、

大和守殿

伊東六郎五郎

伊東三河守

稻津修理亮

長倉四郎兵衛尉

福永二郎三郎

深歳民部丞

山田二郎三郎

八代彌次郎

落合藤五

伊東相模守

上別府民部少輔

檢見八代越前守

檢見

手組日記

永正十六年五月二十七日

三三一

六月九日
於都郡
於テ興行

永正十六年五月二十七日

次手

於都於郡犬追物手組之日記 永正十六年六月九日

伊東殿 (宗統) 落合河内守

伊東相模守 飯田九郎三郎

伊東六郎五郎 荒武藤兵衛尉

伊東又四郎 荒武彦十郎

伊東彈正左衛門尉 山田二郎三郎

伊東三河守 福永二郎三郎

檢見八代越前守

上手

於都於郡犬追物手組之日記 永正十六年六月九日

大和守殿 稻津修理亮

長倉美作守 八代彌二郎

上別府治部少輔 大脇孫四郎

長倉四郎兵衛尉 荒武彦十郎

深歲民部丞 荒武藤兵衛

八代駿河守

川崎藤八

檢見八代越前守

六月十日
ノ興行

於都於郡犬追物手組之日記 永正十六年六月十日

大和守殿 長倉四郎兵衛尉

八代駿河守 深歲二郎太郎

稻津修理亮 荒武藤兵衛

落合藤五 荒武彦十郎

深歲民部丞 山田二郎三郎

伊東彈正左衛門尉 八代彌二郎

檢見八代越前守 喚次上別府雅樂助

是月、幕府、醍醐寺報恩院源雅ヲ、護持僧ト爲ス、

〔嚴助往年記〕 上 五月、(源雅)報恩院、武家護持僧競望、被召加畢、

永正十六年五月是月

永正十六年六月二日

六月 癸亥朔

二三四

二日、子甲出雲守護尼子經久、鴨社領同國安來莊ノ年貢ヲ、同社ニ進濟ス、

〔賀茂社諸國神戶記〕

坤賀茂御祖皇大神宮諸國神戶記八

出雲國安來庄 按和名抄在能義郡

領家分

領家分御貢用運上申候、可預御意得候、恐々謹言、

永正十六年六月二日

尼子伊豫守 經久判

鴨祝殿御宿所

駿河守護今川氏親、使ヲ幕府ニ遣シテ、進納ノ馬ノ經路ニ就キテ、其意ヲ糺ス、

中御門宣胤ニモ書信ヲ通ズ

〔宣胤卿記〕

六月二日、陰、自駿河使、萬福寺僧上洛、武家進上御馬路間事、兼申定、可

下用云々、今河狀并息女文 蘇合香圓一具上、有之、對面勸酒、

四日、陰、駿河僧來、出逢、賜盃、明後日可下云々、

○本年中、氏親ト宣胤トノ往來ノコト、便宜左ニ合斂ス、

〔宣胤卿記〕

正月五日、雪、早晴、晚陰、招駿河使小川、賜朝飯、

廿一日、晴、○中略駿河使小川來、明日可下云々、賜盃、遣帶五筋、

六十三歲

四月十日、晴、自駿河文來、四條室町商人、蘇香圓一具・小炮一箱・堅海苔等上、

三日、丑乙前參議正三位松殿忠顯、越前ニ薨ズ、

〔公卿補任〕

四十前參議正三位藤忠顯、六十月日出家、六月三日卒、「於越前國六十才」

〔宣胤卿記〕

六月十六日、晴、○中略四條宰相語云 ○中略又松殿前宰相忠顯卿、今月三日、

於越前死去云々、六十四歲歟

〔公卿補任〕

非參議從三位藤忠顯、五十永正五年六月六日斂、故基高男、同七年二月廿

八日、任右衛門督、五十同八年十月十一日、任參議、五十同十年七月廿四日、斂正三位、

五十七、○同十五年十二月卅日、辭退、「自去秋在國未拜賀イ」六十二、○以上四十六、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 北家 松殿

基高

忠顯 左中將

參議、正三、家豐 左中將、從五上、

〔大乘院寺社雜事記〕

五十文明六年四月廿七日、

內山中院顯秀、於當院出家、役者事實、藏人寺主、鈍色五帖、侍泰增、尾張寺主、等身衣、指貫也、（釋尊）予出座、付衣五帖、戒師西金堂良顯律師、代官松殿少將忠顯猶子之故、用公達出家之儀了、

永正十六年六月三日

二三五

官歴

世系

猶子

禁裏小番
ニ始メテ
祇候ス

一條兼良
ニ隨伴シ
テ奈良内
侍原ノ鷹
司房平ヲ
訪フ

一條家領
播磨小鹽
莊代官タ
リ

永正十六年六月三日

二三六

〔御湯殿上日記〕

○京都御所東山御文
庫記錄甲二十一所收

文明十二年五月十二日、○中
雨ふる、略

た、あき、はんには

しめてしこうとて、御たちまいらする、

〔大乘院寺社雜事記〕

四十 文明二年正月廿八日、

一鷹司殿御宿

内侍

坊へ、

一條兼良

大閤御出、

予・隨心院

殿覽

松殿侍從同車、

供御一獻等在之、

御前

御人衆、

兩御所・御方

鷹司政子

内府、一乘院・予・隨心院、

手長式部少輔・松殿侍從、

夜ニ入

テ還御、

〔大乘院寺社雜事記〕

八十 文明十四年四月廿八日、

一松殿中將、十一日より行向山崎陣、廿一日歸京、又廿四日行向、家門御領福原庄事、

香川無沙汰事并小塩庄事、問答細川故也云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

九十 文明十七年七月二日、

一一條殿朝夕方事及關如之間、不可然旨、予申入之、小塩庄奉行松殿ニ、當年分御年貢
半分、御相節ニ可去出之、半分ハ御借下方ニ可下行之由仰定了、兵庫月別之内、毎月五
貫文ハ堅御相節方ニ可被出之旨、御所様并南御方ニ申定之、則此子細奉行兵衛佐方へ
被仰遣之、兩庄分大綱此分ニ申定之、隨而六月廿日より此御相節方奉行事、春日局ニ
申付之、千足分引違渡之了、巨細梅津殿ニ申合之、朝夕御人數事、御二所・南御方
主從二所・上臈・小女房・春日局・戸仕・下守二人・下部一人・松殿・女房一人、以

上兩度分、

修理大夫・難波次郎左衛門・松殿中間、

以上毎月一度分御借下、無爲時可爲本也、

判官ハ食事マテ悉皆、以御恩之内一段申定之云々、

此外御恩足方

松殿兵庫分一、 小塩分一、

町殿兵庫分一、

難波新左衛門

石左衛門小塩三石、

修理大夫

御中間衛門

判官

南御方ハ御地内十六貫、二季ニ八貫宛、惣ハ二十貫也、四貫松殿奉行分云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

百三

文明十八年六月廿七日、

一就福原庄御代官職事、自家門并竹内殿、御尋子細在之間、今日御返事申上之、松殿・

一條家領
福原庄
代官タ
リ

永正十六年六月三日

二三七

永正十六年六月三日

一三八

町殿兩御代官也、月當千疋之内、五百疋ハ御借下方足向云々、五百疋ハ御相節ニ付之旨、自去年申合之、

〔宣胤卿記〕 永正十四年十月五日、丁未、天晴、夜陰、○中略

一松殿宰相、忠顯（忠顯卿）自去年與家門相刻、止出仕了、就兵庫福原莊御年貢無沙汰事也、及武家御沙汰、去月十六日被召出子家豐、爲童形之處、參御禮之次、俄臨期、於亞相御前、被加首服云々、名字此間忠豐也、當時尹豐同訓之間、賜家字改名云々、○十四年四月三十日ノ條參看、

一條家ト
相廻シテ
出家ヘテ
出仕ヲ停
メラル

〔後法興院政家記〕 十六 延德三年八月廿七日、辛未、陰、時々見日景、是日、武家出陣、相伴實門并右府（近衛尚德）、密々見物、大概記之、

義材ノ六
角高頼治
伐ノ陣ニ
隨從ス

先奉行衆、松田對馬守（兼光）、同主計允（兼光）、同彦五郎（兼光）、同丹後守（兼光）、飯尾加賀守（兼光）、同中務大夫（兼光）、同兵衛大夫（兼光）、同加賀四郎（兼光）、同大藏大夫（兼光）、同右京亮（兼光）、同近江守（兼光）、松田左衛門大夫（兼光）、齊藤五郎（兼光）、中澤孫四郎（兼光）、

葉室光忠
ノ後騎タ
リ

公家衆、打出次第ニ注之、各袖ホソコハカマ、
葉室中納言（光忠）、後騎忠顯（宿小將）、俊通（兼光）、妙法院（兼光）、後騎若狹法橋（兼光）、雅俊朝臣（兼光）、高倉黃門入道（兼光）、伯卿（兼光）、守光（兼光）、藤兵衛督（兼光）、高倉息（兼光）、若王子（兼光）、日野中納言（兼光）、後騎十六人、吉田神主兼致、次近習衆山徒等、○下略

〔親長卿記〕 延德三年八月廿七日、陰、今日室町殿進發江州、可有退治佐々木大膳大

夫高頼云々、故常徳院殿（足利義隆）、已有御進發、無詮歟、今又如何、

一昨日被申請治儀論旨（伏力）、頭辨俊名（坊城）、朝臣書之、爲見物罷出了、公武之士數輩、驚目者也、公家輩、藤中納言入道、新中納言、光忠、日野中納言、政資、伯二位、忠富、永康朝臣、雅俊朝臣、守光等也、忠顯朝臣、俊通等合力光忠卿罷出了、

〔尋尊大僧正記〕 七 文明九年四月七日、雨下、

一松殿小將（少）、光秀自伊勢國下向了、

〔大乘院寺社雜事記〕 七十 文明十二年四月十六日、雨下、

一松殿・石左衛門三乃下向云々、

〔大乘院寺社雜事記〕 九十 文明十三年十一月廿一日、

一直志院殿より書狀到來、隨心院殿腫物被出之、珍事云々、松殿今日自勢州被歸之間、此由入魂了、

〔大乘院寺社雜事記〕 百七 文明十九年二月七日、

一今夜出門、善賢坊へ渡了、寺務（政覺）・松殿等同道、明日湯山向用也、
十八日、夜雨下、

一卯刻出門、寺務・松殿・詔藏主・町殿・清賢法眼・辨舜・宮壽・寬門・舜專・寬明・

永正十六年六月三日

二二九

伊勢ヨリ
奈良ニ下
向ス

伊勢ヨリ
奈良ニ歸
ル

攝津有馬
ニ湯治ス

永正十六年六月三日

二四〇

宗順・重阿・教淨・下部次郎等、石左衛門、自木津至下津屋船也、修理船召之、十足下行如例、此内十四人ハ湯屋ニ入者也、其用ハ京上、或至兵庫津之衆也、於八幡日中、自橋本渡付山崎夜船也、雨下迷惑、於山崎宿常葉所、夕飯也、廣瀬乘船也、

〔經覺私要鈔〕

七十

文明三年八月卅日、庚午、土曜、辰巳時自夜大雨下、

一昨夕遣狀於隨心院處、今朝返事在之、松殿違例、隨心院一人當千、徳阿同違例之間、旁以迷惑云々、

〔大乘院寺社雜事記〕

八十

文明十四年十一月廿四日、

一自松殿申將方書狀在之、來廿七日より、於禁裏御職法在之、花籠役也、袍事申給之、則召祐松仰合之、可進之云々、大將殿爲御丁聞、可有御參云々、御共用指貫事承之、

〔大乘院寺社雜事記〕

八十三

○文明十四年十二月二十九日裏文書

尙々袍・袈裟・指貫無相違候ハ、忝畏存候へく候、

先度者御書被下候、忝畏存候、其時直指院〔志〕とのへの御書をも則持參仕候、此御便宜に御返事被申候ハ、東堂御所様、去十二日より御風氣に御座候つか、日を重候て、大事に御成候、今日明日と時をまたれ候御事候、

一來自十一日、青蓮院殿に灌頂御座候、御内に無量院と申候僧正わたり候か、妙觀院を

病ム

禁裏御職
法ニ花籠
役ヲ勤ム

禁裏御職
法出仕ノ
爲メニ冬
袍ヲ尋尊
フセヨリ
セント請

憑候て、私に被申候、此折昏に申袈裟、京都にて色々尋候へとも、更ニ無候間、事をかき候事候、其御門跡さまへ申入候てたひ候へと、被申候間、申入候、被借下候ハ、於私忝畏入可存候、さやうに候ハ、來月自此方態人を可下義候、

一來廿七日より、禁裏之御職法御座候、散花の御役ニ參候祐松に被仰候て、冬袍いかも能候ハ、借上候ハ、可爲祝著候、京都の袍とも借合候て、事をかき候間、迷惑候、無相違候ハ、廿三日四日の内に、人を可下候、返々私の用候間、いかにやふれ候て、よく候んすることと申度候、

一御職法御聽聞、御家門も御參候ハ、坊官の指貫借被進候ハ、御悦喜之由被仰候、返々今月者罷下候て、御禮共可申入心中處、御職法に參候間、無其儀候、何様來月者罷下候て、萬可申上候由、可預御披露候、恐々謹言、

十一月廿一日

忠顯

大乘院殿

まいる 御番衆御中

松殿中將 忠顯

〔大乘院寺社雜事記〕

百八

○文明十九年六月晦日裏文書

永正十六年六月三日

二四一

永正十六年六月三日

二四二

〔文明十八年七月〕來廿三日御拜賀、大都御治定候、萬一延引候者、可爲廿五日、それより御延引いあるましく候、

一總之事、先度藤兵衛佐殿被申候つる、事闕候て珍事由、松殿被申候、五大院しち物置候

を、猶々二帖分可沙汰候者、可有御了簡候、稻垣方いいか候哉、わろく候共、いかず

とももたせられ候へく候、只今人夫便宜も宗順之御尋候て、少々御のほしあるへく候、

一愚僧か赤大口、松殿借用由被申候、可有御上候、

一香直垂二具、高大口カサ子同重リ、マテ隨身用四具、松殿借用候、只今便宜可被仰付候、

一連著ヲ此便宜可被上候由、松殿被申候、

〔**實隆公記**〕四十二 永正七年五月十三日、戊辰、晴、○中松殿三位入來、扇面歌 三本、

先日所望、書儲之間遣之、

〔**大乘院寺社雜事記**〕四十 文明三年三月十六日、

一於淨土寺御花見在之、連歌御發句、○句

執筆清賢法橋、御人數勸修寺中納言經茂卿・成身院僧都經譽・大納言律師尊譽・松殿侍

從忠顯・孝承・斐舜・泰弘・判官夏弘・賢秀・光秀・圓秀・入道源正・成實・良祐・愛満丸、

〔**尋尊大僧正記**〕五 文明六年三月廿四日、

寺社雜事記

文明六年三月廿四日、

同寺賦翰

三條西實
隆ニ扇面
ニ和歌ヲ
書カシテ
トヲ請フ
淨土寺觀
花會及ビ
連歌會ニ
列ス

尋尊ヨリ
赤大口香
直垂等ヲ
借用ス

近衛政治家
第連歌賦
翰等ニ列
ス

長谷寺千
句連歌會

一於淨土寺會合、禪閣・鷹司内府・陽明大納言・三寶院・一乘院・隨心院・予・西殿・

權中納言・竹屋・松殿等、一日會也、連歌・御翰等在之、種々一獻坊主計略也、

〔**大乘院寺社雜事記**〕五十 文明七年二月三日、

一於風呂千句令致其沙汰云々、得業・松殿・慶藤丸以下取立云々、

〔**後法興院政治家記**〕十一 文明十八年四月十一日、戌、晴、陰、晚景雨灑、飛鳥井大

納言入道・〔武省小路實世〕兵部卿・藤中納言・〔白川忠實〕伯民部卿・〔甘藷寺〕頭辨元長朝臣・〔飛鳥井大〕忠顯朝臣・雅俊

等來、依招引也、盃酌間有連歌、一折、晚景有鞠興、次又有盃酌事、入夜及大飲、

〔**大乘院寺社雜事記**〕六十 文明八年五月十五日、

一長谷寺參詣、著奧院、〔往生〕禪閣・隨心院殿同道申、權中納言・松殿少將・三位入道・清

賢法橋・〔斐舜〕光秀・〔專祐〕圓秀・成實・懷乘・〔德阿彌〕堯淨法師・御被官方難波新

左衛門・堀川判官・丸次郎左衛門・石左衛門・千代丸、

十六日、

一千句被始之、御發句、

花開夕帳ノ内ノ蓮哉 〔一條兼長〕桃

詞葉モ千種ニ茂ル夏野哉 〔藤原〕予

永正十六年六月三日

二四三

永正十六年六月三日

二四四

五月雨ニ名ヲ流木ノ泊哉 隨

山彦ノ聲カ答ル郭公 弘覺

山櫻風ヲイトハヌ茂哉 忠顯

〔親長卿記〕 延德二年六月廿五日、晴、未明參内、自今日有千句御連歌、

禁裏千句御連歌ニ

御人數、御製、親王御方、伏見殿、前左大臣、實遠(西園寺)、葉室前大納言(教忠)、所勞之後、中御門大納言、新大納言、隆量(四條)、侍從大納言、予、大藏卿、中山大納言(白川忠實)、民部卿、姉小路宰相、新宰相、重治、右兵衛督、時顯(西園寺)、忠顯朝臣、如此公宴初參、執筆(東坊城)、和長(五條)、爲學(五辻)、富仲等也、執筆相並書之、仍二百韻出來、予依爲膝所勞、日沒之時分退出、

公宴初參執筆如ニ依ル

〔親長卿記〕 文明十五年正月廿一日、晴、雪時々下、今日月次會也、中院一位(通秀)、勸

甘露寺親長第月次和歌會ニ

修寺大納言、海住山大納言(高僧)、中御門中納言、侍從中納言、姉小路宰相、頭辨(政顯)、忠顯、基富等朝臣、永康、賢房(高里小路)、基春等、富就朝臣、良世等也、宗伊(杉原伊賀)、伊勢次郎左衛門平貞賴、依所用早出了、有披講、々師元長朝臣、讀師勸修寺大納言也、事畢、人々歸華、

〔長興宿禰記〕 中 文明十二年正月廿三日、辰、晴、今日近衛殿下御所和漢并和歌御會也、和漢百句後、御歌懷紙并短冊有披講、讀師勸解由小路前中納言高濤卿、講師松波少

近衛政治家和漢會及ビ

將忠顯、發聲冷泉三位爲廣卿也、

和歌會ニ列ス和歌披講ノ勤ム

〔親長卿記〕 長享二年三月廿九日、陰、早旦詣南昌庵、有朝飯、同席人數、予、藤中納言入道、二樂院(飛鳥井雅康)、侍從中納言、姉小路宰相、右大辨宰相、松殿中將、大教院僧都等也、晝時分、於正親町宿所有鞠、事畢、又於南昌庵有一盞、歸宅、

卅日、陰晴不定、詣南昌庵、昨日十五首續歌、今日披講、讀師予、講師忠顯朝臣也、及晚有鞠如昨日、

〔後法興院政家記〕 五 文明十二年四月十二日、戌、晴、忠顯朝臣・顯基・雅連・久任・夏弘等來、有鞠興、

近衛政治家第蹴鞠

〔後法興院政家記〕 八 文明十五年二月九日、申、陰、自未剋時々細雨下、鞠始也、

左大將被來、内々會招引、藤中納言・右衛門督・中山宰相中將・忠顯朝臣・顯基・久任等來、雨頻灑間、無程事終訖、

〔親長卿記〕 文明十二年十月廿六日、晴、今日鞠張行、德大寺・予・飛鳥井・高倉・忠顯朝臣・元長・享清法印・伊勢次郎左衛門・廣戶式部丞・本郷與三郎等也、終日催興、

甘露寺親長第蹴鞠

〔後法興院政家記〕 十六 延德三年三月廿五日、辛、晴陰、是日、給朝食於家僕、

花見事反禮也、是每年事也、園宰相・雅俊朝臣等、同招請之、晚景有鞠興、按察・忠顯

永正十六年六月三日

二四五

朝臣・藤原資直等來、入夜有酒宴、頗及大飲、
四月十五日、酉、晴陰、有蹴鞠興、甘露寺中納言・園宰相・忠顯朝臣・顯基朝臣・極藤資直等來、鞠以後有盃酌事、

廿日、寅、晴陰、入夜雨下、今日於二樂院有三時鞠云々、人數、按察・二樂院・甘露寺中納言・園宰相・江南院・忠顯朝臣・永康朝臣・雅俊朝臣・藤原資直・賀茂輩兩人、松下、鳥大路、
〔親長卿記〕 文明十六年正月廿日、晴、略、今日鞠始也、頭中將來、

三月八日、晴、有鞠、當年始也、新中納言、飛鳥井雅康、中納言入道、宋世、頭辨、元長朝臣、忠顯朝臣・頭中將、基富朝臣、以量朝臣・永康等也、伊勢次郎左衛門等來、

〔後法興院政家記〕 九 文明十六年三月十四日、辛、晴陰、時々微雨下、二條尹房向關白亭、依招引也、有鞠興、入夜及大飲、亥剋歸宅、今日鞠足、伊藤半親長、元長按察卿父子・新藤中納言父子・藤中納言・頭中將基富朝臣・忠顯朝臣等也、

〔親長卿記〕 十七 文明十八年二月卅日、晴、詣藤中納言入道許、有鞠、當年始也、人數、予、亭主、二樂院、江南院、寂譽入道、頭辨、忠顯朝臣、永康、雅俊、伊勢二郎左衛門貞賴、貞久縣主、物部秦六、太平等也、

三月二日、晴、略、中晚頭、詣飛鳥井大納言入道許、有鞠、一昨日依令約束也、人數、予、

二條尹房
第蹴鞠
飛鳥井雅
康第蹴鞠
飛鳥井雅

親第蹴鞠

藤中納言入道・二樂院・江南院・頭辨・忠顯朝臣・永康・雅俊、伊勢次郎左衛門武家輩、平貞賴賀茂輩、棟久・貞久・諸久等縣主也、

〔親長卿記〕 長享元年十一月廿三日、德大寺申下刻許、詣左府第、有鞠、抑今日主人・予、二樂院・右大辨・江南院・忠顯朝臣・賀茂貞久・諸平等縣主也、實連

〔親長卿記〕 明應二年正月廿一日、晴、入夜有十種香、予、元長卿、江南院、松殿中將、忠顯朝臣、藏人左少辨宣秀、伊長、青侍等也、

〔經覺私要鈔〕 七十 文明元年八月廿一日、壬申、霽、一自禪定院以狀申給云、天滿神事不參了、猿樂宇治藤次郎男并盛喜久神事可勲之由申、可有見物哉之由音信也、老鉢出頭、雖可有斟酌事也、徒然又無比類之間、爲養老情罷

出了、予、穀衣香ケ關白殿・予・僧正、尊重隨心院嚴實僧正・政覺禪師、其外鷹司前關白殿舍兄・西殿・尊譽律師・松殿侍從忠顯・僧龍光等也、藝能五番之後、給暇了、於障子止沙汰了、

〔大乘院寺社雜事記〕 四十 文明四年二月八日、

一薪猿樂在之、隨心院・松殿見物云々、

〔大乘院寺社雜事記〕 五十 文明四年四月十七日、

薪猿樂

甘露寺親
長第十種
香
猿樂ヲ見
物ス

一於東門院猿樂在之、寶生、内物以下取立云々、東北院僧正等見物云々、松殿少將被出了、

〔大乘院寺社雜事記〕 百二 文明十八年二月六日、

一薪猿樂初之、金晴、金剛、寶生、參申、

十日

一觀世於社頭藝能、

一松殿中將爲見物下向、粟井同道了、

〔後法興院政家記〕 十六 延德三年八月四日、申、晴陰、早旦風吹、大雨下、無程止、

略○中 次有能 觀世大夫、云々、於巖清院、柳原、京兆來會云々、冷泉黃門・園宰相參會、家僕

右兵衛督、忠顯朝臣、申請殿下、實治、河橋親康、北小路俊泰、連藤長泰等在共、此外雅俊朝臣・壽官等來會

云々、子刻許歸宅、右府遣馬・太刀、聖門同之云々、

〔大乘院寺社雜事記〕 四十 文明元年八月廿二日、夕立、

一令參成就院、自其西大寺光明眞言之御共申了、殿下御板輿、御小直衣、松殿直垂、乘

馬、諸大夫以下、異形風情也、入會道より御出、天人番大道之御參合了、御了聞所、

長老沙汰也、大番事畢後、長老・予・松殿、自了聞所出禮堂、拜見佛舍利等、西室井

御影・同鐵塔等御拜見了還御、

岩栖院

西大寺光
明眞言會
ニ參詣ス

長谷寺ニ
參詣ス

嚴寶ノ高
野參詣ニ
隨伴ス

大原野社
ニ參詣ス
西芳寺常
住寺松尾
社法輪寺
清涼寺ニ
參詣ス

〔大乘院寺社雜事記〕 四十 文明元年十二月十六日、

一松殿侍從・清賢、長谷寺參詣了、

〔大乘院寺社雜事記〕 四十 文明三年三月十八日、

一松殿侍從長谷寺詣、馬一疋於古市借用之了、

〔尋尊大僧正記〕 五 文明六年二月廿六日、雨下、

一隨心院殿、高野參詣、御共、松殿・清賢・泰增・專實・宗順以下、馬小吉田一疋、自

一乘院一疋、人夫五个所一人、

〔大乘院寺社雜事記〕 九十 文明十六年三月十七日、

一今日小原野之參詣、花見之、松殿中將・難波以下來、召具之、見事々々、通桂里船路了、
西方寺、常住寺、各跡、松尾、法輪寺一見、大井川船渡之、而尺迦堂等之參詣、如元歸小宿了、

○忠顯、一條兼良ニ隨伴シテ、奈良ヲ發シ、伊勢及ビ美濃ニ赴クコト、文明二年九
月五日ノ條ニ、同ジク美濃ニ赴キ、尋デ、上洛スルコト、五年五月二日ノ條ニ、

兼良ノ出家ニ紙燭役ヲ勤ムルコト、同年六月二十五日ノ條ニ、兼良ノ奈良ニ於ケル
七夕百首和歌會ノ人數ニ與ルコト、七年七月七日ノ條ニ、兼良ニ隨伴シテ、長谷寺
ニ詣ズルコト、八年五月十五日ノ條ニ、下總介ニ任ゼラル、コト、十二年三月二十

九日ノ條ニ、徳大寺實淳第月次蹴鞠會ニ列スルコト、同年六月二十八日ノ條ニ、大

永正十六年六月六日

二五〇

乘院尋尊ニ隨伴シテ、上洛スルコト、十八年二月二十四日ノ條ニ、青蓮院尊應ノ興福寺薪猿樂見物ニ案内ヲ勤ムルコト、長享元年二月六日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押彙纂〕

マ之部 松殿忠顯



○誓願寺文書(山城)
文明十年十二月十三日一條兼良御教書

六日、辰、春日社神主從三位奧家興薨ズ、

〔宣胤卿記〕

六月十日、晴、春日社神主家興從三位八十、六月六日死去、權神主師和神主轉任事注進

八十七歳
子家統權
神主ニ任
ゼラル
二條尹房
ノ長者宣

云々、家興子家統轉任權神主、氏人時殖任新權神主、南曹賴繼申殿下成長者宣、青侍御禮、殿下五百疋、分、南曹二百疋云々、此家興、余祝師也、雖極老存内久見來者也、不便々々、家統重服、任權神主事、有例之由申之云々、

〔春日社記錄〕

七 大中臣系圖

世系

家德 修理亮、寬正比人、從三位、新權神、

家興 中務大輔、從四位上、新權神、

家統 中務大輔、正三位、新權神、

奧田家

家康 内藏助、從四位上、新權、

〔歷名土代〕

從五位下大中家興 嘉吉二正六、

從五位上大中臣家興 同三四正、

○家興ヲ從三位ニ敍スルコト、十二年三月二十一日ノ條ニ見ユ、

是ヨリ先、中御門宣胤、繪所土佐光信ヲシテ、阿彌陀佛像ヲ繪カシム、畫像成ル、是日、其供養ヲ行フ、

〔宣胤卿記〕

五月九日、陰、入道前内府所持之半身阿彌陀畫像借之、書寫事仰遣光信

朝臣、此本ハ天王寺西門腋壁、惠心僧都圖像寫之云々、

〔宣胤卿記〕

永正十六年春夏 五月、

高問恐悅候、彼一首早速被遊候、殊本望、此御詠尤殊勝、無申計候、抑半身阿彌陀、雖何時可進候、納物も此方コノ人を給候て可進之候、これハ天王寺西門脇惠心僧都圖像ニ

永正十六年六月六日

二五一

官歴

三條西實
隆ヨリ粉
本ヲ借ル
源信筆四
門天王寺西
像ノ腋ノ寫

永正十六年六月六日

二五二

て候を寫申候、此眉間珠の、法隆寺井底に、太子勝鬘經御講談之時、毎日御行水之時、爲淨於其水所被納之珠候、此尊摸寫之時、不慮有靈瑞感得、奉入此白毫之由申候、隨分秘藏之尊容候、被寫候者、尤可然事候、旁近日以面可申述候、恐々謹言、

永正十六年
五月九日

堯空
(三條實隆)

堯空

〔宣胤卿記〕 五月十九日、晴、召寄番匠令作本尊臺・衝立障子也、

廿一日、陰或晴、略中又阿彌陀下繪張付衝立障子、遣光信朝臣、

〔宣胤卿記〕 永正十六年春夏 五月、

御本尊の御障子被下候、心え存候、山下へ紙をのへられ候、可然存候、山に木をとことく書可申候存候、又御うらに不動座像候、心え存候、石座ほなと候て可然存候、將又御要脚三十疋被下候、是迄も入候ぬ事を、迷惑仕候、兎角申候へり、緩急存候間、被下候、聽而調可申候間、預御心え候、以上、しんこ、

御返事
申給へ

刑部大輔
(土佐光信)

宣胤臨終
ニ枕許ニ
立テシガ
爲メニ畫
カシム

不動明王
像ハ空海
筆ノモ
ヲ寫ス

けさ御ほんそんしんこ、しふん、きよ水へ參詣申候て、くわしく申あげす候、たゞいままかりかへり候、ます一さおり下され候、かたしけなくしやうくわんいたし、うれしく存候、御心え候て、御申あつかひ候へく候、かたしこうをいたし、申あげ候へく候、御ひやうふはりつけられ候て、やかて下され候て、そとしためしん上申候へく候、しんこ、

申給へ

きやう部大輔

〔宣胤卿記〕 五月廿八日、陰、半夏生、衝立障子之阿彌陀出來、繪所土佐光信朝臣畫之、今日

五十疋先日三十疋遣之遣之、臨終之時、可立枕斫也、裏に令畫不動明王、爲令降伏臨終之魔障也、

御本尊入申候、不動尊(空海)の弘法御筆寫申候、先仰分調申候、依御意加筆可申候、安子細候、此分御心え候て、可預御申候、恐々謹言、

五月廿八日

刑部大輔
光信花押

御奏者御中

永正十六年六月六日

二五三

永正十六年六月七日

二五四

先剋令申候、安間事候、已前被下置候さへ、至極存候、又五十足迷惑仕候、安奉公事候、如此御懇之儀、無曲存候、乍去御芳志之事候間、畏存候、旁以參拜可令申候、可預御披露候、恐々謹言、

五月廿九日

刑部大輔
光信花押

田中殿

昨日御本尊無子細之由仰候、祝着仕候處、又五十足被下候、已前之至極存候、安御用之事候、如此之儀、迷惑仕候間、返進申候、暮々此旨御心え候て、可預御披露候、加様候へ、一向迷惑仕候間、能々御心え御申憑存候、旁參候て可令申候、恐々謹言、

即刻

刑部大輔
光信判

田中殿御返報

〔宣胤卿記〕

六月六日、晴、晚陰、宣増來、衝立障子阿彌陀・不動等供養遣布施、二ヶ、光信朝

臣打輪一持來、

七日、巳日吉祭ヲ行ハザルニ依リ、祇園御靈會ヲ延引ス、

江州訴訟
ノ爲メ
神
輿動座

〔宣胤卿記〕 六月七日、晴陰、祇園會延引、依無日吉祭也、爲江州訴訟
神輿動座

十四日、晴、祇園會延引同前、

八日、庚興福寺東北院、北野社日連歌外會所ト、京都錦小路ノ地ヲ爭

ヒ、山城臨川寺三會院、同國寶鏡寺及ビ南禪寺德隣庵ノ所領ヲ違亂

ス、是日、幕府、其違亂ヲ停メ、三會院ヲシテ、之ヲ安堵セシム、尋

デ、寶鏡寺及ビ德隣庵ヲシテ、之ヲ安堵セシム、

〔天龍寺文書〕

五 ○山城

三會院領洛中錦少路西洞院、口、東西四丈四尺、
奥、南北拾四丈錦少路室町、口、東西五丈、
奥、南北八丈事、混南都東北院與

北野日連歌外會所相論内、雖申子細、帶證文各別知行之上者、有限地子錢、如先々可沙

汰渡三會院雜掌之由、所被仰出狀如件、

永正十六
六月八日

(附書)飯尾近江守
貞運(花押)
(附書)飯尾下野守
之秀(花押)
(附書)齋藤美濃守
基雄(花押)

三會院領

當地百姓中

〔寶鏡寺文書〕

六 ○山城

洛中錦少路町錦少路以南東面、東西拾貳丈
五尺、南北七丈
五尺、屋地事、南都東北院雜掌混類地、雖

寶鏡寺領

永正十六年六月八日

二五五

永正十六年六月十四日

二五六

申子細、彼雜掌請文々言、捧他人證文申族不可在之旨被載之、然方々出帶支證有子細之條、太以濫吹也、所詮被處其咎之上者、於件相論之地者、任當知行之旨、彌可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正十六年七月五日

(飯尾爲亮)
散位(花押)
(藤原基雄)
美濃守(花押)

南御所雜掌

〔前田家所藏文書〕

古蹟文徵五

德隣庵領

南禪寺德隣庵領洛中錦小路町與四條坊門間西頰屋地南北六丈七尺七寸、東西拾丈、事、南都東北院雜掌混八町之内、雖申子細、帶御判以下證文、當知行之上者、早退彼競望、彌可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正十六年八月十一日

(飯尾爲亮)
前近江守(花押)
美濃守(花押)

當庵住持

十四日、丙子興福寺權別當兼繼ヲ同寺別當卜爲ス、

〔興福寺別當次第〕

三興福寺別當次第第六付權官 光明院

宣下後權
僧正ニ任
セラシ
印鑑ヲ渡
ス

權僧正兼繼宣下以後、任權僧正云々、永正十六年己卯六月廿一日、見參、於東院付之、宣下日付六月十四日同廿八日、印鑑、於東室渡之、使所司泰弘相模上座、奉仕之、西金堂着座并被參御誦經等、同日沙汰之、

〔興福寺別當記〕

下 後柏原院御宇

(永正)同十六年己卯六月十四日

兼繼東北院大僧正、廣橋兼顯卿息、實ハ廣光卿二男、兼圓僧正附弟、法務大僧正、西大寺・法隆寺別當、

〔興福寺略年代記〕

(永正)同十六年

兼繼補權官權僧正圓深、同日宣下、于時權僧正、東院、六月十四日宣下、

〔春日社記錄〕

七寺務職補任次第之記

寺務年代記

(永正)同十六年己卯六月十四日

兼繼 東院

〔實曉記〕

三習見聽診集三

東院家代々

法務前大僧正兼繼延德三年、維摩堅義、十八、明應五、同會講師、廿三、同九、權別當宣下、永正十六、廿一、寺務宣下、

〔守光公記〕

東洋文庫所藏

七月七日、

雨下、昨日東院寺務御禮、禁裏五荷二合、(二條尹房)殿下三荷

二合、南曹一荷二色、局二色一荷、余二色一荷、侍從奈良細布、

○正月十四日、三寶院門跡義堯ヲ大僧都ニ任ズルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔三寶院文書〕

五十六〇山城

三寶院門跡

三寶院義堯
都ニ任ズ

兼繼ノ御
禮
奈良細布

永正十六年六月十四日

二五七

永正十六年六月十五日

民部丞判

二六〇

とのもれうのしき地、ひかしにくしけをかきり、にしのみふをかきり、南につちみかとをかきり、きたり一てうをかきり、この内、ちし・ほんやく等、ふさたのかたく、来いせんに、そのことわりをうけ給候へく候、上をもてふたをかけ候あひた、もしふさた候い、下地をかんらく申候へく候也、

永正十六年卯月五日

みふ政所判
主殿大夫判

寮官知行
畠
年三回ノ
地子納入

寮領大管畠之内寮官知行畠之事、從先規至于今無相違地也、雖然此内七拾疋者、毎年寮頭に可運上之處、近年令無沙汰候、然間堅預御糺明候、自今以後、毎年四月五百文、五月五日二百文、九月九日二百文、以上七百文、可致其沙汰候、於無沙汰之儀者、毎事可應寮頭之御意候、堅申定上者、不可有無沙汰之者也、仍爲後年請文之狀如件、

永正十六年
四月日

壬生殿御雜掌中

重政在判

幕府奉行
人奉書

當寮領域州大管會畠勝至在別紙、事、寺社以下□證文於當知行之強□可被遂糺明、此外或先□令契約他人、或名主百姓□年貢無沙汰□言語道斷次第也、所詮早尋搜之、可被全所務、若背先規之旨、有及異儀之輩者、一段可有御成敗之由、被仰出候也、仍執達如件、

永正十六年
六月十五日

(布應)元久判
(善應)基雄判

主殿頭殿

○山城佛心寺、重ネテ、于恆ノ、主殿寮敷地ト號シテ、同寺境内ヲ違亂スルヲ停止セシメ、コトヲ幕府ニ請フコト、便宜左ニ合致ス、

〔主殿寮領雜々〕

○宮内廳書
陵部所藏

佛心寺ノ
二答狀

佛心寺雜掌建騰重謹支言上主殿頭于恒掠申條々事

如于恒言上者、佛心寺草創之根元雖相載、於只今訴陳者、不足詮用者歟云々、近比文盲不覺也、其謂者、至訴論者、自他之由來申分、隨其勝劣可有落居者歟、(寺脫之)當來歷、先度令言上訖、殊御代々給疏銘、奉致御祈禱不私靈場也、然於只今混于恒敷地、違亂之條、言

于恆敷地
ニ混シ佛

永正十六年六月十五日

二六一

心寺境內
點札ノ四
掲グ
點札ノ四
至ハ寺外
訴狀ト相
違ス

佛心寺支
狀
千本釋迦
堂昌

盡七日忌
佛事

永正十六年六月十六日

二六二

語道斷、無是非次第也、次今度當寺境內仁點札文言之四至、東限櫛笥、西限壬生、南限
士御門、北限一條之由、慥書載者也、殊兩人之判形在之、寫正文、右備然時者、當寺敷地
者、爲一條之北之間、彼競望者爲寺外之處、今又彼方言上之四至者、爲遙懸隔他所之地
境也、前後相違申事、可有其咎歟、爰以謀畧造意之段、令露顯者也、所詮於當寺者、從
往代不變敷地、證文以下分明之上者、早被退彼濫望、彌可爲進止之旨、被成下御下知者、
忝畏存、爲抽御祈禱丹誠、粗謹支言上如件、

永正十六年六月日

〔壬生于恆記〕

○宮內廳書
陵部所藏

五月八日、丑、陰、細雨洒、早且遣狀於布施民部大夫、返事

有之、大嘗島之內、佛心寺支狀借送之、可寫遣者也、○中將監久泰多來之、大嘗島之
內、千本釋迦堂壹段有之云々、有子細爲下地間、可免許云々、予答云、不可有等閑、
雖然知行之本文等可有之、又至于今本役等、誰人仁納所哉、請取等可見、就其加思案、
返答可申心得之由申歸了、

廿八日、晴陰、○中重政子來之、四月分五十疋之內、且三ヶ持來、進酒了、

十六日、寅、美濃守護前左京大夫土岐政房卒ス、子賴藝嗣グ、

〔仁岫錄〕

承隆寺殿前左京兆海雲壽公大禪定門盡七日之香語

宗壽拈香
ヲ勤ム

施主土岐
政頼ハ越
前ニ在リ

藥師像ヲ
彫造シテ
華經ヲ書
寫ス

這香、向十法界打種植、於一心地長根芽、凝而作解脫知見、散而作水沉榎檀、所以、天
上名先陀婆、諸天薰炙、則雨供養具、普施河沙、人間名大象藏、衆生艷者、歡喜能充
滿、快樂無邊涯、海中名無能勝、若以塗鼓、其聲發時、敵軍退散、國去紛奢、濟風顛喚
之作金剛王、殺生活死、鑿閣梨稱之曰木上坐、露正摧邪、山僧卽今拈來、熱向一爐、只
是爛柴片、孝義薄層霞、

索訶世界

（土岐政房）

永正十六年仲秋初五日、

酒值此時二郎殿出奔于越前、○齋藤利良、土岐政
頼ヲ擁シテ越前ニ奔リ、朝倉孝景ニ頼ルコト、

十五年八月十日ノ條ニ見ユ、先考承隆寺、十忌之辰、預今月斯日、就于當場、鋪設法筵、勤修諸善、命

工彫刻藥師如來尊像一軀、大乘妙典頓漸各一部、通妙懺開甘露門一座一中、虔備香
華灯燭茶菓珍饈之儀、開供佛齋僧之會、仍集現前龍象衆、諷演無上神咒陀羅尼之次、

借手山野、燒香贊揚、於是三世一切諸佛菩薩、東土西天歷代列祖、天神地祇、諸龍群

仙、冥官鬼趣、戰亡諸靈、悉皈無遮、所萃功德、專爲神儀、資助報土、伏願、憑茲鼻
觀力、入薩婆若海、乘到彼岸樣、共惟、

承隆寺、內兼忠信、外利爪牙、源平藤橘、源拔其尤箕裘不墜、封胡羯末、封爲之長
蘭玉無瑕、誰敢遮掩功名、越犬吠雪蜀犬吠日、人皆服夏威令、韓雲如布宋雲如車、駕千
里馬則精進鞭打閃電、挽一張弓則般若箭射四蛇、無明煩惱等正覺、歌舞宴遊阿蘭拏、芻

永正十六年六月十六日

二六三

永正十六年六月十六日

二六四

狗趁玉麒麟、(李朝)瞞刺史於藥嶠室、(推轂)鉄牛産金獅子、罵牧主於郢劔衙、寢食間提撕公案、干戈
釐發明心華、色身法身露滴菌苞、生滅寂滅風破蕉芭、將謂竹夕花晨置枕泰山、嗟其椿年
權日示疾毘邪、(註)說甚治亂興亡、合掌南辰藏北斗、說甚吉凶悔吝、斡旋西兔轉東鴉、直得
把管領六凡四聖之權柄、提截斷五蓋十纏之鎖鑰、折旋周旋、蹈倒須彌趨巨海、逆行順
行、放出黃河壁開大華、到這裡、木人擊節、石女吹笛、活潑々阿爺々、咦、正與麼時、
大禪定門、與十方如來、把手共入窻親平等三昧、更爲后昆唱一偈、饒舌吧々、諸人却
聞麼、

殘暑假裝涼雨加、可期遊子得飯家、堦庭先現太平瑞、八月優曇今日花、

永正十六年七月十一日

前妙心仁(宗書)宙叟書之、(○屋遇集ヲ以テ校ス、)

〔美濃明細記〕

五美濃國守護

一成頼嫡子

土岐美濃守政房、幼名美伊法師、法號承隆寺海雲宗壽、

爲美濃國守護、(註)河手在城、永正十六卒、

〔尊卑分脈〕

清和源氏土岐

成頼

政房次郎、美濃守、董名美伊法師丸、

〔土岐系圖〕

法名

世系

美濃米田
ニ卒ス
五十三歳
子女

成頼

政房美伊法師、次郎、美濃守、道號海雲、法名宗壽、號承隆寺殿、永正十六年六月十六日、於米田卒、五十三才、

女子六角

頼藝左京大夫、二郎、美濃守

光親五郎、美濃守

光建六郎、美濃守

僧對松軒、早世、

僧春澤軒、

〔諸家系圖纂〕

八之三土岐

成頼

政房美濃守、號承隆寺、法名宗壽、海雲法印、永正十六年六月十六日、於米田死、年五十三、

頼藝二郎、左京大夫、美濃守

光親揖斐五郎

光建

某號大湏、

永正十六年六月十六日

二六五

永正十六年六月十六日

二六六

某號梅戸、

光蓮鶯巢市正、

〔土岐家傳大系圖〕

成頼

頼繼土岐次郎、童名美伊法師、美濃守、左京大夫、革手之城主、

將軍義政公賜御諱之字、改政房、永正十六〔六日〕年六月十八日、卒於宋田〔米〕、于時五十三歲、法名承隆寺海雲宗壽、

政頼土岐太郎、左衛門尉、美濃守、母攝州住人溝杭資長女、故名盛頼又頼純、城田寺之城主、家臣齋藤山城守秀龍之女爲妻、〔義久、下同〕

女子佐々木六角判官義賢妻、

女子明智下野入道頼兼八代明智安藝守光綱妻

頼藝土岐東市正、左京大夫、大膳大夫、鶯山在城、後大桑在城、妻佐々木禪正忠定頼之女、後妻齋藤山城守秀龍養女、

治頼土岐三郎、伊豆守、常州信田庄江戶崎城主、

光尙〔高〕梅戸民部太輔、勢州梅戸氏爲養子、

光周揖斐五郎、故名光親、大桑落城之後、尾州江退去、其後濃州歸、宇田而卒、

對松軒實名貞延、

足利義政ノ偏諱ヲ受ク

光就鶯巢六郎左衛門尉、濃州於駒野卒、

頼滿土岐七郎丹波守、

頼香土岐八郎、

〔寛永諸家系圖傳〕

二十三 清和源氏 頼光流 土岐

成頼

左京大夫、二郎、美濃守、法名宗安、明應六年四月三日卒す、瑞龍寺と號す、

政房

左京大夫、二郎、美濃守、法名宗壽、承隆寺と號す、

頼藝〔高〕

左京大夫、美濃守、

〔寛政重修諸家譜〕

二百八十二 土岐

成頼

政房初頼綱、童名美伊法師、二郎、左京大夫、美濃守、

慈照院義政より諱字をあたへられ、永正十六年六月十八日卒す、海雲宗壽承隆寺と號す、

永正十六年六月十六日

二六七

永正十六年六月十六日

二六八

一 賴純 初政賴、盛賴、二郎、美濃守、左衛門尉

一 賴藝 左京大夫、美濃守

一 治賴

一 光高 民部少輔

一 光親 五郎

一 光敦 六郎

一 賴滿 七郎

一 賴香 八郎

一 女子

一 女子

〔土岐累代記〕 土岐美濃守成賴濃州守護之事

中興ノ名將

略上 長男政房ハ中興ノ名將ニテ、兼葦手ニ在城シテ、家臣齋藤新四郎利良・長井藤左衛門

長弘等國政ヲ執、伊賀・稻葉・氏家等國中ノ武士國守ト仰ケレハ、國中甚太平ナリ、政

房子八人アリ、長男ハ太郎盛賴也、家督ヲツキ、左京大夫賴繼ト申シケリ、二男ハ二郎

賴藝、三男ハ三郎治賴、常州信太ノ庄江戸崎ニ住ス、四男ハ勢州梅戸ノ養子、梅戸民部

城田米田ノ兩館ニ隱居ス正法寺ニ葬ル

齋藤妙椿一條兼良ヲ饗ス

政房舞ヲ演ズ

大夫光高ト云、五男ハ濃州大野郡三輪ノ城主揖斐左近大夫基春ノ養子、揖斐五郎光親ト申ケリ、六男鷺巢六郎光敦ト號ス、七男ハ七郎賴充、八男ハ八郎賴香ト云、後ニ兄五郎光親ト一所ニ、三輪ニ住シテ三輪與三左衛門光長ト號ス、後ニ西脇ニ住ス、嫡男太郎賴繼ニ家督ヲ讓リ、政房、城田ノ館ヲ取立移リ住シ、夫ヨリ又米田ノ館ニ隱居シテ、永正十六己卯六月十六日逝去ナリ、遺骨ハ正法寺ニ納ルナリ、次郎賴藝ハ鷺山ニ城ヲ築テ在住シ、葦手ヘ出仕セラレケリ、

〔ふち河の記〕 後成恩寺關白兼良公

文明五年五月 十一日、正法寺のむかひに城をつき、池をふかくして、軍壘のかまへをなせり、すなはち舟をうかへてほりのうちにいたる、（齋藤妙椿）僧都つねに居庵あり、山居のすまゐをまなひ、後園なとあり、持佛堂は淨土の三昧をもと、よほイせるとみえたり、名作の本尊ともおほし、此たひ庵號をもとめしかは、法城と云二字をかきつかはし侍り、齋藤新四郎利國は僧都の姪ながら、猶子にせり、その人の館に行てみ侍れば、いつくもかきはらひて、武器ともとりならへ、なに事もあらひ、すなはち打立へき用意也、さりながら、又風月歌舞の道をもすてさると見えたり、此所にして酒宴の興をもよほす、（政房）美伊法しといふ土岐美濃守源成賴の息男、生年九歳なり、回雪の袖をひるかへす、むまれながらにして天骨を得た

永正十六年六月十六日

二六九

猿樂ニ勝
ルト賞讃
セラル

頼藝一周
忌法要ヲ
美濃天寧
寺ニ修ス
支勳ノ陸
座法語

永正十六年六月十六日

二七〇

り、むかし長保の比、東三條女院の御賀の試樂に、御堂關白の長男（編通）宇治關白也、十歳のわらひにて、陵王をまひ、次男（編通）堀川右大臣也、九歳にて納蘇利を舞し事、思ひ出され侍り、古の舞との舞とは、手つかひ・あしふみなどかはるへけれとも、少年の人その骨をえて人を感嘆せしむる事は、異曲同工といふへきにや、
十二日、猿樂あり、彦春（松イ）といふ猿樂也、一場はて、後、美伊法師又舞臺にして袖をかへす、猿樂には、るかにまされるよし、人皆感しけり、僧都も興に入、ことはりと覺えたり、（略）

〔延寶傳燈錄〕

三十一 臨濟宗 妙心大雅崑匡禪師法嗣

濃州大仙功甫玄勳禪師、本州太守源政房（政房）土岐氏、永正十七年夏、追薦先考海雲居士、就天寧寺請師陞座、師乃拈香曰、這香、托根洛澄之園、則千歲蟠桃常長嘉運、聯芳嵩少之嶽、則二株嫩桂遠識久昌、無鼻孔漢得直下鼻著、沒意智人堪格外商量、十方諸佛得之開導群機、仍名菩提樹、歷代祖師得之勘過英納、或稱金剛王、大檀越功德主得之報恩報德、爲瑞爲祥、加之、繼的裔於源氏、鎮新府於岐陽、海雲居士、憑茲聞薰力、何翅泯絕知見、蹈翻苦海、便能覆蔭后昆、把定封疆、且道、以何爲驗、舉香曰、看看、天寧金鴨繡幃外、畫戟森森兵衛強、

〔仁岫錄〕

承隆寺殿前左京兆海雲壽公大禪定門十七年忌陞座法語

小拈香

拈香、這香王作大獅子吼、演說毘盧法寶金文、觀音菩薩以眼聞、普賢菩薩以心聞、文殊大士以舌聞、香嚴童子以鼻聞、即今海雲壽公大禪定門、定前聞定後聞、若也聞不得、更乘斯香光明、證法身於五分、（舉香）將謂兜樓婆畢力、元來是吉祥海雲、

索話

萬綠枝頭一白、謂之六月孝梅、今朝特地探請、誰投悟花機來、有麼、有僧出衆問云、層々岐阜、慕文王敬沙門、刹々靈山、逢周公設佛教、幸臨法席、請師提撕、答云、黑漆崑崙舞華鼓、進云、燈籠合掌、露柱證明、答云、莫向鬼窟裡作活計、進云、記得、古德上堂云、十五日已前、風不鳴條、十五日已後、雨不破塊、恁麼道底、喚作得太平象麼、答云、海晏河清、進云、這箇且置、六月十六、丁先考承隆寺殿十七年之遠忌、預於四月十六、拜請和尚、陞座說法、今夏季孟之間、有什麼優劣、答云、庭前栢樹子、一二三四五、進云、不涉算子一句作麼生、答云、面南見北斗、進云、白雲影裡笑呵々、答云、大似因齋慶讚、進云、堅城受我降、答云、只解豎降旗、不解奪劍戟、

提綱

永正十六年六月十六日

二七一

十七年忌
佛事
宗壽ヲシ
テ陞座セ
シム
宗壽ノ陞
座法語
小拈香

索話

提綱

赤肉團上、有一無位真人、隱顯難測、卷舒不均、靈鑑高懸、如當空日、仁風普施、似透花春、西天老比丘四十九年橫談堅談、猶是認得幻影、東土瞎禿頭千七百箇直指曲指、未敢撞着本身、却來拂子邊行照用、又向杖頭辨疎親、忽焉無忽焉有、不屬緣不屬因、酒肆嬉^{〔勢〕}妨活伽藍、說甚安居禁足、地獄天宮淨法界、說甚和光同塵、頭々是道處々全真、玉兔挨開碧落門、漏泄屋裡消息、翡翠踏翻荷葉雨、抖擻格外精神、正與慶時節、唯吾海雲壽公大禪定門、坐他頂顛上、轉無上法輪、諸人還見麼、^{〔豎拂〕}云、山色溪聲日夜新、

散說

賴藝法會
ヲ其私第
ニ營ム

大日本國美濃^{〔考〕}芴居住奉三寶弟子大功德主孝男源府君賴藝、天文第四龍集乙未六月十六日、恭值先孝承隆寺殿前左京兆海雲壽公大禪定門十有七年遠忌之辰、預於孟夏之月十六日、就府第先期七日、張設梵筵、莊嚴佛支、集六和衆、勤行精進、大乘妙典頓寫一部、印漸各若干部、夫頓寫、濫觴于僧行、僧法二沙門、蓋以片板刻小卒都之形、以一版寫一行、凡一部之數四千一百餘基、六萬九千一百六十餘字也、卒都者、大日三摩耶形也、見者卽離三惡、投之塚間、則衆生見劫盡、大火所燒時、我此土安穩、天人常充滿也、吁、今執乃至不受餘經一偈之語、泥文滯義者多矣、自序品至信受奉行、摠是方冊文字、何以爲一乘法、乃吾方寸中、自有不刊之經、若能知此經、則一乘妙法、不費纖毫之力而入手、故云、

不受餘經、苟於大乘經具小見、如偃鼠飲河、何唯隘乎哉、此經功德、以多劫難讀盡、姑舍焉、夫圓通懺摩者、罪障懺悔之法也、至心稱之、則清涼月現心水中、宿愆自作善果、定業亦能轉之理、不虛發焉、梁武帝始爲雍芴刺史、其後妃多忌妬意、由是死爲巨蟒、入后官而通夢於帝求救、莊嚴慈悲道場、請僧禮佛、至心修圓通懺摩法、巨蟒忽化爲天人、於空中謝帝功德、從是^{〔降〕}降、至今無不修三摩法、夫施食者薩婆法食、一味一粒、作七々萬億倍之食、^{〔字〕}字智水、一涓一滴變千々無量海之水、故以誠心爲本、又施小物受大報、鄭所南云、經中有小炒飯及餅飯語、則一切新潔香素者、不問至微之物、皆可施之、或施燈則彼此獲大光明之福、或施衣則彼此獲覆護一切之福、無福鬼神、最苦於垢穢、非有以洗滌之決、不得清淨、是故施之以食以水、則彼此獲五果二嚴、無財餓鬼、最苦飢渴、非有供養之福、如摩利支天經說、教無力辨物者、觀想其物、以爲供養也、鬼受我之真心也、若我心中、有此一物、則我眼前便有此一物、彼冥界亦有此物、蓋有此心則有此物也、美芹背^{〔體〕}、獻其君者、念々不忘之真心也、惟是發菩提心者、生々施、處々施、時々施、無一物不布施衆生、窮古亘今、皆不論物而論心、三教皆然也、故生人界者、不可無施焉、特大功德主、自書彌陀寶號若干返、經曰、三十六萬億一十一萬九千五百同名號阿彌陀佛、唱彌陀一號、則誦無量億佛號也、况當寫若干返乎、厥功多於恒沙、寔孝之至者也、

自ラ彌陀
名號ヲ書
ス

愚溪寺住持慶澄ヲシテ拈香ヲ勤メシム

夫孝萬行始也、能供養父母者、即供養三世佛也、孝論不曰乎、父母一生補處菩薩、又觀經云、欲生彼國者、當修三福、一者孝養父母、奉事師長、慈心不殺、修十善業、二者受持三皈、具足衆戒、不犯威儀、三者發菩提心、深信因果、讀誦大乘、勸進行者、如此三事、名爲淨業、然則孝行即念佛也、修善即念佛也、信大乘即念佛也、勸行者即念佛也、今世間迷者、只斥諸經造諸惡、偏屈稱名焉、大違彌陀本誓者也、大功德主、唯匪修三福、點開十萬億安養土於一筆頭上、放八萬四千大光明、神儀豈不點頭乎、自餘件々品目、維那須宣讀、不敢枚舉、今當散筵、虔備香燈茶菓、以伸供養、仍集現前尊衆、諷演白傘蓋無上神咒之次、拜請愚溪堂頭大和尚、拈香說法、讚揚佛事、兼命崇福小比丘宗壽、叨陞此座、舉揚宗乘、以供養現座道場大覺世尊、三世十方諸佛菩薩、歷代列祖、天神地祇、一切群靈等、所鳩善利、專爲神儀、資嚴報土者也、共惟、承隆寺殿前左京兆海雲壽公大禪定門、累家武名、蓋世功業、（前略）仁之將種於五百年後、本立而道生、支貞觀之帝胤於二十葉先、源深則流遠、蓋案其祖譜、的々相承無出上之族、又視厥孫謀、枝々連續有布外之行笱哉、一生作用、重信不重金、想夫萬民渴心、望公如望月、至清可掬、威風難當、竊慮神儀提孩之初、母君已亡矣、因投乳母懷、鞠養過日、自趨庭之頃、晨定夕省、不離父君左右、寔如江夏得黃童、然逢異母君之厄、雖泣旻天、勞而不怨、昔大舜

二十餘歲ノ時父ニ入リテス

義植ノ河内征伐ニ從軍ス

異母欲殺之、捐階浚井、舜幸而免死、却愛異母弟甚矣、竟承帝祚有天下、孟子曰、人之於弟也、不藏怨焉、不宿怨焉、親之欲其貴、愛之欲其富也、又曰、大孝終身慕父母、五十而慕者、予於大舜見之矣、吁、神儀之於父母也、暗與大舜合者乎、年已二十餘歲、代父君而入浴、煥然威儀、光照繁華地、挽弓則欺養由、李廣射、馭馬則着王良、造父鞭、萬人觀如堵牆、寔不墜累代射御之名者也、吾悉達太子、十歲而父王習射、々技已成、即射透七枚鐵甲、五天之中、無差肩者、於是天帝釋、執太子所射之箭、至三十三天、爲此箭、故於彼天中、建立箭節、常以吉日、諸天聚集、以諸香華、供養此箭、乃至於今、諸天猶有此箭節日云々、太子已十九歲而出家、三十而成道、更挽禪定弓、架方便箭、破百萬億煩惱甲、何啻屠七枚鐵甲乎、神儀已着大乘鎧、坐大法城、亦効太子之作者乎、彼日藏菩薩、以願力故、生毘蘭多國、作調馬主、勸五百馬、發菩提心、彼馬悉是大菩薩、宿植德本、而值惡友生畜生中、如來在彼處安居、調馬主麥與如來食、五百馬麥與諸弟子、彼調馬主、以馬音聲、皆令懺悔、勸其發心、復令彼馬、於三寶所、起敬重心、彼五百馬、聽如來說法、得菩提心、今神儀於馬也、不減日藏菩薩者也、（明應二年）相公有南征企、忠臣義士、諫之不可、竟卒數萬雄兵、發向河內、神儀屬殿後、蓋將軍列騎、則以殿後配先鋒、厥功無優劣、（義植、軍ヲ河内ニ進メ、烏山基家ノ譽日城ニ迫ルコト、明應二年二月二十四日ノ條ニ見ユ）夫吾劬從元弘、建武已還、致忠勵

和歌ヲ好
宗恕ニ參
ズ

功之英雄也、雖齊桓匡周室、亦不多讓焉、於是繼先君治本躬、則凝兵衛畫戟之香、登京〔牙〕還舊觀、則添金章紫綬之色、憐儼寡濟孤獨、可謂居家菩薩、又入和歌三昧、春花秋月、一吟一詠、翻竺土三十一字歌、作素盞鳥八雲詞、是又吾邦之詩歌經乎、加之投師叔仁濟老和尚、透得多般公案、寔如李參政〔師〕富樫密馳書參大惠〔宗也〕、々々答參政云、自到城中、著衣喫飯、抱子弄孫、色々仍舊、已亡拘滯之情、亦不作奇特之想、宿習舊障、亦稍輕微、三復斯語、歡喜踊躍、此乃學佛之驗也、儻非過量大人、於一笑中、百了千當、則不能知、吾家果有不傳之妙、若不爾者、疑怒二字法門、盡未來際、終不能壞、使大虛空、爲雲門口、草木瓦石、皆放光明、助說道理、亦不索何、方信此段因緣、不可傳不可學、須是自證自悟、自肯自休、方始徹頭、公今一咲、頓亡所得、夫復何言、神儀亦於一咲之中、百了千當、則著衣喫飯、抱子弄孫、摠是禪之作用也、不敢後參政、牽黃犬臂蒼鷹、亦獵凶徒之活法也、乘朱幡張皂蓋、是戒小人之真儀也、始從提孩、終入寂場、五十四年之間、語嘿動靜、喜怒罵笑、畢竟是佛支門、所謂真俗不二、是謂聖諦第一義者乎、今當十七回之遠忌、大設齋會、上來一々讚揚、並是佛支門、莫言有爲功德、傍有木上座、忍俊不禁而出口、吾有一問、請解之、未審、道十七回、性十七耶、年十七耶、答曰、汝木上座、性從何起、年從何來、若會不得、且傾耳以俟焉、神儀臨斯法筵、覆蔭后昆底之一句、直下敷宣

去、咄、近聽聲愈好、鶴唳萬年松、

自敘

自敘

宗壽、聲ヒラ、キ訖詞蕪、智短形鄙、忽負千鈞命、玷此一座子、濫與神儀同名、又効杜宇呼已、春秋雖貴賤不嫌同號、人僉斥曰、犯公諱、彼此多罪、各乞恕容、

檀謝

檀謝

陞座之次、共惟、大功德主本躬府君、氣吞列國、德溢八荒、信教信禪、如李習之守朗、抱賢抱直、齊劉原父治楊、雉兔菟菟共談清化、禽獸草木盡霽榮光、所希、子々孫々、久々昌々、

摠謝

摠謝

又共惟、現前請大尊宿、宗門領袖、法社喉襟、雲門〔文也〕臨濟九萬大鵬、搏南擊北、雪竇〔重也〕圓悟〔妙〕百千俊鶻、鶻古騰今、更惟一會諸位禪師、人々支風竺月、箇々趙壁燕金、強屈尊聽、伏乞道昭、

拈提

拈提

記得、郢劬太守請風穴禪師衙內陞座、師乃云、祖師心印、狀似鐵牛之機、去即印住、々即印破、只如不去不住、印是不印即是、盧陂長老出問、某甲有鐵牛之機、請師不搭印、師云、慣釣鯨鯢澄巨浸、却嗟蛙步驟泥沙、陂佇思、師喝云、長老何不進語、陂擬議、師

永正十六年六月十六日

二七八

打一拂子云、還記得話頭麼、試舉看、陂擬開口、師又打一拂子、太守云、佛法與王法一般、夫觀海者難爲水、遊聖人之門者難爲言、不因太守、難見風穴、故以一偈呈管窺、祖師心印鐵牛機、去住從來涉是非、太守唯施些子力、三玄戈甲振全威、久立珍重、○屋遇集ヲ以テ校ス

〔明叔和尚語錄〕 承隆寺殿前左京兆海雲壽公大禪定門十七年諱香語

特地乾坤雨露新、海雲古佛現全身、爐中一滴薔薇水、凝作人間四月春、

愚溪寺住持慶浚拈香法語

索訶世界南瞻部洲大日本國濃州路方縣郡居住奉菩薩戒弟子大功惠主孝男源君賴藝、天文四年六月十六日、伏值皇考承隆寺殿前左京兆海雲壽公大禪定門一十七年遠諱之辰、預涓今日、因就府第、敷設梵筵、先庚七日、營辦種々法支、特法華經王頓漸印誦各若干部、圓通懺摩修禮者一座、甘露妙供施設者一中、件々品目、不遑枚舉、付在僧官回向文、今當散筵、虔備香花燈燭伊蒲淨膳、集現前大眾、諷演如幻金剛王佛母妙蓮花神呪之次、拜屈崇福堂頭大和尚、登座說禪、副命愚溪小比丘慶浚、焚个爛柴片、供養本師釋迦皇帝・當來慈氏將軍・黃金國土濡首大士・白銀世界徧吉薩埵・支竺桑傳燈祖師・天地水護法聖衆・一切神祇・一切含靈等、以爲大禪定門、莊嚴報土、因系之以辭、々曰、

向之所謂薔薇水、麝香、這個用也、論其鉢、則具十界圓融德、露五分清淨眞、鑽不入擊不摧、

四月ニ預修ス

撥轉芭蕉無堅實、火不乾水不濕、呵責梅桓成束薪、捏聚則內韜光彩、放行則外運家珍、那吒八臂難爲抹丸、紛々郁々、摩醯三目何辨斤兩、輪々困々、即今變成臨濟蔭涼樹大地（義志）上夏健人、共惟、承隆寺殿海雲壽公大禪定門、禮讓爲國、仁愛撫民、王室藩屏、譬如德孺繼一范而稱慶州之父子、將門羽飛、抑似留侯召四皓而定漢朝之君臣、三千精騎掌運、數萬甲兵胸陳、珠簾捲雨畫棟飛雲、青山踊出黃金宅、瓊筵坐花羽觴醉月、白櫻桃下紫綸巾、攸貴德富爵富富富、畢竟了因緣因性因、依係（相如）司馬・楊雄、一賦一詠發口得妙、超越甘蠅・飛衛、百發百中應手如神、大續家譜、永秉國鈞、假現居士身則方丈室內病維摩、示娑婆泡影、嚴受毘尼戒則曲椽木上老頭陀、披解脫畦畦、清濁元混涇渭、強弱何分魯秦、陸大夫見南泉、庭前牡丹如夢相似、韓京北化北斗、脚下光明照用不均、天上人間亘今亘古、饅湯爐炭如泥如塵、恁麼不恁麼、毘盧凡夫燈籠露柱、不恁麼恁麼、涅槃生死阿魏水銀、咄、這個且措、大禪定門、應一片孝心、儼臨此會、覆蔭後昆底那一句、山僧如何涉言論、珍重岐山太平日、鳳凰產出玉麒麟、正當六月也、預於四月營辦斯會、

○政房、足利義尙ニ罪ヲ赦サル、コト、長享元年十二月九日ノ條ニ、義尙ノ近江鈞ノ陣ニ到リ、尋デ、上洛シテ、足利義政ニ謁スルコト、二年四月二十七日ノ條ニ、京都ニ抵ルコト、延徳二年閏八月五日ノ條ニ、國ニ就クコト、明應三年九月二十二日ノ條ニ、父成頼ノ讓ヲ受クルコト、四年九月五日ノ條ニ、石丸利光・利高父子

永正十六年六月十六日

二七九

永正十六年六月十六日

二八〇

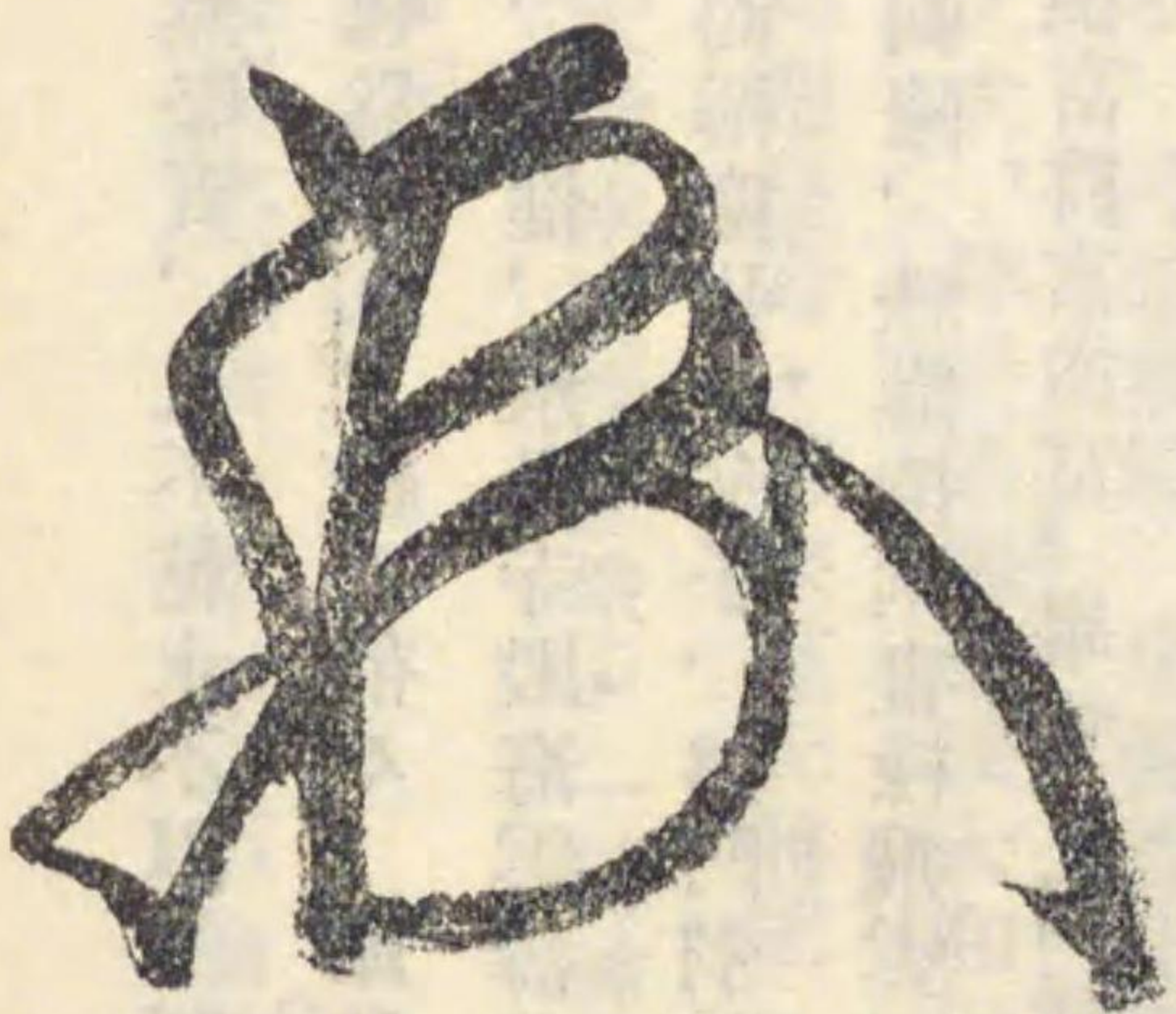
ヲ破ルコト、五年五月三十日ノ條ニ、幕府ニ猿樂ヲ獻ズルコト、永正元年五月二十一日ノ條ニ、美濃米山寺ニ禁制ヲ掲グルコト、同年同月是月ノ條ニ、同國大仙寺ノ條規ヲ定メ、禁制ヲ掲グルコト、同年六月是月ノ條ニ、同國愚溪寺ニ禁制ヲ掲グルコト、三年八月是月ノ條ニ、同國永保寺ニ禁制ヲ掲グルコト、九年七月十六日ノ條ニ、同國華嚴寺ニ禁制ヲ掲グルコト、九年八月十二日ノ條ニ、守護代齋藤利良ト戰ヒテ敗績スルコト、十四年十二月是月ノ條ニ、美濃阿願寺ヲシテ寺領被官等ヲ安堵セシムルコト、十五年十一月七日ノ條ニ、義植、政房ノ物ヲ進ムルヲ謝スルコト、本年二月十八日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔花押彙纂〕

ト之 土岐政房

花押



○永保寺文書(美濃)
永正九年七月十六日禁制

長三尺餘
赤色

圖書頭勘
解由小路
在康

春秋經傳
集解奧書
唐本ニ清
原良賢點
ヲ加ヘタ
ルモノヲ
講本トシ
テ用フ

二十日、^{壬午}流星アリ、尋デ、陰陽頭勘解由小路在富等、勘文ヲ上ル、

〔守光公記〕

○東洋文庫所藏 六月、

今月廿日、戌時、流星從巽亘乾、^{長三尺餘、其色赤、後有音、}晉書志云、流星天使也、星大者使大也、星小者使小也、光者其人貴且衆也、又云、長者其事長久也、短者事疾也、天地瑞祥志云、流星色赤爲兵喪、又云、色赤黃大旱也、黃帝云、流星絕雨、天下有及難、道隔諸侯災國也、

永正十六年六月廿三日

圖書頭賀茂在康

陰陽頭賀茂在富

知仁親王、清原宣賢ニ就イテ、春秋經傳集解ヲ講讀セラル、是日、親王、其業ヲ卒ヘラル、

〔春秋經傳集解〕

○京都大學所藏

〔^{十一}奧書〕永正十二年二月廿二日、於燈下以唐本書寫之、以寶壽院殿常^宗御自点本終朱墨点了、

少納言清原朝臣(花押)

永正十四年七月 日、

親王御方御讀書參之、

八月十一日、申終了、○永正十七年及比大永元年二年等
奧書アレドモ略ス、以下各卷同ジ、

永正十六年六月二十日

二八一

永正十六年六月二十日

二八二

〔二〕以唐本書寫之、即寶壽院殿常_宗御自点本、加朱墨了、

永正十二年二月卅日

少納言清原朝臣（花押）

永正十四年八月十六日、親王御方御讀書、奉授之了、

宣賢

〔十三〕以唐本終寫功、依常_宗御自点本、加朱墨訖、

少納言清原朝臣（花押）

永正十四年、親王御方御讀書奉授了、

宣賢

同十月卅日、申終了、

〔十四〕以唐本書寫之、就常_宗御自点證本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十四年閏十月廿日、親王御方御讀書、以此本申上了、宣賢

十一月五日、令終具讀御、

〔十五〕以常_宗御自点本、加朱墨了、

少納言清原（花押）

永正十四年十一月廿七日、親王御方御讀書、以此本申上了、

宣賢

〔十六〕以寶壽院殿常_宗御自点本、加朱墨訖、

給事中清原朝臣（花押）

永正十五年八月四日、親王御方奉授之了、

同九日、申終了、

〔十七〕以寶壽院殿常_宗御自点本、加朱墨了、

給事中清原朝臣（花押）

永正十五年八月卅日、竹園御讀書參勤之、

宣賢

同十六年二月十九日、申終了、

〔十八〕以寶壽院殿常_宗御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年二月廿四日、親王御方御讀書、以此本奉授者也、

宣賢

〔十九〕以寶壽院殿常_宗御自点本、加朱墨了、

給事中清原朝臣（花押）

永正十六年三月四日、親王御方御讀書、以此本申了、

宣賢

〔二十〕以寶壽院殿常_宗御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年六月二十日

二八三

永正十六年六月二十日

二八四

永正十六年三月十四日、親王御方御讀書、以此本申上之了、

宣賢

同十九日、申終了、

〔二十一與書〕以寶壽院殿常_宗、御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年三月廿七日、親王御方御讀書、以此本奉授了、

宣賢

四月四日、申終之、

〔二十二與書〕以唐本於燈下終寫功了、

以常_宗、御自点本、加朱墨了、

少納言清原（花押）

永正十二年八月廿三日

永正十六年四月十日、親王御方御讀書、以此本奉授之、

宣賢

同十四日、申終了、

〔二十三與書〕以常_宗、御自点本、加点了、

少納言清原（花押）

永正十六年四月十九日、親王御方御讀書、以此本申上之、一ヶ度被遊之了、

宣賢

〔二十四與書〕以寶壽院殿常_宗、御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年五月十四日、親王御方御讀書、以此本申之、

宣賢

〔二十五與書〕以寶壽院殿常_宗、御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年五月十九日、奉授親王御方、

宣賢

〔二十六與書〕

以寶壽院殿御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年五月廿三日、奉授親王御方、

宣賢

〔二十七與書〕以寶壽院殿常_宗、御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年五月廿九日、親王御方御讀書、以此本奉授之了、

宣賢

〔二十八與書〕以寶壽院殿常_宗、御自点本、加朱墨了、

少納言清原朝臣（花押）

永正十六年六月四日、奉授親王御方了、

宣賢

永正十六年六月二十日

二八五

永正十六年六月二十一日 二十四日

〔二十九史書〕以寶壽院殿常_宗御自点本、加朱墨了、

永正十六年六月十日、親王御方奉授之、

同十五日、經九年至終申之、

〔三十史書〕嘉慶二年十二月廿七日、爲卿公加點而已、

少納言清原朝臣（花押）
宣賢
御判如此、

宣賢六代祖、俗名良_賢、法名常_宗、
以寶壽院殿常_宗如此御奥書之点本、加朱墨了、

永正十六年六月十五日、同廿日、兩度、奉授親王御方、一部令終其功給了、
給事中清原朝臣（花押）
宣賢

二十一日、_未幕府、北野社ヲシテ、延曆寺西塔ノ閉籠ニ依リ、延引セ
ル神樂ヲ追行セシム、

〔北野神社古文書〕_{○山城}

當社御神樂衆申、去年霜月、當年去九日等御神樂事、依山門西塔閉籠遲引云々、既神輿
御歸座之上者、早申合神樂中、兩度分可有執行之由、被仰出候也、仍執達如件、

去年十一月並今
日六月九日神樂

神輿歸座

永正十六
六月廿一日

基雄花押
貞運同

松梅院

二十四日、_丙權中納言正三位花山院兼雄出家ス、

〔公卿補任〕_{六十}權中納言正三位藤兼雄、_{花山院}廿一、六月廿五日出家、有子細、法名盛輔、
月日薨、稱無極道心云々、如何、十一月比、殺害之由風聞、イ

〔守光公記〕_{○東洋文}六月廿六日、花山_{公輔}大納言有使、中納言兼雄卿發法心、於千本淨
善寺出家候、驚存候、三條中納言超越之儀無念之由、連々申間、不可然之由雖申合、如
此進退、令迷惑候、可然様可披露之由也、驚存之由申、則遣使者、猶相尋之處、事實之
由也、内々以使者自局令申、

殺害ノ風
聞
千本淨善
寺ニ出家
ス
三條公賴
ノ超越ニ
因ル

廿七日、晴、

花山院中納言しんたいの事、きこしめし候、おとろきおほしめし候、いかやうにもと
とめられ候あつかひもたて、せひもなきしたいにて候とおほしめし候、御心え候て、
おほせられ候へく候よし、申とて候、
ひろのし大納言とのへ_{守光}

御慰撫ノ
女房奉書

永正十六年六月二十四日

二八七

永正十六年六月二十四日

二八八

以使者、此由申遣處、御懇之仰、畏入由也、

〔後法成寺關白記〕

永正十六年自正月一日至十日裏文書
○陽明文庫所藏

就兼雄卿進退之儀、内々執申候之處、勅答之趣尤候、雖然當時無人事候之間、以御憐愍

被閣、是非被仰留候之様、被○下闕ク、本文書ハ近衛尙通ノ自筆ニカ、ル、ソノ料紙ハ上下ニ截斷セラルレドモ、今之ヲ接續シテ判讀ス、

〔宣胤卿記〕

六月廿九日、晴、四條來語云、（藤水）相國嫡孫權中納言兼雄卿、去廿四日遁世

云々、父權大納言忠輔卿不和歟、

○兼雄薨去ノ日詳カナラザルニヨリ、其事蹟ヲ便宜左ニ合敘ス、

〔歷名土代〕

從五位下藤兼雄 （文龜）同元十一十五、

正五位下藤兼雄 （永正）同五十二、越階、

從四位下同兼雄 同七十二四、同日侍從、

從四位上同兼雄 同八五十五、

正四位下同兼雄 同十正十一、同十三六五禁色、

〔公卿補任〕

非參議從三位藤兼雄八前權中納言忠輔卿男、母、永正十正一正四下、同

十三年七月日敍、中將歟、同十四年三月三日、任權中納言、同年十月卅日、正三位、十九〇以上四十六

父忠輔ト不和トノ説

官歴

世系

〔花山院家譜〕

忠輔 文明十五年二月十日生、
天文十一年正月廿日薨、六十八歳、

兼雄 中納言正三位、 忠輔男、永正十六年六月二十九日出家、
〔五九〕

伊勢國司北畠具國、晴祐阿ヲシテ、同國福眼寺住持職ヲ安堵セシム、

〔竹川信太郎氏所藏文書〕 二

〔福眼寺住持祐阿彌陀佛
（編者ハ、書）〕

式部少輔國兼奉

〔花押〕
（北畠具國）

福眼寺住持職事、御存知候、仍末寺并被官・百姓諸役等事、（北畠材親）任先御判形旨、御領掌候、
全寺務、可被專勤行由、依仰執達如件、

永正十六年六月廿四日

式部少輔國兼

福眼寺住持祐阿彌陀佛

○北畠材親、祐阿ヲ福眼寺住持ト爲スコト、文龜二年九月三十日ノ條ニ見ユ、
二十七日、丑、己大判事姉小路明晨ヲシテ、知行分洛中洛外紙棚役ヲ安堵
セシメンコトヲ幕府ニ命ゼラル、

〔守光公記〕

○東洋文庫所藏 六月廿七日、○中姉小路大判事明晨來云、紙棚役之事、内々文之

永正十六年六月二十七日

二八九

北畠材親ノ判形ニ據ル

明晨女房奉書ヲ請

永正十六年六月二十七日

二九〇

事以新典侍申入處、今日可被出文由被仰、可然之様申遣松田丹後守、支證等數通持來、
綸旨等有之、同錢湯役之事等有之、加一覽、聽而返遣者也、文被出之者、則可被遣之
由、令返答者也、

あねかこうち大はんしあきときちきやうらく中らくくわい、かみのたなやくの事、て
うおんとして、せんくよりおほせつけられ候所に、ふさたいたし候よし、なけき申
候、いか候事候やらん、しせうのむねにまかせて、しかるへきやうにおほせつけら
れ候い、よろこひおほしめし候へく候よし、御心え候て、むろまちとのへ申され候
へく候よし、申とて候、しんこ、

ひろいしの大納言とのへ

此奉書、加銘、遣松田丹後許、委細畏存、此紙棚役之事、政所方事、尙々以此旨可申入
云々、

二十九日、卯、辛參議四條隆永ヲ權中納言ニ、右近衛中將中院通胤ヲ參議
ニ任ズ、

〔公卿補任〕四十

權中納言正三位位公音上藤隆永、四條六月廿九日任、

參 議正三位 藤隆永、六月廿四日六イ辭退、但先不辭退之由昇進云々、未曾有事也、

從四位上源通胤、中院廿一、六月廿九日任、隆永替、右中將如元、

〔宣胤卿記〕

六月廿九日、晴、四條來語云、相國嫡孫權中納言兼雄卿、去廿四日遁世
云々、兼雄、出家スルコト、父權大納言忠輔卿不和歟、就闕、四條納言事可申入云々、理
運勿論也、殊勅約也、參議事、依通胤朝臣所望、廿六日辭申了、自當官昇進、可然之由
令入魂了、

卅日、晴、四條來云、今日納言事勅許、廣橋申入、彼狀令見之、中院參議事、昨日云
々、同日宣下分申入條、可然之由令入魂了、又來云、以資定申入之處、御心得云々、辭
退又同日分也、

通胤朝臣

〔守光公記〕

東洋文 庫所藏 六月卅日、

中納言事、勅約之儀候、今度兼雄卿闕之由候間、申入度候、無相違之様、御披露所仰
候、小番可有結改由候、然者其以前勅許可畏存候、可然様可得御意候、誠恐謹言、

六月晦日

隆永

勅許也、但隆永卿宰相之事、内々相語中院中將胤間、去廿六日令辭退云々、二百疋遣 禮云々然花
山院中納言闕出來之間、此宣下之事、當官分宣下可然之由、實父一位被申之、中院參議

永正十六年六月二十九日

二九一

隆永ノ奏

永正十六年六月三十日

二九二

宣下之事傍頭也、談合彼禪門處、令抑留、内々口入右中辨申間、其旨令奏聞處、勅許云々、猶子細不審也、

〔元長卿記〕^{十一} 大永二年正月六日、陰、午時細雨下、及昏色雨脚休、四條中納言、

山科宰相申拜賀云々、^{○山科言綱ノ奏慶、大永元年三月四日ノ條ニ見ユ、}從中御門亭出門、僮僕等有通用之者云々、四

條中納言隆永、裝束衣紋事、從兼日約束之間、向出門之所沙汰之、三獻之後歸宅、兩種

一荷遣之、

〔二水記〕 大永二年正月六日、朝程雨下、晚晴、今夜四條中納言・山科等令拜賀云々、

仍送一樽了、入夜參外様令見物、四條申次左少將隆重也、^{○四條}父子禮答揖之後、令蹲居退

入、拜舞如常、經殿上堂上有御對面云々、

廿一日、早且向四條中納言亭、有朝飯、堂上數輩相伴也、先日拜賀後宴云々、

三十日、^{辰、壬}六月祓、

〔宣胤卿記〕 六月卅日、晴、^{○中}六月祓如例、

是月、是ヨリ先、相國寺勝定院僧瑞佐、^{○瑞}遣明使ト爲ル、是月、瑞佐、

和泉界ニ下向シテ出船ヲ待チ、同地ノ住僧東惠ト詩歌ノ贈答ヲ爲ス、

〔後法成寺尙通公記〕^十 四月三日、^{丙、寅}雨下、^{○瑞}鸞岡扇子一本被持來、先日内々講

甘露寺元
長衣紋ノ
コトヲ勤

隆永ノ後
宴

尙通瑞佐
ニ講書ヲ
請フ

瑞佐近日
入明セン

秀才記

尺丁聞望之由申遣處、爲其禮被來、近日渡唐之間、令歸朝必可隨所望云々、勸一盞、^{○明}慈照寺被歸、智園寺向繼孝院、

十八日、^{辛、巳}晴、^{○中}鸞岡先日來間、爲其禮、杉原十帖、香爐一遣之、祝著之由有返事、

廿一日、^{甲、申}晴、鸞岡遣使、其禮被來、令對面勸一盞、

廿二日、^{乙、酉}晴、^{○瑞}朝座主爲鸞岡爲使來、秀才記一冊送亞相、^{○近衛}祝著由令返事、

〔東惠筆鸞岡瑞佐送行長歌〕^{○佐佐木信綱氏所藏}

永正己卯六月の下の弓はりの比、洛陽の鸞岡和尚遣唐使にゑらはれて、豊堺の浦にや
すみし給へりしに、草の庵を尋、蓬生の露を分給事侍しおりしも、垣ほの櫻かた枝い
たり紅葉し侍るを、こよなうめて給て、からの哥一首を送給へり、爰羊僧、窓の螢をむ
つひす、枝の雪をならさ、れり、此贈答思ひたしにたり、しかいあれと、又たゝにやみ
なんハ、いともかしこし、敷嶋の道にもたちいらされは、これハやまとことのはにも
あらず侍るを、さしての磯の濱千鳥、跡つけ侍るもおこかましくとなむ、いへるなる
へし、

世にしれぬ まかきの竹の おきふしり 身を秋風の
をとならて ことゝふ人も なつひきの てひきの糸の

永正十六年是夏

二九三

いともかく 思ひかけすよ うは玉の 夢かうつゝか
 こゝのへの 花の都の まれ人に まれの契や
 はつせ川 はやくの世こそ ゆかしけれ それに數そふ
 うれしさを なに、つゝまん もろこしの こと葉の花の
 くれなるも さていくしほと 夕つゆの なさけの
 いかにして いかゝむくるん をろかなる 身こそつらけれ
 今さらに やらんかたなし かくなはに おもひみたるゝ
 もしほ草 かきとゝめんも はつかしの 森のくちはの
 くちねとそおもふ

反歌

時しわかぬもみちや君かことのはの露の色そふかた枝なるらし

永正第十六天林鐘下旬

南海漁翁東惠(花押)草記

○瑞佐、堺ヲ出港スルコト、十七年是春ノ條ニ、薩摩山川ヲ出船スルコト、大永三年

閏三月十七日ノ條ニ、宋素卿等ト共ニ、入明シテ、義興ノ遣明使永乘、月、宗設道、ト

明皇帝ヘノ謁見ノ先後ヲ争ヒ、寧波ニ於テ亂ヲ爲スコト、同年五月是月ノ條ニ見ユ、

七月小盡
癸巳朔

二日、甲午若狹守護武田元信、同國西福寺ニ、道場敷地ヲ寄進ス、

〔西福寺文書〕上 ○若狹

若狹國小濱西福寺道場敷地之事、西林寺南之谷一所打渡畠并畑之分、悉爲新寄進申付候上者、永代不可有相違者也、仍寄進狀如件、

永正拾六年己卯七月二日

(武田元信)
(花押)

覺阿

覺阿上人

○元信ノ子元光、西福寺ヲシテ、道場敷地ヲ安堵セシムルコト、大永元年七月二日ノ條ニ見ユ、

三日、乙未仁和寺覺道法親王ニ牛車ヲ聽ス、

〔守光公記〕○東洋文 庫所藏 七月五日、今朝以卿内侍被仰下云、仁和寺宮牛車事、一昨日勅

許云々、宣下事、(日野内光)頭辨、(柳原善定)右中辨兩人許可申由、被仰下候、可申柳原申入畢、

〔永正十三年八月日次記〕 永正十六年六月二日牛車宣下申入了、(覺道法親王)以愚狀御局申了、

輦車申入已後、牛車申入事本式也、只當時輦車之事無之間、如此申入了、

五日、口宣到來、(被カ)從内裏之下、職事資定朝臣、消息宣下也、

永正十六年七月二日 三日

二九五

當時輦車ノコトナシ消息宣下

永正十六年七月四日

七月九日、參内、小童猿樂施藝了、
十一日、及夜歸寺、

〔仁和寺御傳〕

又申眞光院御室、又申後禪河院、
後法金剛院御室、覺道後柏原院第二御子

○中(永正十六年) 同六月三日、牛車宣旨、

○覺道法親王牛車宣下ノコト、永正十三年八月日次記ニハ六月三日ニ作り、仁和寺

御傳モ亦恐ラクハ之ニ依リテ同日ト爲セドモ、同日次記ハ、傳寫ノ際ノ月別注記ノ

誤脱ニヨリ、七月ノ記事ヲ六月ト爲セル虞アリ、仍テ、姑ク守光公記ノ記事ニヨ

リ、是日ノ條ニ掲グ、

四日、丙申、流星アリ、尋デ、陰陽頭勘解由小路在富等、勘文ヲ上ル、

〔守光公記〕

○東洋文 庫所藏 七月五日、○中

今月四日、戌時、流星從戌亘辰、其大如松炬、入中天、天地瑞祥志曰、流星所墮之處、大戰血流、占

文云、色赤爲兵、石氏曰、流星者兵起、百姓流亡之應也、京房傳曰、流星明如火、賊臣

專制、期三年、東晉紀曰、流星曰奔星、天下有逆臣國亂、上下失禮、不出二年、又云、

流星出五穀不收也、

永正十六年七月五日

(勘解由小路) 圖書頭賀茂在富

(勘解由小路) 陰陽頭賀茂在富

圖書頭勘
解由小路
在富

六日、戊戌、伊勢國司北畠具國、具晴、其分領内ノ扶持人ヲ放ツニ依リ、澤伊
豫守某ヲシテ、同名ノ被官等ノ扶持ヲ望ム者ヲ、任意ニ成敗セシム、
尋デ、具國、又神戸・高田大北ノ成敗ヲ許ス、

〔澤氏古文書〕

○内閣記録課所藏

澤伊與守とのへ

(北畠) 具國

於勢州分領放扶持人候上者、同名被官・家來共同之、於以後有扶持望輩者、不及披露、
可被加成敗旨、領掌不可有相違候也、謹言、

永正十六
七月六日

(北畠具國) (花押)

澤伊與守とのへ

(懸紙) 一ノ

澤伊與守とのへ

具國

神戸・高田大北事、委細被申候、同心申候上者、急度可被加成敗候也、謹言、

永正十六年
七月十九日

(北畠具國) (花押)

永正十六年七月六日

永正十六年七月七日 九日

澤伊與守とのへ

二九八

○具國、伊豫守ノ忠節ヲ褒スルコト、十五年十二月十四日ノ條ニ見ユ、
七日、己亥七夕和歌御會、

今宵織女
渡天河

〔守光公記〕○東洋文庫所藏 七月七日、雨下、禁裏御會、題、今宵織女渡天河、如例甘露寺大納言元徳催之、

三條西實
隆

〔再昌草〕○十九宮内廳書陵部所藏 永正十六年己卯 六十五歳

冷泉爲和

七夕公宴 今宵織女渡天河

いく秋かさすかにけふのみなれ棹なるといなしに妻むかへ船

〔今川爲和集〕○一宮内廳書陵部所藏 今宵織女渡天河七月七日 禁裏御會

雲霧もえやいへたてん天河まれにあふせの秋をしりなり

九日、辛丑、幕府、綸旨ニ依リ、四府駕輿丁座以外ノ者ノ、絹布ヲ賣買スルヲ停ム、

〔狩野亨吉氏蒐集文書〕○十一京都帝國大學所藏文書所收

朝恩ニ依
リ諸業公
事諸役ノ
免除

四府駕輿丁申諸業公事并諸役事、御輿宿御番等依令勤之、爲朝恩被免除畢、爰動非分族絹布以下賣買云々、甚無謂、早退彼輩、任今度綸旨、如先々爲座中可令勤仕其役之由、所被仰下也、仍下知如件、

永正十六年七月九日

丹後守平朝臣在判

美濃守藤原朝臣在判

〔宣胤卿記〕 四月十八日、陰、夜雨、○中秀房朝臣狀來、四府駕輿丁申綸旨事、問之、

廿日、晴、勸修寺御願勸黃門狀來、駕輿丁申綸旨文章條々問之、

十日、壬寅、播磨守護赤松義村、舊ニ依リ、同國這田莊津萬郷内ノ久我家

領ノ諸役ヲ免除シ、同家雜掌ヲシテ、之ヲ直務セシム、

〔久我文書〕四

播磨國多可郡這田庄津万郷内御家領事、任先例、爲諸役免除之地、可有御直務之旨、可申入給之由候也、仍執達如件、

永正十六年七月十日

請實花押

朝親花押

則高花押

久我殿雜掌

十四日、丙午、近衛尙通、孟蘭盆會ノ燈籠ヲ獻ズ、

〔後法成寺尙通公記〕十 七月十四日、丙午、晴、小夕立雷鳴、○中禁裏ノ灯爐一進上

永正十六年七月十日 十四日

二九九

駕輿丁綸
旨ヲ申請
ス

永正十六年七月二十三日

三〇〇

之、面白被思召之由被仰下、

〔拾芥記〕下 七月十三日、禁裏御灯籠進之、笠重吳山雪、履香楚地花、之心也、

〔後法成寺尙通公記〕十 七月十一日、卯、晴、○中 從北院灯爐二被送之、去年約束也、

○五條爲學、燈籠ヲ獻ズルコト及ビ、興福寺北院、近衛尙通ニ燈籠ヲ贈ルコト、便
宜合敘ス、

二十三日、卯、卽位式ヲ行ハントシ、仁和寺覺道法親王ヲ、小御修法ノ
阿闍梨ニ招請ス、覺道法親王辭退セラル、尋デ、天台座主覺胤法親王
ヲ招請ス、覺胤法親王モ亦辭退セラル、

〔永正十三年八月日次記〕 永正十六年七月十七日、御卽位可被行之由、沙汰在之、

廿三日、御卽位之用脚之内、以三千疋下行、爲御祈、小御修法、覺道法親王予可參勤之由、先内々
以女房奉書、尊海眞光院被仰了、奉書之略散端、

まつく御しよくる、めてたく、けにくと申御さたの御事にて、九月の御分におほ
せいたされ候事にて候、さ候ほとに、御すほう小ほうの分に御さたまり候、あしやり
の御事、覺道法親王御もんせきこのとき御さた候にて候ほとに、まつくないくへよく
さための候いんするとの御おもむきにて候、きと申候、みすほうい、らい月八月、さ

五條爲學

御修法料
足三千疋

女房奉書
卽位式ハ
九月ト仰
セ出サル
小法ノ分

御修法ハ
八月

尊海ノ奉
答

大法困難
ナラバ准
大法ヲ行
ハレシム
ト望ム

うそくにをこなはれ候へき御ふんまで候、はしめい御もんせきより御申さた候へき事
なから、中々たう時の事い、御事ゆき候ましきほとに、かやうの時御さんきんあらせ
給いていとの、御所にも御もたへの御事にて候、さりなから、御こしやうなる御事に
て候へきか、御返事にくいしくうけ給申候、又よのもんせきへも、とくおほせいたさ
れ候にて候、まつ申され候、ふけの御ようきやく、小ほうのちやう、三千疋の
分にて候、これはかりにてハ中々くいしく

眞光院とのへら

僧正房御返事ら

御しよく位御さたまりの御事、せんしゆう萬せあめてたく存候、さていみすほうの事、
うちく仰いたされ候、御さんきん候へき事、せひにおよひ候いぬ事にて候、たうし
の事にて候ほとに、大ほうの事の中々に候、せめてしゆん大法にて候、御さんきん
はありたき事にて候、小法のあまりにほいなく存候、さりなから、ちやうへんにたへ
たるこゝもとの御しきにて候程に、いかと存候、あすこれよりせひの御返事申入候
へく候よし、御披露わたらせをいしまし候へく候、

永正十六年七月二十三日

三〇一

覺道法親
王三條西
實隆ニ詔
ラセラル

御不辨ニ
依リ御辭
退

大覺守性
守モ辭退
眞乘院宗
一眞院宗
尊海モ辭
退

永正十六年七月二十七日

三〇二

廿四日、天晴、以宏助法印遣逍遙院亭、相尋子細在之、從其直(長橋局)へ參、昨日之御返事之趣申、申云、昨日者就御修法事、先内々仰入候、寔祝着之事、雖然於初度者、先規悉大法勿論也、(大略高野・御室)雖然於當時之儀者、せめて准大法(義カ)房にて參勤仕度候へとも、一向不辨之式、眞實々々失面目居存候へとも、中々參勤いたしかたきよし申入了、(慈)敷に小法之事ハ無念候間、所詮辭申入候由申入了、然者他心(阿カ)可被出仰候了、

廿八日、傳聞、御修法事、天台座主(妙法院覺胤親王)參勤之事、被出仰候、
八月四日、傳聞、御修法事、當座之由、(妙法院房)是又故障被申候、
廿三日、御修法事、(覺法親王)妙法院・大覺寺等辭退被申候間、當門家之内眞乘院・眞光院之間、可參勤之由、内々女房以奉書被仰候了、雖然眞乘院之儀、伴僧以下不合期之間、中々不及是非者也、眞光院事、伴僧等雖可事行、只今所勞之間、是又無力者也、兩人共辭退之由申入候了、

○招請ノ日詳カナラズ、姑ク、是日ニ掲グ、ナホ即位式ヲ行ハセラル、コト、大永元年三月二十二日ノ條ニ見ユ、

二十七日、(己未)遠江卽心寺周嚴(華笑)ニ、玄珠大明禪師ノ號ヲ賜フ、
〔拾芥記〕(下)七月廿七日、自遠州卽心寺被申禪師號、賜玄珠大明禪師、内記録物千六

百疋、(華笑)和尚、

〔諸宗勅號記〕

玄珠大明禪師(諱周嚴字華笑)、特賜 遠州卽心寺

勅、惠日照臨、浮光烈於蒼海、德風搖動、發清聲於緇林、華笑和尚、(兼哲)明峰彰玄孫、(爾林)玉翁得の子、卽心卽佛、巨禪已熟遠州、乃祖乃翁、向且唯飯一路、白山現神瑞、授以拄杖、獲以念珠、金欄提宗綱、磨有活劔、帶有殺刀、身雖居東裔、名蚤達北宸、特賜玄珠大明禪師、

永正十六年七月廿七日 (又不用諱、用字違失也、)

上卿權大納言季種卿 (小倉) 職事左少辨資定 (柳原)

是月、美濃長井利隆、同國華嚴寺ニ禁制ヲ掲グ、

〔華嚴寺文書〕(美濃)

禁制 谷汲山華嚴寺

- 一 甲乙人濫妨狼籍之事 (舊)
- 一 伐執山林竹木之事
- 一 新儀諸役之事

永正十六年七月是月

三〇三

勅書
素哲ノ法

勅書ニ法
諱ヲ用ヒ
ズ道號ヲ
用フルハ
違失ナリ

新儀ノ諸
役

郡司不入

科人ノ跡
職家財等
ハ本尊ニ
寄進ス

妙全

永正十六年七月是月

三〇四

- 一如先規郡司不入事
- 一於寺家殺生事
- 一依科其身雖令罪科、跡職・家財等者、本尊に致寄進之處、及是非事
- 一寺領等違亂事
- 右條々、堅令制止所如件、

永正十六年七月 日

妙全(花押)

仁和寺覺
道法親王
御憑ヲ獻
ゼラル

義種ニ御
憑ヲ遣サ
ル仁親王
御贈答

義種覺道

八月 大盡
壬戌朔

一日、成、壬八朔御贈遺、

〔永正十三年八月日次記〕 永正十六年八月一日、御憑調之、

かものかうろことう一

くわひん おなし一

すいはら 十帖

已上

禁裏進之、

御太刀金 一腰

御馬 青 一疋

已上 御室(覺道法親王)

武家進之、行縁相添進上了、奉行伊勢(貞泰)因幡守云々、於御返者、明後日取可取云々、

宮御方、如毎年、從御局給之、直進之、(庭田源子)

禁裏御返、明後日可被下云々、

二日、從武家之御返、明後日可給之由、昨日奉行申之處、彼御厩者、只今可渡之由申之

永正十六年八月一日

三〇五

永正十六年八月一日

三〇六

法親王ニ
御返ヲ獻
禁中ヨリ
ノ御返

間、則行緣出京、御厩者於私宅請取之、於御太刀者、明日可給云々、彼馬毛付等無之間、下奉行古阿彌之相尋之處、此馬云々、鼻皮代等如常渡之、三日、從禁裏御返、ことこのころろ・ほん・水いれ・十帖、宮御方御返、ことこのころろ・御あふき・十帖被下了、從武家御返之金伏輪到來、此時御返之目六添給了、

御返	金覆輪
御太刀一腰	青毛
御馬一疋	
已上	

近衛尙通
御憑ヲ獻
御返ヲ賜
尙通義植
トノ贈答
五條爲學
御憑ヲ獻

〔後法成寺尙通公記〕

八月一日、壬戌、晴、略、御憑、禁裏、香爐一、引合十帖、御返、短尺二百枚、大樹、太刀金一腰、御返、太刀金一腰、淨土寺、太刀御返、太刀武者小路一品、兩御所、太刀金、御返、余茶十袋、御下冷泉、太刀、御返、茶十袋、伯三位、太刀金、御返、太刀金、祇候衆各如此、三福寺、金色一、杉御返、扇一本、多羅尾三川守、御茶五十袋、御方、三十袋、御返、帶一筋、杉原十帖、御方御返、原十帖、杉小川同前、

〔拾芥記〕

下 八月一日、壬戌、公武御憑、太刀進上、如例年、

興福寺大乘院經尋ヲ、藥師寺別當ト爲ス、

〔經尋記〕

藥師寺別當記 永正十六年己七月廿八日、

西實隆ニ
奏聞ヲ依
頼ス別
當門大
任ノ例
元雅ノ
命

一 今日以書狀逍遙院ニ可被奏聞之由申遣者也、其子細者、當寺別當職之事者、當門跡代々拜任之故、政覺僧正依被申入、文明十五年七月廿三日勅許在之、○政覺ヲ藥師寺別當ト爲ス、二十三日ノ後、逝去之刻歟、北戒壇院申諒、又被仰付云々、○元雅ヲ藥師寺別當ト爲ス、明應二年閏四月二十日ノ條ニ見ユ、其後彼院家令顛倒、數年未補之上者、予云理運、云未補、此剋非無競望之間、無相違宣下申御沙汰可畏入之由、懇認書札、以宗信法師申上了、

八月三日、

一口宣以下申調、宗信下向了、珍重々々、

逍遙院返事云、

實隆ノ返
書
勅許

御禮

新撰朗詠
集

委細芳書爲悅候、抑藥師寺別當事未補由承候間、無左右則披露、勅許珍重候、宣下

官務可成進、宣旨御事ハ、先以口宣案此使付進候、老僧每事雖斟酌候、貴命難去候

間、隨分早速相調候、後便官務宣可被召候、何様御禮則被申候者可然候、御上洛大

營候歟、但旁思食立候者珍重候、萬一御上洛遅々候者、先御樽共被進候可然候、大

底宗眞申付候へ共、蜜々爲御心得注文進之候、御一覽後、早破之、仍新撰朗詠不思

永正十六年八月一日

三〇七

永正十六年八月一日

三〇八

議荒本候、雖憚入候、此者進候、早々可返給候、月清髓被返下候、畏入候由申候、
面々御意傳共、能得其意可申由候、萬端期後便候也、恐々謹言、

一口宣案被書改被下、則頂戴了、

(三條西公修)

上卿即中納言

永正十六年八月一日 宣旨

大法師經尋

宜爲藥師寺別當、

藏人頭左中辨藤原秀房奉

一書出萬里少路云々、其内申次體廿疋之禮在之間、可給候由申云々、雖然、三條西内々
被申調之條、先々不及其沙汰者也、

一官務宣之事、如近例可爲隨意之由返事、則禮百疋不入持返者也、

一新大典侍局、雜紙御祝着之由御返事在之、

一逍遙院返事案文云、

芳書委細恐悅候、藥師寺別當事、珍重候、則當一別當補任勿論候、每事如尊意可被

遂先途候御瑞相早速候條、於身本望候、御禮事、當于時御大義、雖御煩候、如此御

事聊爾之御沙汰候へ不可然候間、尤珍重候、自禁裏も能々可申候由仰候、
長橋局
勾當内
東坊被松子

官務宣

口宣案

經尋禮物
ヲ獻ズ

侍殊祝着由被申候、兼又新〇以下
闕ク

一口宣令頂戴、祝着之至無極也、然處、大僧都トアリ、重而可申改者也、是併急度可昇
進瑞相歟、

十三日、

一自京都如注文、御樽以下調上了、

禁裏様ハ 結榼五荷 籠三、木練・梨・柘榴、

長橋局ハ 同 貳荷 同一、木練・梨、

親王之御母義也、予大ヲハ也、
新大典侍局ハ 雜紙 廿束、

三條西ハ 樽壹荷 兩籠、木練・梨、

(九條御廳)
家門ハ 同壹荷 兩籠、同前、

以上進物御樽已下

一口宣案書出方禮百疋遣之、

一官務宣之事、近例之趣、不及其沙汰之間、可爲如何候哉、但御意見之間、令用意、禮

百疋進之候由、申遣者也、

一諸庄人夫・傳馬之事、兼日仰付于御後見者也、

永正十六年八月一日

三〇九

永正十六年八月三日

三一〇

一雜紙之事、長谷寺所望了、五十束仰付候處、廿束進之、乏少之至極也、
一宗信糧物人夫下行等、七十疋下行了、條々遺足、如別紙

十五日、
一京都返事共到來、先内裏御返事假名奉書也、長橋局被書入之者也、并私に樽畏入云々、

〔砂巖〕五 ○柳原家記録八十七所收

返獻

宣旨一枚

大僧都經尋宜爲藥師寺別當事

右宣旨、早可令下知給之狀如件、

八月一日

太宰權帥公條

(日野内光)
左中辨殿

三日、甲子伊豫守護河野通直、舊ニ依リ、同國三島社大祝安用ヲシテ、
同社ノ寺家・社家ヲ成敗セシム、
〔三島文書〕坤 ○伊豫

判形ニ依
リ當知行
ノ成敗

右寺家・社家成敗之支、(河野通直) 天德寺殿任判形之旨、○所見 馬越當知行之儘、可被加成敗之狀
(如脱カ) 件、

永正十六年八月三日

(河野)
通直(花押)

(安用)
大祝兵庫助殿

四日、丑乙幕府、京都藥座小物賣ト、同數珠棚座トノ爭論ヲ裁シ、藥座
小物賣ヲシテ、數珠棚座ノ同意ヲ得テ、商賣セシム、

〔古文書集〕

第九集
○内閣記録課所藏

(瑞雲寺)
松田丹後守殿 永正十六八四 親孝書狀案文
(齋藤彌四郎殿)

就藥座中小物賣與珠數棚座中相論之儀、御糺明之次第、三問三答之趣、具(上カ)聞候了、小
物賣言上之分者、熊野權現已來、商賣之儀、于今無相違(之事カ)不可有其紛、雖然、一通之
證文無出來、念珠座中申上分者、於路中爲棚衆頭之旨、以證跡申之、惣別諸商賣事、悉
爲朝役之上者、所詮、彼珠數棚十間の經案内、向後可致商賣之由、可被成御奉書候、同
念珠座中の、此等之趣、可令存知之段、可被成御

八月四日

(秀俊)
松田丹後守殿

(親孝)
○花押ヲ書
キテ抹消ス、

小物賣證
文ヲ出帶
セズ
數珠棚座
アリハ證跡
アリ

數珠棚十
間商賣悉
ク諸朝役

永正十六年八月四日

三一

永正十六年八月六日

齋藤彌四郎殿 御宿所

六日、町幕府、祇園社執行顯増ノ請ニ依リ、丹波守護代内藤真正及ビ同國諸關ヲシテ、四條橋再架用材ノ筏ヲ勘過セシム、

〔建内文書〕二十八
〇山城

祇園社執行顯増申四條橋材木筏廿鼻事、自山國可運送云々、丹波國中無其煩可勘過之旨、可被加下知之由、被仰出候也、仍執達如件、

永正十六
八月六日

(假尾)
貞運 在判
(無應)
時基 同

(内藤真正)
右京兆代

祇園社執行顯増申四條橋材木筏廿鼻事、自山國可運送云々、丹波國中無其煩可勘過之由、所被仰出之狀如件、

永正十六
八月六日

貞運 在判
時基 同

役所中

後二十鼻
丹波山
國ヨリ
送ス

○幕府、勸進僧智源ノ、四條橋ヲ再興スルヲ許スコト、十四年八月二十四日ノ條ニ見ユ、
八日、巳駿河守護今川氏親ノ母伊勢氏、舊ニ依リ、同國妙海寺ノ諸公事等ヲ免除ス、

〔妙海寺文書〕〇駿
河

朱印〇印文未詳
今川氏親印
一諸公事

一陣僧事、

一飛脚事、并棟別事、但寺中、

右葦山殿如御判、〇宗瑞、妙海寺ノ諸公事等ヲ免除ス、
十二年五月八日ノ條ニ見ユ、北川殿御末代被免除畢、若申族在之者、

永正十六卯八月八日

沼津妙海寺

因幡守伊勢貞泰卒ス、

〔樞要集〕 伊勢守因幡守兩家系圖

第五

永正十六年八月八日

陣僧
飛脚
寺中ノ棟
別伊勢宗瑞
ノ先規ニ
依リ免除
ス

永正十六年八月八日

延徳、明應、文龜、永正年中、

貞泰

伊勢左京亮、因幡守、法名泰葉院法蓮照順、永正十六年八月八日、五十二歳卒、

惠林院殿義植公

法住院殿義隆公

右之御代御奉公、

〔尊卑分脈〕

平氏 桓武
伊勢流

貞誠 因幡守

貞泰 左京亮、
因幡守、

女子 參木藤永康室
權中納言永家母

貞倍 左京亮、
因幡守、

〔諸家系圖纂〕

十二上
伊勢

貞誠 七郎左衛門、左
京亮、因幡守、

貞泰 左京亮、
因幡守、

女子 參議藤原永康室
權中納言永家母

貞倍 左京亮、
因幡守、

法名 享年五十
義種及ビ
義澄ニ仕

世系

左京亮

〔寛政重修諸家譜〕

五百
伊勢

貞誠 七郎左衛門
尉、因幡守、

貞泰 初貞榮、左京
亮、因幡守、

今の呈譜に、義種及び法住院義澄につかへ、永正十六年八月八日死すといひ、官本系

圖に、貞泰か妹一人をかけ、參議永康か室といふ、

貞倍 左京亮、
因幡守、

貞久 六郎左衛門尉、

貞種 與七郎、

〔鞍鐙寸法記〕

鞍寸法事 略 中

貞泰

一貞誠くらより少あつく大形なる心有、判あり、由岐さきかと有やうに候、

鐙之寸法事 略 中

貞泰

一カ、ミ五寸八分、

永正十六年八月八日

初名貞榮

貞泰作鞍
ノ寸法

同鐙ノ寸
法

永正十六年八月八日

- 一 紋所アツサ二分半、
- 一 柳ハアツサ二分半、
- 一 同廣サ七分半、
- 一 舌サキ、一寸二分置テ、横へ三寸五分也、
- 一 一文字ノ所、下廣カリ也、
- 一 エミノナリ、角ナクシテマロシ、上ノ方へ細ク下へマロシ、
- 右ヌリニテ、少違候也、

四

左京亮
因幡守
貞泰



同



駿河守作鞍之見様之事略○中

左京亮
因幡守
貞泰



〔参考〕

〔花押彙纂〕

部イ之

伊勢泰貞

花押



○東京有尾佐治氏所藏
蒔繪柳燕圖鞍

〔鞍打花押〕



折紙高三百貫
因幡守貞泰

(年號)
同明應ヨリ
永正比マデ、

十日、^{辛未}薩摩守護島津忠兼、犬追物ヲ興行ス、

〔肝屬氏系圖文書寫〕 三

犬追物手組之事 永正十六年
八月十日

(忠兼)
嶋津殿

吉田若狹守

迥兵部少輔

石井中務少輔

忠兼

手組日記

永正十六年八月十日

永正十六年八月十二日

三一八

本田三河守 伊地知又七

桑波田孫六 平田五郎左衛門尉

榎所左衛門尉 加治木刑部少輔

嶋津左衛門尉

檢見

喚次

嶋津拾郎左衛門尉 加治木筑前守

〔前編〕薩藩舊記雜錄

四十二 勝久公御譜中

〔永正十六〕

一同年八月十日、御代始犬追物手組、○島津忠隆卒シ、忠兼嗣グコト、四月四

日ノ條

ニ見ユ、

十二日、^{酉、癸}幕府、山城圓福寺及比同國三福寺ノ、同國誓願寺ヲ管掌セ
ントスルヲ卻ケ、誓願寺前住持・衆僧等ヲシテ、同寺ヲ安堵セシム、

〔誓願寺文書〕

○山城

誓願寺事、從圓福寺・三福寺、雖申子細、不能御許容之處、就此儀度々被成女房奉書之
間、被經御沙汰訖、雖然、先住持・衆僧等、被歸寺之上者、散錢以下如元令進退、可被
專勤行・燈明并造榮之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正十六年八月十二日

〔飯尾之秀〕
下野守 (花押)

度々女房
奉書ヲ出
サシテ
先住持等
歸寺ス
散錢以下
ノ進退

代始ノ犬
追物

檢見
喚次

〔押紙〕
巳巳年

〔松田秀俊〕
丹後守 (花押)

〔諏訪長俊〕
散位 (花押)

〔齋藤時基〕
上野介 (花押)

〔飯尾貞運〕
前近江守 (花押)

當寺住持衆僧御中

○幕府、圓福寺・三福寺ノ、誓願寺散錢等ヲ押領スルヲ停メ、同寺ヲシテ、之ヲ安
堵セシメ、其修理造營料等ニ充テシムルコト、五年十二月三十日ノ條ニ、義尹、誓
願寺ヲシテ、散錢ヲ安堵セシムルコト、六年八月二十八日ノ條ニ、誓願寺本尊遷座
ノコト、十五年四月十六日ノ條ニ見ユ、

細川高國、犬追物ヲ興行ス、

〔後法成寺尙通公記〕

十

八月十二日、^{酉、癸}晴、昨曉雷鳴頻、夕立、^{〔細川高國〕}京兆有犬追物云

○四月二十八日、細川六郎興行ノ犬追物始ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔後法成寺尙通公記〕

十

四月廿八日、^{卯、辛}晴、傳聞、今日細川六郎犬始云々、

播磨守護赤松義村、久我通言ノ訴ニ依リ、大和北戒壇院ヲシテ、同院

永正十六年八月十二日

三一九

永正十六年八月十五日

三二〇

數年退轉

領播磨土山莊領家職公用錢ヲ安堵セシム、
〔久我文書〕^四

南都北戒壇院領播磨國土山莊領家職公用事、雖有數年退轉、從久我殿被仰、不混自餘之條、如先々不可有寺納相違之由候也、仍執達如件、

永正十六

八月十二日

請實 (花押)^(志水)

朝親 (花押)^(衣笠)

則高 (花押)^(高橋)

當院雜掌

十五日、^丙是ヨリ先、石清水八幡宮領丹波北莊代官香川美作守某、年貢ヲ緩怠ス、是日幕府、同社家善法寺ヲシテ、同莊ヲ直務セシム、

〔石清水文書〕^六

菊大路家文書

〔善法寺雜掌^(折封ウハ書)〕

下野守之秀^(飯尾)

石清水八幡宮領丹波國北庄代官職事、去永正五年香川美作守懇望之間、以嚴重請文契約之處、背彼狀、最少分令收納之條、依年々未進過分、既神役退轉云々、太無謂、所詮、早爲社家直務、專神用、可被致御祈禱精誠由、所被仰下也、仍執達如件、

美作守請
文ニ背キ
最少分ヲ
納ム

永正拾六年八月十五日

下野守 (花押)^(飯尾)

散位 (花押)^(飯尾)

善法寺雜掌

足利政氏、武藏久喜ニ老シ、子高基嗣グ、

〔喜連川判鑑〕

左馬頭從四位下政氏

^(永正)卯、十六、

八月十五日、

^(中)政氏、

久喜へ御隱居、

〔下野^{喜連川}足利家譜〕

政氏^{幼名龜王丸、從四位下、}左馬頭、左兵衛督

永正十六年己卯八月十五日、武州久喜へ隱居、

居、

〔寛政重修諸家譜〕

^{七十}八

喜連川

成氏

政氏^{左馬頭、從四位下、}今の皇朝^{從三位}

永正十六年八月十五日、武藏國久喜に隱居す、^上略

高基

○政氏、久喜ニ卒スルコト、享祿四年七月十八日ノ條ニ見ユ、

伊勢宗瑞、伊豆葦山城ニ卒ス、子氏綱嗣グ、

〔北條氏過去帳〕

○紀伊高野山
高室院所藏

永正十六年八月十五日

三二一

永正十六年八月十五日

三二二

子長綱高野山ニ日
牌及ビ卵
塔ヲ建ツ
法名

相州箱根山別當長綱日牌并卵塔立之、

早雲寺殿天岳宗瑞公大禪定門 神儀

永正十六年己卯八月十五日、

北條家過去帳

相州小田原之太守爲長氏公、施主江戸北條新藏殿建之、

早雲寺殿天岳宗瑞公大禪定門 神儀

寛永十九年七月十四日立之、御命日永正十六年八月十五日

〔玉隠和尚語録〕

佳境

永正己卯秋季月之望、

大施主某甲就于私第、開無遮會請四來

高賓、〔勞狀乾等〕 桮納臨此筵、幸哉、代施主作文、以祭早雲菴主天岳之靈、其文内、須彌南畔曰、瞻部

洲、日本東裔、有豆相州、故賢大守、其人焉廋、天下英物、君子好迷、譜系盛矣、業績箕

裘、官爵至矣、名躍金甌、德超萬古、勢被六幽、樽俎折衝、帷幄運籌、磨三軍則、飛龍武

侯、齊萬物則、化蝶莊周、外收汗馬、內牧心牛、出入相府、東山優游、參得祖意、〔發明〕 南浦

宗猷、奈二豎崇、况三彭仇、醫雖有驗、疾甚不瘳、嗚呼、天乎命乎、此翁下世、〔能アル〕 惟時秋、

故郷還旆、夜壑移舟、洞天福地、華屋山丘、生元木生、〔不カ〕 其生若浮、〔死カ〕 苑亦不死、〔其死能カ〕 若休、天山

乾曠祭文
ヲ作ル
氏綱無遮
會ヲ開ク
伊豆相模
ノ大守

三浦三崎
ニ舟遊シ
テ病ム
八十八歳

岳〔アルカ〕 伊水悠々、菊藥醉露、何不歸愁、萱草帶雨、何不忘憂、片雲易散、双淚如流、願此
未命、貽厥孫謀、諸郎玉立、跨竈撞樓、蘋藻之敬、可薦可差、〔善〕 伊蒲之供、以獻以酬、寓
桮沈者、一炷午頭、歌以薤露、庶歎之不、伏惟尙享、

〔異本塔寺長帳〕

四

北條宗雲〔早、下同之〕 三浦三崎舟遊興、七月十五日、八十八歳死、號宗雲寺殿、
月二日也、自是頽也、傳覺隨大居士、葬湯本也、

〔官鎌倉九代記〕

六

山内管領補職付北條早雲逝去

略上 略かゝる所に、永正十六年八月十五日、北條早雲伊豆國薤山の城にして逝去せらる、

生年すてに八十八歳、これまでも猶まなこに翳なく、耳もさたかに、齒牙も損せず、た
ゞ白髪たるのかりにして、精神の正しき事、さながら壯年の時に替らず、誠に布衣白屋
の下より立て、一家を起せしほどの果報ありける故なりと、人みな感じ思はぬはなし、

當國修禪寺に葬送し、一片の煙と焼あけ、遺言の旨に任せ、小田原の湯本に墳墓を築

き、金湯山と號し、洛陽紫野大徳寺の僧某長老を請じて、佛事をいとなみ、早雲寺殿天

岳宗瑞大禪定門と稱す、昨日まての相豆兩州の大守となり、弓矢の威名を東國にふるひ、

今日の忽に白骨を黄壤にうづもれ、一掬の卵塔に神魂を棲しむ、人世誰か此苦を免かる

べき、高きもいやしきも、つるにおなしく黄泉下に歸るへし、まことに墓なき生涯な

り、○鎌倉九代後記・相州兵亂記・小
田原記・關八州古戦録等異事ナシ、

永正十六年八月十五日

三二二

修禪寺ニ
葬送ス
遺骨ヲ湯
本ニ葬ル

永正十六年八月十五日

三三四

〔小田原北條系圖〕

行長新三郎

長氏伊勢新九郎

生國勢州、母伊勢備中守貞國女、初不稱北條氏、擊平豆相之後、稱北條氏、弱年在備中、夢吉備津宮明神賜大刀、翌朝或人持彫毘沙門文字太刀來、授長氏曰、他日可受價約去、又不來、以爲累代之重寶、其後歸住伊勢、文明年中、不求而得神符併太刀而納家、至今相傳在氏宗手、(北條)長享年中、之駿河屬外姪今川氏親、氏親居之於興國寺城、○中略同十六年八月十五日卒、法名天岳瑞公、號早雲寺、

女子長氏姉、今川義忠室、氏親母

氏綱左京大夫

幻菴數有軍功

〔系圖纂要〕

五十 北條 平氏五

行長一ニ氏忠、新三郎

女子北川殿、今川上總介義忠室

世系

長氏

生國伊勢
母ハ伊勢
貞國女ト
ノ説

貞國二男
トノ説

長氏本長茂、實伊勢備中守貞國二男、伊勢新九郎、長享元年、改北條氏、延德三年、(正)弑茶丸、遷居葦山城、明應三年三月十五、剃髮號早雲、逐大森氏而入小田原城、永正十六年八月十五死、八十八、早雲寺天岳瑞公、

氏綱千代丸、新九郎、

長綱葛山備中守氏信養子、三郎、駿河守、號久野幻庵、

〔寛政重修諸家譜〕五百 北條

女子

今川上總介義忠か室、北川と號す、

長氏新九郎、入道號早雲、

母ハ伊勢備中守貞國か女、伊勢万助貞春か呈譜を按するに、備中守後伊勢守貞國、其男を伊勢守貞親といふ、彼家説によれり、長氏ハ貞親か二男たるときハ、貞親ハ養子にして、其妻ハ貞國か女か、しかれとも、養子のと彼譜にいはず、紛紜いつれか是なる事を詳にせず、よりに各家の傳ふる所によりてしるす、

はしめハ伊勢を稱す、伊豆・相模をたひらけてのち、北條にあらたむ、○中略十五年二月八日、長氏書をつくりて、男氏綱にさつく、其略にいはず、今よりのち、北條家の宗領たるべきもの、この太刀及ひ護符を傳授すへしとなり、十六年八月十五日卒す、

太刀及ビ

永正十六年八月十五日

三二五

永正十六年八月十五日

年八十八、天岳瑞公今の呈
譜宗瑞、早雲寺と號す、相模國湯本の早雲寺に葬る、

氏綱千代丸、新九郎、左
京大夫、從五位下、永正十五年封を襲、小田原の城に住し、豆相二國を領す、○下
略

氏時左馬
頭、葛山備中守某か養子、

幻菴今の呈譜三郎長綱、
のち號幻菴に作る、氏康、氏政、氏直三代につかへ、しはく軍功あり、

〔系圖纂要〕五十一
平氏六 伊勢

貞國倉州木曾
母同上、貞經爲子、七郎、備
中守、伊勢守、從五下、侍從、

貞親 七郎、

貞藤 八郎、

北條貞藤 八郎、

長氏初貞辰、又長茂、新
九郎、號北條早雲、

淨土良辰一良眞、
淨花院上人、

女左大臣勝
光公妾

〔諸家系圖纂〕四之三
武田源氏一流系圖

葛山元氏傳 見關侍傳、

小田原北條中興

伊勢新九郎氏長イセ備中守貞藤次男、イニ長氏、又氏茂、歷
代記ニハ盛時トアリ、傳記、系圖ニ委シ、

新九郎氏綱從四位下、
左京大夫、

新十郎氏時駿州竹下住人葛山備中守維貞養
子ト成テ、改葛山備中守氏時、

三郎長綱號久野幻菴、元
宮根別當弟子、

〔北條系圖〕 相模次郎時行四代後昆行長長男

長氏伊勢新九郎、北條左
京大夫、早雲寺宗瑞、

幻庵初爲箱根山僧、住金
剛峯院、後還俗、

氏時北條左
馬助、

氏綱左京
大夫、

氏綱左京
大夫、

〔雜家系圖〕一
伊勢守殿御系圖 澤野阿彌覺書

貞親七郎、備中守、伊勢守、
兵庫助、聽松院殿、

貞宗七郎、兵庫助、伊勢守、
金仙寺殿、汲古齋、

貞宗七郎、兵庫助、伊勢守、
金仙寺殿、汲古齋、

長氏

長氏

伊勢貞親ノ子也、初メハ伊勢新九郎貞辰ト號、後伊勢ヲ改テ、北條新九郎長氏ト號、

相模國小田原ニ居住ス、又長氏ヲ改テ、氏茂ト號、剃髮シテ早雲入道宗瑞ト號ス、

貞藤新四郎

相模國ニ伊勢名字事、又貞辰、新九郎、貞丈按ニ、貞辰ハ別人ナリ、貞藤ノ兄ナ

永正十六年八月十五日

永正十六年八月十五日

リ、貞親ノ子ナリ、

〔伊勢系圖〕

貞高改道、又雅五郎、駿河守、

氏茂初長、

早雲寺、道號宗瑞、永正十六年八月十五日卒、壽八十八歲、永享四年近イ誕生、

小田原北條祖、始伊勢新九郎盛時云々、伊勢肥前守盛定實子、同駿河守貞道養子也、

文明之比、被召出而加于申次人衆、無程窄人而蟄居於大德寺龍泉菴、于時應仁三年、

同道六人、到於駿州、因于今川氏親家、延德年中、伊豆國大亂、氏茂悅而自赴伊豆

國、亡堀越御所、舉旗於北條、即號北條矣、又明應三年赴于相州、伐小田原城主大森實

頼、々々敗北畢、氏茂爲城主、自是五代、漸知關八州、到氏直代、天正十八年爲關白

秀吉公被亡、北條五代、氏茂、氏綱、氏康、氏政、氏直、

〔勝山小笠原古文書〕

坤

雖未申入候、以次令啓候、仍關右馬允方事、名字我等一鉢之候、伊勢國關与申所依在國、
關与名乘候、根本從兄弟相分名字之候、以左様之儀、只今別而申通候、諸事無御等閑之
由被申候、別而我等忝存候、以後者關方同前之無御等閑候者可爲満足候、次當國田原彈余

自筆書狀
伊勢氏ハ
關氏ト同
祖

ノ伊勢盛
定實子ト
ノ説府申次
幕ノ大德寺
タリ庵ニ蟄
居ストノ説

Handwritten calligraphy in a rectangular frame, including the characters '後上' and '小笠原氏'.

九代目
氏茂

宗瑞田原
宗光合力
河ノ爲メ三
河ニ出陣
ス
今橋要害
ヲ攻破ル

小笠原定
基

伊勢早雲
庵

宗瑞定基
ノ援助ヲ
請フ

大井宗菊

正爲合力、(今山)氏親被罷立候、拙者罷立候、御近國事候間、違儀候ハ、可憑存候、然而今橋
要害悉引破、本城至堀岸陣取候、去十九卯刻之端城押入乗取候、爰元急度落居候者、重
而可申展候、仍太刀一腰作助光、進候、表祝儀計候、此旨可得御意候、恐々謹言、

九月廿一日

宗瑞(花押)

謹上 小笠原左衛門佐殿御宿所

雖未懸御目、伊勢早雲庵より爲使者罷越候、尤御在城迄參、被申付子細、以口上可披露
至覺語候處(覺)、關方、先々此方之相留候へ之由、堅被申候間、不能其儀候、仍駿州・頭
刃申合、田原彈正爲合力被罷立候、然間、此度貴殿様別而申合、當國之時儀可然様之、
御兵可請心中之被存候、三州本意之罷也候ハ、乍恐涯分御奉公可仕候之由、色々被申
候、關馬尉様(右馬允)、早雲一家事之候間、入道無御等閑被存候ハ、關も別儀是有間敷候、猶
口上之趣、具之關方より可被申候間、委曲可預御報條、筆閣候、恐惶謹言、

九月廿七日

大井
宗菊(花押)

謹上 小笠原左衛門佐殿ら御宿所

〔小笠原文書〕 二

永正十六年八月十五日

永正十六年八月十五日

三三〇

〔懸紙〕謹上 小笠原左衛門佐殿御宿所

宗瑞

昨日十八申刻就其方時宜、自關右馬允所注進到來候、横林へ御手遣、千秋万歳、目出度存候、何事候共、相當御用走廻度心底計候、當地事、今日日間、可落居候間、自是必令啓候、猶無御心元候間、先以飛脚申候、猶關右馬允方へ申候間、定可被申展候、恐々謹言、

十月十九日

宗瑞(花押)

謹上 小笠原左衛門佐殿御宿所

早雲庵

小笠原左衛門佐殿御宿所

宗瑞

改年祝儀、雖事舊候、猶以不可有盡期候、抑明春早々可令申候、至今月始比迄、關東候、就三河儀、駿州へ罷越、一兩日以前、當國罷歸候間、令延引候、仍太刀一腰、黒作、白鳥、二、茜鞆、三懸、進之候、誠表祝詞計候、隨而參州時宜、自關殿可被申候、果而憑存外無他候、事々期後信候、恐々謹言、

三月廿六日

宗瑞(花押)

謹上 小笠原左衛門佐殿御宿所

改年御慶、珍重幸甚、更不可有際限候、明春祝儀、最前可申展候之處、依雪相延候條、背本意存候、仍太刀一腰、金覆輪、絃、百挺、進之候、誠表祝詞候、隨而其方御合戰、其後如何御座候哉、無御心元存候、旁重而可申承候、恐々謹言、

三月九日

宗瑞(花押)

謹上 小笠原殿御宿所

〔徳川義知氏所藏文書〕

今度氏親御供申、參州罷越候處、種々御懇切上意共、忝令存候、然而氏親被得御本意候、至于我等式令満足候、此等之儀可申上候處、遮而御書、誠辱令存候、如斯趣、猶巨海越中守方披露可被申候由、可預御披露候、恐惶頓首謹言、

〔永正三年〕閏十一月七日

宗瑞(花押)

巨海越中守殿

〔北條五代記〕一 伊豆早雲平氏茂由來之事

聞しむかし、いせ新九郎氏茂といふ侍、遠國より來て伊豆の國を切て取よし、いひ傳ふといへとも、多説有て、いつれ知かたし、新九郎の京都よりするかへ下り、今川氏親

永正十六年八月十五日

三三一

をたのみ、牢人分にてありしか、武略の侍、ふねにて渡海し、伊豆の國を切て取よし、老
 人物語せり、此説おほつかなし、されはわれ今江戸に有て近邊の町人の噂をけふ聞、あ
 くる日は事をとへは、虚言のみおほし、況江戸中の事をや、其上年月を過し、堺をへた
 てたる事をは、いひたきまゝに語るハ、よのつねのならひ、聞人誠とおもひ、筆にもし
 るしをきぬれば、後世の人、是を治定とす、とも角にもそら事おほき世なり、さ有と
 て、今さら世の噂いはしにもあらず、右の新九郎名をえたる達人なれば、古き文に一言
 つゝあまたに書殘したるを、(三浦茂信)愚老きんねん見出し、其おもむきを豫記す者也、新九郎後
 の北條早雲宗瑞と改號す、住國ハ山城うちの人也、又一説にハ大和ありはらともあり、
 此人の先祖を尋るに、むかしいせの國に伊勢いせのかみ平氏貞といふ侍あり、小松内大
 臣重盛公より十五代の後胤たり、國の名をあさなの上にをく事、侍の名譽といへり、其
 比京都公方様に御若君あまた出來給ふといへとも、短命にして、十にもたらず皆逝去し
 給ふ、是をなけきおほしめす所に、御むさうに、公方の御先祖平家をとくくほろほし
 給ふ、其報に御息ちやうめいならず、天下にゆらいある平氏を召よせ、からうとなし、ま
 つりことを取をこなひ給ふに至てハ、御そく長命たるへしと、夢さめ御感悦なゝめなら
 す、天下に平氏の侍たれ〜と尋えらひ給ふといへ共、いせ伊勢守にしくあらしと、

宗瑞ノ住
 國
 祖先

伊勢氏貞
 幕府ニ仕

宗瑞ハ貞
 康ノ子
 照ノ男
 トノノノ
 今川氏ヲ
 頼リ駿河

伊勢守を召のほせられ、家の子と定、天下のまつりこと目出度、御子孫繁昌にさかへ給
 ふと云々、中古にも去ためしあり、かまくらのかさいか谷ハ、北條時政のやしき、代々
 北條家居住とす、高時・時行ほつらく以後、(是河)源尊氏公かまくらにおはしまして、御いく
 わういみしかりき、然所に、御當家に様々の惟異出來す、是たゝ事ならずとて、占方に
 尋給へは、いにしへほろひし平家の亡魂共、恨みをなすよし申によりて、高時かやしき
 の跡に寶戒寺といふ寺を建立し、おほくの平家の亡靈をとふらひ、高時を(宗)德崇權現と號
 し、此寺の鎮守にいはひ給ひければ、扱こそさとしもしまりぬ、者いせ伊勢守うしろ
 見の時節、するかの國主今川五郎氏親、京都へ上り、公方へ御禮申、下國に至ていせの
 守殿の息女を申請、我つまとなし、ともなひするかへ下り給ひぬ、然るに、いせの守殿
 子息するかのかみ照康と名付、照康の嫡男太郎貞次、しなん新九郎氏茂と號し、二人の
 子息あり、いづれも京都の公方様へつかへり、然に御所様いつよりか例ならずおはしま
 して、つるには世をはやく御他界なり、其後新九郎ハ關東へ下向の思慮をめぐらす、さ
 れは、今川氏親ハ新九郎ためにをはの夫なれば、新九郎するかを心さし下る處に、朋友
 此よしを聞、同道せんと、荒木ひやうこのかみ、ため權兵衛、山中才四郎、あら川又次
 郎、大道寺太郎、在竹兵衛尉、いせ新九郎と共に、七人いひ合、東國へ下向し、する

永正十六年八月十五日

かの國に著たり、今川氏親と新九郎縁者たる故、するかにとまらる、義元親父の時代也、其時分今川家中にむほんの侍おほく有しを、早雲武略をもつてことごとく退治し、七人の中にも早雲文武ちほうの人なる故に、今川の縁者となる、是によつて諸侍早雲を尊敬す、残る六人も、後の早雲の家老となる、早雲の伊豆とするかのさかひ、高國寺にさいしやう有、略

〔北條五代記〕

四

北條氏茂百姓憐愍の事

聞しは昔、北條早雲入道氏茂、伊豆の國を切て取事、しなすこしかはり、説おほし、或老士語りけるに、早雲の民百姓をれんみんし、慈悲ふかき故に、伊豆の國を治められたり、件のいせ新九郎氏茂の、京都より唯一人するかの國へ下り、今川五郎氏親をたのみ、堪忍し給ふか、文武の侍たるにより、今川殿の縁者となりて、するかの高國寺邊を知行し居住す、其比郎從二三百人程扶持す、此人しひの心ふかくして、百姓をあわれみ、毎年の年貢をゆうめんせらる、是によつて百姓共、かくしひなる地頭殿にあひぬる物かなとよろこひ、此君の情に、命の用にもたつへし、あはれ世に久しくさかへ給へかしと、心さしをはこのすといふ者なし、誠に慈悲あらん人を、親疎をいはす親のどく思ひ、恩あらん輩に、貴賤を論せず主従の禮をいたす、是仁の道也、然に新九郎いれい

となそらへ、伊豆の國修禪寺の湯にしはらく入て、伊豆の國の様子をつぶさに聞届、伊豆の國を切てとらんと思慮をめぐらさるといへ共、伊豆の上杉民部大夫顯定の領國、其上兩上杉殿と號し、さかみ・上野に有て、諸侍の統領、奥州までも彼下知にしたかふなれば、わたくしの計策にて及ひかたし、然所に兩上杉の中不和出來、諸國みたれ、算を散し合戦す、是によて、伊豆のさふらひ共悉上州へはせ參したり、新九郎此よしを聞、願ふに幸かな、是天のあたふる所、時をえたりと、百姓共をまねき、此内武の用に立へき者ともを近付ていはく、さかみ・上野兩國に弓矢おこつて、伊豆の侍とも皆上野へ參し、いつに百姓計也、我伊豆の國を切て取へし、我に同心合力せよ、其忠恩いかてか報せさらんやと申されければ、百姓共聞て、累年の御あはれみ忘かたし、御扶持人も我等も同意なり、あはれ地頭殿を一國の主になし申さんところ願ひつれ、たとへ命を捨る共、露塵おしからし、はや思ひ立給へと、衆口一同に返答す、新九郎喜悅なめならず、その上近里他郷の者までも此よしを聞、新九郎殿へ與力せんと參集す、新九郎云、伊豆の國北條に、堀越の御所成就院殿と號し名高き人あり、軍のはしめに先是を討亡すへしと、延徳年中の秋、百姓共を引つれ、夜中に北條へおしよせ、御所の館を取まき、鯨波をとつとあけ、家屋へ火をかけ、焼立る、御所の肝をけし、ふせきたかふへき事を忘れ、

永正十六年八月十五日

火災をのかれ落行けるを追かけ、郎従共に皆討亡したり、新九郎北條に旗を立てる、伊豆の國の百姓とも是を見て、するかの大將軍としていせ新九郎働くそと、山嶺をさしてにけ行たり、然に新九郎高札を立てる、其と葉にいはいはく、伊豆の國中の侍・百姓、皆もつて味方に候すへし、本知行相違有へからず、若出さるにをいてり、作毛をとくくちらし、在家を放火すへしと、在々所々に立をきたり、是を見て、百姓共我先にとはせ来て、是のそんしょう其所の百姓、又の郷のおさといへは、其所相違なしと印判をとらせ、皆々安堵せり、扱又、佐藤四郎兵衛といふ侍一人降人と成て出る、新九郎はいはく、伊豆國中田方の郡大見の郷の、佐藤四郎兵衛先祖の相傳也、然に最前に身方に候するの條神妙なり、此度あらためて地頭職にふせらる、子々孫々永代他のさまたけ有へからず、百姓等承知すへし、あへて違失有へからずと印判を出す、上州へ參したる伊豆の侍共、此由を聞、急き馳歸て降人と成て出る、本地皆領納すべき旨印判を出されければ、一人も残らず伊豆の侍新九郎被官に候す、三十日の中に伊豆一國治りぬ、新九郎收納する所の、御所の知行わつか有計を、臺所領に納、みな本の侍領知す、其上新九郎高札を立てる、前々の侍年貢過分の故、百姓つかるゝ由聞及ひぬ、以來の年貢五つ取所をは一つゆるし、四つ地頭おさむへし、此外一錢にあたる義なり共、公役かけへからず、もし法度を背く

國人ノ所
領安堵

年貢ノ制
ヲ定ム

ともからあらは、百姓等申出へし、地頭職を取はなさるへき者也と云々、是によて百姓共よろこぶこと限りなし、他國の百姓此由を聞、あはれ我等か國も新九郎殿の國にならはやとねかふと云々、早雲諸侍をいさめてはいはく、國主の爲に民の子也、民の爲に地頭の親也、是わたくしにあらす、往昔より定れる道也、いかてか憐みをたれさらん、世澆末にをよひ、武欲ふかふして、百姓年中の耕作を檢地し、四つもなき所をは五つ有といひかけて取、此外夫錢棟別野山の役をかけ、あらゆる程の物を押して取、分際に過たる振舞をなし、花麗に心をつくし、米穀を徒についやす故に、百姓苦しむ、餓死に及ぶ、是によて、早雲今定る所、年中收納する穀物の外に、一錢にあたる義なり共、百姓にいひかけすへからず、諸役宥免せしむるにをいてり、地頭と百姓和合し、水魚の思ひをなすへし、早雲守護する國の百姓、前世の因縁なくして生れあひがたし、ねがはくは、民ゆたかにあれかしと申されければ、民家聞て、此君の時代永久にあれかしと佛神へきせいし、喜悅の外他なしと云々、其後新九郎さかみ小田原大森筑前守居城をのつ取、三浦介陸奥守義同法名道寸、かれを亡し、さかみを治ても、伊豆のとくの掟なれば、百姓よることひあへり、此新九郎文武の侍、慈悲の政道を專とし、はかりとを旨とする故、國家けんこにおさまりぬ、孟子に鑑基ありといへ共、時を待にはしかしと云々、君子のまつりと

慈悲ノ政
道ヲ專ラ
トス

永正十六年八月十五日

三三八

い、民をやしなふを本とす、早雲伊豆の國に望みをかくるい、蟻螂か斧といへ共、能時を待て一國を切て取、諸侍、民百姓をなひかす事、智謀故也、去程に、小敵といへともあなとらす、勝軍におこらす、晝夜をむなくせすして、大功のみ心につけ、武を右に、文を左のつはさとし、千里をかけんとほつす、故に武勇さかんにして、飛龍の天にかけるとならず、○中北條早雲入道ハ仁義を專とし、政道たしく、民をなて、あわれみふかし、其子々孫々に至るまで、其法をまなふ故、法をもちゆるい、是家のさかふる道なり、故に幸慶たちまちに純熟して、關八州を永久におさめ、世に秀たる武家なりと申されし、

〔朝倉宗滴話記〕

一人間として蓄なくては不叶物にて候、雖然、餘に徳人のごとく

蓄を本として、代物黄金過分に集置仁體は、本々より武者はせざる由申傳候、但伊豆之相雲はほりをも藏に積べきほどの蓄仕候つる、雖然、武者邊につかふ事は、玉をも碎つべう見へたる仁に候由、宗長常に物語候事、

〔今川 太平記〕

永正二年乙丑五月廿一日右筆丘可老年五十四、

右此本、甲笏胡馬縣河内南部郷ニテ書寫畢、御所持者、(武田信懸カ)當國主之伯父武田兵部太輔、受

武田信懸

宗瑞太平記ヲ校訂シ足利學堂ニ送リ校ヘセリ
上落ノ時
壬生官務
ニ加點ヲ
請フ

領伊豆守、實名信懸、法名道義、齋名臥龍ト號、書籍數奇之至リ、去癸亥之冬、(文龜三年)駿州國主今川五郎源氏親ヨリ有借用、雖令頓寫之、筆之達不達歟、又智之熟不熟歟、損字落字多之、詵予一筆被爲寫、年既及六十、眼闔手疼、辭退千萬、雖然依難背貴命、全部書之訖、雖然、烏焉馬之謬、猶巨多也、然處、爰伊豆之國主伊勢新九郎剃髮染衣、號早雲庵宗瑞、臥龍庵主與結盟事如膠漆耳、頗早雲庵平生此太平記嗜翫、借筆集類本糺明之、既事成之後、關東野州足利之學校へ令詵、學徒往々糺明之、豆州へ還之、早雲庵主重此本ヲ令上落、詵壬生官務大外記、點朱引讀僻以片假名矣、實我朝史記也、臥龍庵傳聞之、借用以又被封余也、依應尊命重寫之畢、以此書成紀綱號令者、天下太平至祝々々、

〔今川 太平記〕 三十九

永正元年甲子八月二日書畢、

右甲笏胡馬郡河内南部郷ニテ書寫之、御所持者、當國之主之伯父武田兵部太輔、受領伊豆守信懸、源ノ朝臣、法名道義、別稱仲翁、齋名臥龍ト號、武藝之達者、文道數奇也、去癸亥之冬、駿州之國主今川ノ(五郎源氏)氏親ヨリ有借用而、河内之借縑素之筆、信

〔江湖雜還之翰、損字落字耳、詵予一(之カ)豆國主當時伊勢新九郎入道

永正十六年八月十五日

三三九

永正十六年八月十五日

三四〇

本借用之、糺明之、我朝

元弘

書成紀綱號令者、天下太平至祝々々、

〔甲陽軍鑑〕

四

利根過たる大將の事付北條家上杉家井川中島合戦物語の事

六韜三略ヲ講ゼシム

七十箇年以前に、伊豆の宗雲、〔早、下同シ〕三畧をきかんとあり、物知の僧をよひ、夫主將法、務擧英雄之心、とある所までき、はや合點したるぞ、をけと有しを、よきと、思食なざるへし、それいあしき儀なり、宗雲公などへ、定而一佛一社の化身にて候へし、〔〇上、下略〕

〔快元僧都記〕

天文三年十一月廿日、〔〇中、略〕

一氏綱、〔北條、編八幡宮〕當社崇敬、其臣下何モ同心、就中至來年者、作廻廊、殖花樹、掃除等可爲嚴重

之由有之、自永正九年申八月十三日、早雲寺鎌倉初打入、被詠和歌、〔〇宗瑞、三浦義同ヲ相模岡崎城ニ攻ムルコト、九年八月十三日ノ條ニ見ユ、〕于茲、先ニ早雲寺殿詠和歌、同中口吟、只今思合侍リ、枯類樹ニ亦花之木

鎌倉ニ詠入リ和歌ヲ詠ズ

遠植添而本ノ都ニ成テコソ見メト有之、抑廿餘年前如此被詠、未來事知給、不思儀也、其比人民皆、鎌倉事可歸昔意之歌與申侍也、

〔活套〕

東海路有武勇之禪人、諱曰宗瑞、自稱早雲庵主、曾入正續〔春浦宗瑞〕大宗禪師室、而操吾三玄之戈、固一世之雄、而佛法中人也、故傾誠於外護者、金湯未爲儉矣、弗克諉鷲嶺記蒞者

大德寺宗淵ニ參ズ宗牧ニ道號ヲ請フ

宗牧天岳ノ號及ビ偈ヲ書シ與フ

歟、今茲冬便於飛廉、求字之嚴命難拒、號天岳并係一偈於其一〔下カ〕云、一劃纒形蒼蓋圓、包容萬有四時遷、孤峯頂上回頭看、日月星辰脚下邊、

永正五季仲冬日前大德東溪叟宗牧〔宗カ〕是高

右依真本失却、俾愚夫索書、々以充厥責〔宗カ〕

前大德悅溪宗悉筆

〔大隆禪師行實〕

特賜正宗大隆禪師以天和尙行實

于時北條氏茂公治豆州・相州、振威東關、厚禮而請師、〔宗德〕遂相攸相州足柄郡創早雲禪刹、此地也、南有南屏聳、東早川潺々流、北有小朶峰、西溫湯涌出、自爲衆浴室、故號金湯山、曳師爲第一世、〔〇上下略、先師行狀同シ、〕

〔前橋舊藏聞書〕

三

一北條ノ早雲、盲目ハ物ノ用ニ不立モノナリトテ、小田原ニアル處ノ座頭盲ヲトラヘテ、フシツケニノ海ヘ入ラレヌ、是ヨリ盲目、相州ニ不居ノ、コトク四方ヘニケ散リ、早雲ヤカテ、彼ヲ以テ間人トイタセリトツ、

〔武功雜記〕

十二

早雲の時、小田原邊にて馬盜人を捕へて、早雲前へ連れ出つ、盜人某、馬をぬすむ事は、いかにも定也、あの國をぬすみたる人はいかと、早雲に指さす、早雲是を見て、器量なる奴として免るす、

馬盜人ノ罪ヲ免ス

盲人ヲ問者ト爲ス

宗清ヲ招請シテ早雲寺ヲ創ム

永正十六年八月十五日

三四一

永正十六年八月十五日

三四二

〔外郎文書并家譜〕

○相 陳外郎家譜

字野藤右衛門定治者、^{（勝）}祖田之子、洛陽人也、以為宇野氏之義子、改陳稱宇野、^{○中}永正
改元^{（元年）}甲子、北條早雲公招定治於京師、而宅小田原、自是之後世々住于小田原、人皆稱小
田原外郎、^{○下}略

〔高室院文書〕

○紀

陳祖田ノ
子宇野定
治ヲ京都
ヨリ招ク

書狀

〔別筆〕
〔高室院〕
長運法印御房人々御中

長氏

○懸紙ノミニテ本書ナシ、
次ノ文書ノ懸紙カ、

〔集古文書〕

六十七 書牘類
紀伊國高野山高室院藏

今度就武州表出陣、^{○上}杉朝良ヲ援ケ、同顯定ヲ武藏立河原ニ
破ルコト、元年九月二十七日ノ條ニ見ユ、御祈念之事、申入候之處、依御丹精
得勝利、輒兩國相隨候、就其為布施物、黃金、^{貳拾}兩、^{貳拾}山絹、^卅疋、令進覽之候、表祝儀迄候、隨
而當國諸檀那之事、蒙仰候、則桑原九郎右衛門尉ニ^{（政次）}申付、諸先達ニ相觸申候條、可成其
意候、猶追而可申入候、恐々謹言、

永正元年
十二月五日

長氏（花押）

長運法印御房人々御中

〔官報〕

明治四十一年四月二十三日

内務省告示第四十四號 國寶指定

○昭和二十五年八月二十九日施行ノ文化財保護
法ニヨリテ重要文化財ノ指定ト見ナサル、

伊勢宗瑞畫像 神奈川縣 早雲寺所藏

原寸
横縦
〇・一
・五三
・五七
・五三



畫像

等	級
丙	種

〔伊勢宗瑞〕



早雲寺殿天
維天降傑、

原寸
横縦
〇一
・三
五七〇
五三



畫像

〔伊勢宗瑞畫像〕

○相模早雲寺所藏

等級	種類	品目	所有者
丙種	繪畫	絹本淡彩北條早雲像 一幅	神奈川県足柄下郡湯本村 早雲寺



早雲寺殿天岳瑞公大居士肖像

維天降傑、德光有輝、英雄曠夷服、峻氣早雲飛、放倒寶劍、手握輕扇、卸却鐵甲、身着

等級	種類	品	目	所	有	者
丙種	繪畫	絹本淡彩北條早雲像	一幅	神奈川縣足柄下郡湯本村 早雲寺		

〔伊勢宗瑞畫像〕

○相模早雲寺所藏



早雲寺殿天岳瑞公大居士肖像

維天降傑、德光有輝、英雄獷夷服、峻氣早雲飛、放倒寶劍、手握輕扇、卸却鐵甲、身着

永正十六年八月十五日

永正十六年八月十五日

納衣、作家戰將得誰覷、忿怒那吒頓失威、嘆、
復命

永正十六己卯年八月十五日

前大德琢玄叟宗璋書、

(印文琢玄) (印文賴氏宗璋)

土佐左近將監光起筆印 (印文光起之印)

○宗瑞、太田資長ト俱ニ今川氏親ノ部將等カ争鬪ヲ和解スルコト、文明八年六月是月ノ條ニ、足利茶々丸ヲ攻メテ、伊豆ヲ取ルコト、延徳三年是歲ノ條ニ、朝比奈知明、八丈島ヲ探リ、狀ヲ宗瑞ニ告グルコト、同年是歲ノ條ニ、宗瑞、駿河ヲ發シ、遠江ヲ攻ムルコト、明應三年是秋ノ條ニ、相模小田原城ヲ取ラントシ、陽ニ大森藤頼ト相親ミ、屢好會ヲ爲スコト、四年正月是月ノ條ニ、伊東祐遠ニ、伊豆伊東本郷村ノ地ヲ充行フコト、同年二月五日ノ條ニ、兵ヲ率キテ甲斐ニ入り、鎌山ニ軍スルコト、同年八月是月ノ條ニ、小田原城ヲ襲ヒ取ルコト、同年九月是月ノ條ニ、伊豆修禪寺東陽院ニ禁制ヲ掲ゲ、倍堂料ヲ寄進スルコト、八年三月二十八日ノ條ニ、同國寶成寺ニ禁制ヲ掲グルコト、同年同月是月ノ條ニ、同國行學院ニ、飛脚・諸役等ヲ免除スルコト、九年十一月二十日ノ條ニ、同國田牛村ノ地ヲ、伊豆山東明寺

ニ寄進スルコト、文龜元年三月二十八日ノ條ニ、甲斐ニ入り、戰ハズシテ退クコト、同年九月十八日ノ條ニ、上杉朝良ヲ援ケ、同顯定ヲ武藏立河原ニ破ルコト、永正元年九月二十七日ノ條ニ、今川氏親ト共ニ三河戸田憲光ヲ援ケ、牧野成時ヲ撃ツコト、三年十一月十二日ノ條ニ、今川氏親ノ命ニ依リ、三河ノ諸城ヲ攻ムルコト、五年十月是月ノ條ニ、相模底倉村ノ萬雜公事ヲ免除スルコト、八年八月四日ノ條ニ、上杉朝良ト和スルコト、同年是歲ノ條ニ、三浦義同ヲ相模岡崎城ニ攻ムルコト、九年八月十三日ノ條ニ、相模當麻村ニ禁制ヲ掲グルコト、同月十九日ノ條ニ、越後彈正忠ヲシテ、相模中郡ノ地ヲ知行セシムルコト、同年十二月四日ノ條ニ、武藏本牧四箇村ニ禁制ヲ掲グルコト、同年同月六日ノ條ニ、相模底倉村ノ諸公事ヲ免除スルコト、十年七月十七日ノ條ニ、駿河妙海寺ニ禁制ヲ掲グルコト、十二年五月八日ノ條ニ、三浦義同、同義意ヲ、相模新井城ニ攻ムルコト、同十三年七月十一日ノ條ニ、伊豆三島社ニ神衣ヲ奉納スルコト、十四年九月一日ノ條ニ、相模當麻宿ニ禁制ヲ掲グルコト、十五年二月三日ノ條ニ、箱根社領別當勘忍分ノ地等ヲ、菊壽丸庵ニ與フルコト、同十六年四月二十八日ノ條ニ、氏綱、宗瑞菩提ノ爲メ早雲寺ヲ建立スルコト、大永元年十二月二十三日ノ條ニ、宗瑞ノ遺志ニ依リ、箱根社ヲ

永正十六年八月十五日

永正十六年八月十五日

再建スルコト、三年六月十二日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔花押彙纂〕

部イ之 伊勢宗瑞

○伊東文書
明應四年二月五日充行狀

○本覺寺文書(伊豆)
明應九年十一月二十日免許狀

○勝小笠原古文書
九月廿一日書狀

○荻野仲三郎氏所藏文書
永正九年十二月四日安堵狀

永正十六年八月十五日

永正十六年八月十五日

三四八

印章

〔印章彙纂〕

部イ之 伊勢宗瑞



○箱根神社文書(伊豆)

永正十六年四月廿八日知行狀紙繼目裏

○集古文書^{一五}

永正貳年三月廿日證狀



〔早雲寺殿廿一箇條〕

一第一佛神を信じ申へき事、

家訓二十
一箇條
神佛ノ信
仰

朝寢ノ戒

盜難ノ注
意

掃除手水
ノ注意

正直ト禮
儀

一朝はいかにもはやく起へし、遅く起ぬれり、召仕ふ者まで由断しつかかれず、公私の用をかくなり、はたして、必主君にみかきられ申へしと、ふかくつゝしむへし、

一ゆふへには五ツ以前に寝しつまるへし、夜盜の必子丑の剋に忍ひ入者也、宵に無用の

長雑談、子丑にねいり、家財をとられ損亡す、外聞しかるへからず、宵にいたつらに

一焼すつる薪灯をとりをき、寅の剋に起、行水拜みし、身の形儀をとゝのへ、其日の用

所妻子家來の者共に申付、扱六ツ以前に出仕申へし、古語に、子にふし寅に起よと

一候得とも、それハ人により候、すへて寅に起て得分有へし、辰巳の剋迄臥て、主君

の出仕奉公もならず、又自分の用所をもかく、何の謂かあらん、日果むなしかるへし、

一手水をつかはぬさきに、厠より厩・庭・門外迄見めぐり、先掃除すへき所をにあひの

者にいひ付、手水をはやくつかふへし、水のありものなれりとして、たうかひし捨へ

一からず、家のうちなれりとして、たかく聲はらひする事、人には、からぬ體にて聞にく

し、ひそかにつかふへし、天に躡、地に踏すといふ事あり、

一拜みをする事、身のおこなひ也、只こゝろを直にやらかに持、正直憲法にして、上

たるをい敬ひ、下たるをいあわれみ、あるをいあるとし、なきをいなきとし、ありの

まゝなる心持、佛意冥慮にもかなふと見えたり、たとひいのらすとも、此心持あら

永正十六年八月十五日

三四九

質素

結髪ノ注
意

出仕ノ時
ノ注意

君命承復
ノ態度

談話ノ妨
害

の、神明の加護有之へし、いのるとも、心まからひ、天道にはなされ申さんとつゝしむへし、

一 刀・衣裳、人のとく結構に有へしと思ふへからず、見くるしくなくはと心得て、なき物をかりもとめ、無力かさなりない、他人のあさけり成へし、

一出仕の時の申に及ず、或い少き煩所用在之、今日宿所にあるへしとおもふとも、髪をいはやくゆふへし、はふけたる體にて人々にみゆる事、慮外、又つたなきこゝろ也、我身に由斷かちなれば、召仕ふ者までも其振舞程に嗜むへし、同たけの人の尋來るにも、とゞつきまゝりて見くるしき事也、

一出仕の時、御前へ參るへからず、御次に祇候して、諸傍輩の體見つくるひ、さて御とをりへ罷出へし、さ様になけれひ、むなづく事有へきなり、

一 仰出さるゝ事あらひ、遠くに祇候申たり共、先はやくあつと御返事を申、頓而御前へ參、御側へはひくゝより、いかにも謹而承へし、扱いそき罷出、御用を申調、御返事い有のまゝに申上へし、私の宏才を申へからず、但又事により、此御返事何と申候いんと、口味ある人の内儀を請て申上へし、我とする事なかれといふとなり、

一 御通りにて物語杯する人のあたりに居へからず、傍へよるへし、況我身雜談虚笑杯し

交際ノ心
得

讀書習字
ノ心得

宿老ニ對
スル禮儀

虚言ノ戒

歌道ノ嗜

馬術ノ練
習

益友ノ選
擇

てい、上々の事不及申、傍輩にも、心ある人にかきられへく候也、

一 數多ましりて事なかれといふとあり、何事も人にまかすへき事也、

一 少の隙あらひ、物の本をい文字のある物を懐に入、常に人目を忍ひみへし、寢てもさめても、手馴されひ、文字忘るゝなり、書こと又同事、

一 宿老の方々御縁に祇候の時、腰を少々折て手をつき通るへし、はゝからぬ體にて、あたりをふみならし通る事、以之の慮外也、諸侍いつれにも懇懃にいたすへき也、

一 上下萬民に對し、一言半句にても虚言を申へからず、かりそめにも有のまゝたるへし、そらこと言つくれひ、くせになりて、せゝらるゝ也、人に頓而みかきらるへし、人に糺され申てひ、一期の恥と心得へきなり、

一 歌道なき人の、無手に賤き事なり、學ふへし、常の出言に慎み有へし、一言にても人の胸中しらるゝ者也、

一 奉公のすきにひ、馬を乗ならふへし、下地を達者に乘ならひて、用のたづな以下り稽古すへき也、

一 よき友をもとめへきは、手習學文の友也、悪友をのそくへきひ、碁・將棊・笛・尺八の友也、是いしらすとも恥にはならず、習てもあしき事にはならず、但いたつらに光

邸内ノ用心

門限

火の用心

文武道ノ獎勵

陰を送らむよりハと也、人の善惡みな友によるといふこと也、三人行時かならずわか
 一師あり、其善者を撰て是にしたかふ、其よからざる者をい、是をあらたむへし、
 一すきありて宿に歸らハ、厩面よりうらへまハり、四壁垣ね犬のくハり所をふさき拵さ
 一すへし、下女つたなきものハ、軒を抜て焼、當座の事をあかなひ、後の事をしらす、
 萬事かくのことく有へきと、深く心得へし、

一ゆふへは六ツ時に門をはたとたて、人の出入によりあけさすへし、さ様になくしてハ、
 未斷に有て、かならず惡事出來すへき也、

一ゆふへにハ、臺所・中居の火の廻り我とみまハり、かたく申付、其外類火の用心をく
 一せになして、毎夜申付へし、女房ハ高きも賤も、さ様の心持なく、家財・衣裳を取ち
 一らし、由斷多きこと也、人を召仕候共、萬事を人に計申付へきとおもハす、我と手つ
 一からして、樣體をしり、後にハ^人にさするもよきと心得へき也、

一文武弓馬の道ハ常なり、記すに及ハす、文を左にし、武を右にするハ古の法、兼て備
 一へすんハ有へからず、

〔續本朝通鑑〕

百八十 後柏原天皇四

八月壬戌朔、丙子、北條長氏入道宗瑞、卒於伊豆韮山城、先是以小田原城讓氏、綱而其身移韮山城、葬修善寺、氏

綱爲宗瑞建寺於宮根湯本、號金湯山早雲寺、

〔北條盛衰記〕

一上

伊勢平氏新九郎由來之事

伊勢新九郎長氏、或ハ氏茂ハ云、明應年中ニ伊豆國堀越ノ御所成就院殿ヲ討テ、伊豆國
 ヲ治、後ニ早雲庵宗瑞ト云、次第ニ武威盛ニシテ、氏綱・氏康・氏政・氏直、相繼テ關
 八州悉ク切順へ、東八ヶ國ノ大名・小名門前ニ市ヲ成ス、諸國ノ往來貴賤トハ小田原
 ニ集リ、五代ノ繁昌不可勝計、然ルニ、早雲伊豆國ヲ切テ取事多説有、一説ニ京都ノ公方
 慈照院義政公ニ使ヘテ有シカ、義政公御他界ノ後、駿河へ下リ、今川義忠ヲ頼、縁者爲
 ニヨリ、^{〔興下局シ〕}高國寺ノ城ニ被居、新九郎文武智謀ノ勇士ニテ、忠功他ニ異成トテ、義忠ノ子
 息氏親、此新九郎ヲ崇敬ス、其比伊豆國ニハ^{シカト}定シタル大將モナク、一郡ヲ十人廿人宛分
 持ニスル由ヲ聞、能時節ト思、手勢貳百騎、氏親ヨリ三百騎加勢ヲ請、都合五百騎、清
 水ノ浦ヨリ舟ニテ伊豆國へ押渡リ、舟ヨリ上リ、先制札ヲ立ル、一明家ニ入、諸道具ニ
 手掛事、并一錢ニ當ル物何ニテモ取事、一國中ノ侍并土民ニ至迄、住所ヲ去ル事、右條
 ヲ堅令停止畢、若違犯之輩於有之者、速ニ嚴科可處者也、仍執達如件、右之高札在々所
 ヲ々ニ立置、扱村中ノ家ニ入テ見ルニ、家コトニ五人三人宛病人有、是ハ如何ト尋ルニ、
 此比風病葉流、諸人五七日宛相煩、十人ノ内八九人ハ死ル、敵ノ海賊俄ニテ、我々足立